



\* 0019332000 \*

0019332-000

330.4-Ta237t

東亞建設戦と財政経済の再編成

高橋亀吉・著

千倉書房

1939

ADA







高橋 亀吉 著

東亞建設戰と財政經濟の再編成

千倉書房 版



330.4

Ta237t



696303

### 序

一、武漢、廣東の攻略を劃期にして、時局は愈々、東亞新秩序確立のための、長期建設戦の段階に進展した。と共に、これ迄の、財政經濟上に於ける戦時の應急的一時對策は、新段階に即應して、此際、根本的に再編成せられねばならない時機に直面したのである。謂ふ所の長期建設戦の目的達成の如何は、右の再編成が、果して旨く、適時に於て、行はれ得るや否やに、その大方が懸ると云つても決して過言ではないのである。

一、財政經濟の再編成そのもの、主なる對象は、云ふ迄もなく、財政經濟そのもの、側に在る。併し、從來の自由經濟時代と異り、今日の統制經濟の下に於ては、かゝる財政經濟の再編成の達成は、統制の中軸をなす政府の行政機構と、官僚精神その

序

一



ものとの、再編成を前提条件として、はじめて可能である。少くとも、財政經濟側面と、政治機構面との兩者の再編成が、不可分的關係に於て實踐せられる場合に於てのみ、はじめてその目的は達成し得られるのである。

一、否、統制經濟の本質から云へば、政府の行政機構と、官僚精神との改革が先づ行はれ、その新機構と、スタッフの新陣容の下に於て、企畫と統制とが総合的に行はれてのみ、はじめて、長期建設戦に即應せる財政經濟の再編成が、眞の意味に於て可能となるのである。然り、本書の到る處に於て、讀者の容易に看取し得られるであらう如く、現下必要なる財政經濟の再編成は、何れも、先づ、政府行政機構の根本的改革を、前提條件的に強く要求してゐるのである。

一、然るに、實際に於ては、各省割據の強韌なる繩張觀念と、官僚獨善的強き傳統とのために、此の空前の非常時に於て尙ほ、時局對策上最も必要なる、肝腎の政府機構そのもの、改革が、驚くべきことには一番遅れて居り、たま／＼改革に着手せら

れたものがあつても、枝葉末節のものに止る有様である。此間に於て、文字通り國運を賭しての宏莫たる長期建設戦そのものは、着々と進行して、財政經濟の一大再編成の要求を、一刻も猶豫しないのである。かゝる跛行的缺陷そのものに、現下各種の、長期建設戦的財政經濟の失策が、主として淵源してゐるのである。

一、斯様なわけで、謂ふ所の長期建設戦下の財政經濟再編成の問題は、實は、現在に於ては、寧ろ政府行政に於ける、財政經濟機構と官僚精神との再編成そのものに、其の中心點が在ると云つて良いのである。民間經濟それ自身の再編成は、現實の必要に即應せられて、已に着々と進行しつゝあること、本書に指摘せられてゐるが如くであるからである。此點、即ち、長期建設戦に即應する財政經濟の再編成に於ける最難關が、資本家側の改革に在ると云ふよりも、寧ろ、官僚側のそれに在ると云ふ點につき、所謂「革新派」は特に注目すべきであらう。

一、だが、以上に言及した、現に進行しつゝある民間經濟の再編成そのものは、謂は



ば、長期建設戦現實の必要に即應して、自然發生的に、個々バラ／＼に生起し來れるものであつて、総合的計畫性に著しく缺けてゐるのみならず、其處には未だ新政策そのもの、建設的精神も、歴史的性格も吹き込まれてゐず、自然、其の前途に對しても明確なる方向を與へず、其の結果、流言蜚語的揣摩臆説のため、折角の財政經濟の建設的再編成が、徒らに、財界に脅怖的不安を與へ、經濟的混亂を結果すると云ふが如き失策を繰返してゐる。斯くの如きは、財政經濟の再編成を、建設的意味に於て、総合的に企畫統制する肝腎の中樞機關、即ち、行政機構と官僚精神との再編成が、跛行的に著しく遅れてゐる結果であることは云ふ迄もあるまい。

一、本書は、長期建設戦に即應すべき我が財政經濟の再編成が、如何なる方角に向つて、如何なる點を、如何に改編すべきであるかの主要點を示すと共に、以上の如く、それ等の再編成が、政府行政機構並に官僚精神の改革と、如何に密接不可分のものであるかを明かにし、同時に、かゝる再編成に關する客觀條件、並に現下の非常時

局に於ける、内外經濟の客觀事情等につき、卑見を述べたものである。併し、その所論は、例の如く、著者が、最近、各所に於て、時論の形で、或は執筆、或は講演せし意見を撰集せるものであつて、本書のため新に、書き下したものである。此點、豫め御含みを請ふものである。

昭和十四年一月

高橋經濟研究所に於て

高橋 龜 吉



目次

第一編 戦局の新段階と財政経済の改編……………一

第一章 長期建設戦と戦時経済改編の中軸點……………三

第一節 老大豫算と破綻防遏の重點一變……………三

第二節 経済的破綻防遏対策の新重點と其の重大性……………五

第三節 経済總力の軍豫算集中と豫算運営の革命必要……………二

第四節 議會より財政權の一括委任を受け三ヶ月毎に實行豫算を作れ……………一五

第二章 武漢攻略後の新段階と改編經濟對策發展の方向……………三

第一節 武漢の攻略と我が戦時經濟の位置……………三



第二節 臨時應急の一時對策より計畫的持久對策への轉換と  
其の重大意義……………二六

第三節 漢口攻略後の戰時經濟機構の問題……………三〇

第三章 戰局の新段階と國家總動員法發動の意義……………三三

第一節 新段階と統制強化を決定する諸要因……………三三

第二節 國家總動員法發動の意義……………三五

第四章 大攻略戰一段落と物資需給の前途……………四二

第五章 總動員法發動と株式配當制限問題……………四七

第一節 株式配當制限論と問題の所在……………四七

第二節 配當制限大藏省案の持つ重大弊害……………五三

第三節 大藏省案配當制限と企業心の頹廢乃至不健全化……………五六

第四節 一律的配當制限に對する弊害是正對策……………五九

第六章 戰費インフレ防遏度の真相と今後の對策上  
注目すべき重大點……………七〇

第一節 事變勃發後のインフレと其の消化……………七〇

(A) 事變勃發以降の表面的公債消化状態……………七〇

(B) 實質上のインフレ消化状態と其の意味……………七三

第二節 インフレ防遏實力の真相と新對策の急要……………八一

第七章 長期建設戰と増稅並に稅制の根本理論の再吟味……………八九

第一節 平時租稅論と戰時租稅論を峻別せよ……………八九

第二節 從來の財政稅制理論に根本的再吟味を要する主點……………九四



第八章 武漢攻略に對する第三國の評價と注目點…………… 一〇一

  第一節 事變と背後の第三國關係…………… 一〇一

  第二節 武漢攻略と海外の對日評價激變の氣運…………… 一〇四

  第三節 武漢攻略による我が經濟の有利化…………… 一〇九

  第四節 廣東武漢喪失と支那側の最大打撃點…………… 一一一

第九章 長期建設戰と今後の諸問題…………… 一二五

第十章 重工業化と我が農業今後の變革…………… 一三〇

第十一章 時局新段階と國民再組織問題…………… 一三六

  第一節 舉國一黨運動と問題の重點…………… 一三六

  第二節 國民再組織問題と其の方向重點…………… 一四〇

**第二編 經濟統制の第二段階轉入と其の諸問題…………… 一五三**

第一章 戰時經濟統制第一段階期の缺陷と其の修正方向…………… 一五五

  第一節 戰時統制第一段階期の缺陷と弊害…………… 一五五

  第二節 戰時統制に於ける過誤と其の訂正…………… 一五六

  第三節 現行戰時物價統制の不備と其の改革…………… 一六三

  第四節 戰時經濟統制機構の不備と改善の方向…………… 一六五

  第五節 經濟警察の目的は何處に在りや…………… 一六九

第二章 物價統制の第二段階轉入と問題の重點…………… 一七三

  第一節 戰時物價統制第一段階の使命と其の一過…………… 一七三

  第二節 根本的物價對策としての物資需給調整の急務…………… 一七六



第三節 今後に於ける公定價格調整問題の重點……………一八一

第三章 物價對策の新段階と統制機構改革の急務……………一九一

第一節 物價根本對策としての物資需給對策確立の急務と其の眼目……………一九一

第二節 物價對策の新重大局面……………二〇〇

第三節 強力なる物價統制中樞機構確立の急務と其の理由……………二〇五

第四章 戰時經濟の第二段階と輸出對策今後の重點……………二一一

第一節 最近に於ける輸出の好轉と其の實情……………二一一

第二節 輸出振興對策今後の重點と問題の所在……………二二二

第五章 戰時統制強化の經濟的摩擦と其の位置……………二二七

第一節 我が國民經濟現下の根幹的構成と統制に基く摩擦の位置……………二二七

第二節 統制の積極面と其の摩擦面との相殺的位置……………二三一

第三節 戰時に於ける物價抑制の意味……………二三三

第四節 戰時統制強化の綜合的成果と我が經濟位置……………二三六

第六章 戰時經濟統制とその歸趨……………二四〇

第一節 平時經濟より戰時經濟への展開……………二四〇

第二節 戰時經濟統制の特質と長期建設統制……………二四五

第三節 戰時經濟統制の歸趨と問題の重點……………二五一

**第三編 日滿支ブロック經濟と統制經濟……………二五七**

第一章 ブロック經濟の生成と其の意義……………二五九

第一節 ブロック經濟生成の經濟的基礎……………二五九



第二節 ブロック経済の本質と其の発展の方向……………二六三

第三節 日滿支ブロックの意義と目標……………二六八

第二章 日滿支ブロック経済と新支那經濟建設の方向……………二七五

第一節 國民政府の經濟政策の特色と其の缺點……………二七五

第二節 支那經濟の事變に由る一大破壊と其の復興力……………二八〇

第三節 日滿支ブロックと新支那經濟復興の方向……………二八五

第四節 世界のブロック經濟化と半植民地支那の位地……………二八八

第五節 日滿支經濟ブロック結成の方法と内容……………二九三

第六節 日滿支ブロック下の新支那經濟建設の方向……………二九七

第三章 戰時經濟統制の本質とブロック經濟統制の方向……………三〇六

第四章 日本經濟發展段階の飛躍と樺太開發策の再吟味……………三〇四

第一節 我が經濟の發展段階と樺太開發策……………三四

第二節 我が國際位置の一變と樺太開發策……………三四八

(A) 日本の國際政治經濟位地の向上と樺太……………三四九

(B) 日本經濟力の飛躍的發展と樺太……………三五二

(C) 其の他の諸問題……………三五三

第五章 事變下の滿洲經濟の發達と其の意義……………三五七

**第四編 長期建設戰期の財界問題……………三六三**

第一章 重工業の第二段階發展と企業資金の社債  
重用時代來る……………三六五

第一節 起債界の復興と注目すべき新傾向の擡頭……………三六五



第二節 事業資金中の社債位置の近年に於ける變態的急降下と其の事由……………三九二

第三節 重工業化學工業の社債活用過少の問題……………三九六

第四節 社債重用の新時代展開の豫見と其の事由……………四〇三

(A) 企業者自身社債の活用を有利とする事情の成熟せること……………四〇四

(B) 其の他の側面に於ける社債活用事情の好轉乃至成熟……………四〇六

第二章 新興企業に於ける社債利用の新段階顯現と其の意味……………四一一

第一節 銀行の證券投資と其の方向轉換……………四一一

第二節 起債市場最近の特徴と其の意味……………四一六

第三節 總動員法發動による企業金融の變化と起債界の位置……………四二〇

第四節 金融情勢の前途と社債時代の進展……………四二三

第三章 株式取引高減退の傾向と其の意義……………四三〇

第四章 經濟統制と證券取引所今後の位置……………四三六

第一節 現下に於ける株式取引所不安の實體……………四三六

第二節 株式市場の投機性減少と其の經濟的意味……………四四一

第三節 統制經濟下に於ける取引所の存在意義……………四四五

第四節 新段階に於ける取引所發展の方向……………四四八

第五章 海外市場景氣より見たる我が貿易の前途……………四五四

第一節 現下世界景氣の基調と我が貿易上の最大關心點……………四五四

第二節 米國の軍擴乘出しと其の一般景氣煽揚力……………四五八

第三節 英國再軍備の急進化と其の世界景氣振興力……………四六一



第四節 世界景氣の前途と我が貿易問題の重點…………… 四六九

目次(了)

第一章 緒言…………… 一

第二章 世界景氣の概況…………… 一〇

第三章 世界景氣の前途…………… 二〇

第四章 我が貿易問題の重點…………… 四六九

第一編 戦局の新段階と財政

経済の改編



## 第一章 長期建設戦と戦時財政経済改編の中軸點

### 第一節 老大豫算と破綻防遏の重點一變

十四年度の豫算は、臨時軍事費を加算すれば、八、九十億圓見當と云ふ老大な額に上り、十三年度よりも更に増大する事情に在ると新聞は傳へてゐる。内外の事情から云つて恐らく事實であらう。

國民の多くは、此の老大豫算遂行上の最大難點を、悪性インフレ化の防遏に在りと、これ迄通りに依然考へるであらう。いかにも、その限り間違つてはゐない。だが右は、戦時統制そのものゝ未だ本格化せざりし當時に於ける問題であつて、今日の如く、戦時統制の本格化せる場合に於ける問題の焦點は最早其處にはなく、別個の所に、ヨリ重大な問題を提起するに至つてゐるのである。

無論、戦時統制下に於ても、老大豫算に伴ふ悪性インフレ化を如何にして防遏するかは本質的には依然、最も根本的な問題たることを毫も失はない。だが、單に、悪性インフレ化の現象そのものを防遏する方法は、戦時統制の強化に由つて従來に比し遙かに整備せられるに至つてゐる。例へば、物資需給の調整に關する統制、物價、貿易、金融等に關する統制等、老大豫算に直面して悪性インフレ化



を防遏するに必要な手段は、従來に比し、著しく整備強化せられ、且つ、その運営當事者の手腕も少からず熟達するに至つてゐる。

斯く、悪性インフレ化防遏の手段方法が、發達、整備、強化せられ、而して、その統制技術の發達せる場合に於ては、尨大豫算運営上の失策は、必しも、謂ふ所の悪性インフレ現象の形に於て破綻せず、他のヨリ直接的な破綻の形式を採る惧れの方が、甚大となるのである。何となれば、假りに尨大豫算の運営に失敗して、物資の需給に假令一大缺陷を露呈した場合と雖も、戦時経済の下に於ては、此の場合必然に起る物價暴騰、爲替暴落、紙幣の暴落等、悪性インフレ化を示すが如き現象は、現下の本格的戦時経済体制の下に於ては、物價統制、金融、爲替統制、消費統制等の精巧なる統制技術に由つて、之れを現象的に防遏することは必しも難事でないからである。併し乍ら、物資需給の一大缺陷と云ふ本質的破綻そのものは、儼存するのであつて、その破局に伴ふ経済破綻は他の形に於て露呈されるのである。

即ち、かゝる場合には、物資需給調整の失敗に基く一大破局は、必しも物價暴騰、紙幣暴落と云ふが如き金融的、間接的現象に於ては破綻せずして、或は原料の一大缺乏に基く事業運轉の大規模的不能化、或は物資缺乏に基く緊急重要計畫の致命的齟齬、國民生活そのもの、一大困窮等々、直接的且

つ根本的的重大破局の形に於て、物資調整上の失策は、その破綻を露呈するに至るのである。

此の直接的破局は、悪性インフレ化の如き間接的破局よりも、その打撃、その弊害は、遙かに強烈甚大である。殊に、現下の如き戦時非常の場合、その破局の及ぼす打撃と弊害とは、實に量るべからざるものありと云はざるを得ない。従つて、今後の豫算が尨大であればあるだけ、此際之れを圓滑に運営し、以て、運営上の失策よりして一大破局を來たすが如き惧れなきやう、萬全の策を講ずる必要がある。

## 第二節 経済的破綻防遏対策の新重點と其の重大性

尨大なる豫算の繼續のため、戦時経済統制は、今後愈々全面的に強化せられる事情に在ること周知の如くであるが、此の場合、統制の強化と云ふことは、戦時経済下の生産、消費の各部門が、愈々計畫化せられることを意味するや云ふ迄もあるまい。

自然、尨大豫算を擁する今後の我が長期建設戦に處する第一のキイ・ポイントは、生産、消費（豫算を含めて）に對する計畫を、最も綿密、精確、合理的に、如何にして樹立するかに、先づ全力を擧げるべきであることは、自明であらう。



だが、著者の茲に強調したいことは、その點ではない。假りに、かゝる計畫が理想的に出来上つたとしても、實際に於ては、その計畫が豫算通りに行かぬ場合が頻々と起るのである。例へば、次の如き場合がさうである。

- (1) 不測の天災に由る計畫の齟齬。例へば、大風水害、地震、大火、不作等の如何に由つて、物資の生産消費の計畫は一大影響を受けるが如きである。
- (2) 貿易の變動。これは或る程度までは豫測も出来るが、併し、豫測の出来ぬ事情のため、輸出の計畫は多大の影響を蒙る場合多きこと、現に昭和十三年の事實が最も雄辯に之れを語るところである。

- (3) 軍需それ自身の變動。之れは相手のあること故、相手の如何に由つては、豫定の如くも參らな

いこと説明を要せないであらう。

以上は、戦時の計畫經濟それ自身が、各部門共に計畫通りに精確に樹立せられ得たと假定して、尙ほ且つ、豫定の如く行かざる事情の主要點を指摘したのであるが、現状の如き総合的ならざる且つ貧弱なる統制機構と基本資料不足との下に於ては、計畫經濟の樹立それ自身が、少からず不精確たらざるを得ざることは、何人も否定し得ないところであらう。而して、例へば、石炭の如き重要部門一個

所に於ける計畫の齟齬、即ち、人員不足、資材、運輸の齟齬等に基く豫定出炭の不足は、其の部門のみの齟齬に止らず、他の全産業に對する一大齟齬を結果するものなること絮説を要せないであらう。(註参照)

(註) 統制經濟の総合的ならざる結果、石炭増産計畫が、色々の齟齬を來たし、その是正對策の必要極めて甚大なることは、例へば、昭和石炭株式會社社長古田慶三氏が、左の如く述べてゐられることに由つて明かであらう(『投資經濟日報』昭和十三年十二月八日號)。

『所が段々計畫や工事の進むにつれて、色々な困難が湧起して來た第一に機械が要る、それに伴つて色々の物資や資材が要る、労働者が要る、技術員が要る、これをどうするかといふ問題に達せねばならなかつた。具體的にこれを検討するの必要に迫られて來た。

恰も一般の財界は殆ど總てのものに亘つて統制が強化され、軍事に必要なものを優先的に扱つて、然らざるものは種々の制限を加へらるゝの餘儀なきに至つた。原料は勿論鐵材、機械その他輸入制限を蒙つた結果、石炭の増産計畫に必要な資材は思ふやうに手に入ることが出来ない。特別の許可を以て機械を注文しても一年半も経たねば到着しない有様である。

労働者も到底足りない。募集しても應ずるものが少ない。軍需關係の陸上工場の吸収力が強く、労働者としても陸上勤務を希望し、又待遇もよいといふ所から、地下労働を嫌ふといふ傾向を示して居るため、石炭會社はこの點で頗る困難な地位に立たされたのである。

そこでこの實情を政府に訴へ、増産計畫の實行困難を陳情した所、それは尤もである、材料がなければ工事は



出来まいといふので色々の資材の部分的配給統制が出来た。鐵山の方でもそれを以て出来るだけの供給を圖らうといふ事で今實行しつゝある次第である。

しかしここにも困難があつて、折角配給統制は出来たけれども、割當てられたものは實際の所要高よりも少ないものである上に、その割當數量すら事實の引渡數量とはズツと減つて居るといふ状態で、茲に増産計畫は齟齬を來して居る。勞力の不足も緩和されないのみか、召集に應じて今日まで×××××人の勞働者が出坑するといふ有様で、能率は非常に低下して來る。新に募集した人は無經驗な素人だからこれを訓練して行かなければならぬ。その間の能率低下は防ぎやうもない。

一方には炭價引下といふ事を餘儀なくされて居る。これは國策遂行のため吾々は一言もない譯で柔順にこれに服従して引下を實行して居るのである。

斯くて採算の基礎、物資、勞力の不足などといふ色々の事情のために、増産意の如くならず、所期に反するやうな實績を示しつゝあることは吾々の深く遺憾とする所で、これが對策については非常に苦心しつゝある次第である。』

斯様なわけで、假令、政府が此際、如何に綿密、合理的な物資需給の計畫を樹立し得たとしても、時に、物資需給は少からぬ齟齬を生ずるものであり、況んや、現状の如く、計畫樹立の基本資料乏しく、総合的計畫樹立の中樞機構に缺けてゐる實情の下に於ては、物資の需給計畫は、常に鮮少ならざる齟齬を來たすものであること、現に、事實の證明し來れるところである。

然るに、これ迄に於ては、かゝる一大齟齬の起れる場合に於ても、國家經濟は、重大なる破綻を來

たすことなく、兎に角、大過なしに之れを調整し來れること周知の如くである。此の過去の事例に幻惑せられて、物資需給計畫に一大齟齬の萬一起れる場合、之れに對處する方策を豫め備へることが、此際如何に緊要であるかの重大性につき、その認識が官民共に著しく缺けてゐる。著者が、茲に本章に於て、特に識者の注意を喚起せんと欲するは、即ち此の點である。

顧るに、最近までには、かゝる物資需給計畫の一大齟齬に處する對策は、戰時統制經濟下に在り乍ら、依然、資本主義經濟そのもの、調整作用にその大部分を依存して來たのであつて、統制經濟それ自身の有するかゝる調整機能は未だ極めて不完全極るものであつたのである。例へば、資本主義經濟それ自身は、物資需給の激變に對處すべく左の如き方法を豫め備へてゐるが、之れ迄に於ける戰時經濟下の物資需給計畫激變の場合の調整方法は、其の大部分はすべてこれ等の資本主義的手段に依頼したものであつた。

#### 物資需給の激變と資本主義經濟の調整方法

(1) 多大の在荷を擁して、不時の激變に備へてゐること。

(イ) 物資そのものゝ形に於ける在荷。例へば倉庫在荷、各工場商店等の手持品等々。

(ロ) 正貨乃至對外債權の蓄積。



(2) 生産力に相當の餘裕を持つてゐること。即ち、設備乃至人員の、例へば二割内外は平時に於ては豫備として遊休状態に在つて、一朝、物資の需給が窮屈になれば、之れをフルに運轉して急に應じてゐるのである。

(3) 物資の需給事情に即應して、民需そのものを伸縮自在に増減すること。例へば、物資が一度び供給不足となれば、或は物價高、或は金融引緊の形に於て民間の事業計畫、其の他の豫定需要は、伸縮自在に或は抑えられ、或は延期せられるが如くである。

然るに、事變第三ヶ年の今後に於ては、萬一、物資需給に一大齟齬の起れる場合、最早、(1)及(2)の備えに依頼することは出来ないのである。かゝる餘裕部門は、現下の非常の必要に應ずべく既に、大略フルに利用せられてゐるからである。又、これ迄の戦時経済に於ては、(3)の民需を抑えることに由つて、急に應ずる餘地が多分に在り、従つて、物資需給計畫が豫期の如く行かざる場合の應急調整策として、此の方法が大規模に利用せられたのであつた。去る五、六月(十三年)に於ける戦時経済統制本格化の急施の如きその著例である。然るに、此の(3)の民需抑制の餘力も亦、今後に於ては極めて限られてゐて、最早、之れに大なる調整作用を期待し得ざること、次節に詳叙の如くである。

果して然らば、従來の如きやり方の下に於ては、今後若し、物資の需給計畫に豫期せぬ一大齟齬の

起れる場合、之れを應急に調整する途は最早無く、自然かゝる場合には、戦時経済はその根底に於て、本質的的一大破綻に襲はれると云ふ恐るべき危険に曝露せられることになるわけである。云ふ迄もなくかゝる缺陷に適應する效果的對策を此際樹立することが、我が戦時経済上、刻下最緊急の重大事である。問題は、其の手段方法如何である。而して著者は、かゝる對策としては、次節以下に述べるが如き方法以外に、此際、效果的方法無しと考へる者であるが、此點につき識者の深甚なる考究を切に要望せざるを得ない。

### 第三節 經濟總力の軍豫算集中と豫算運營の革命必要

國家の豫算は、國民經濟それ自身の變動如何に煩はされることなく、議會の議定せる通り實行せられる、と云ふのが、これ迄に於ける豫算實行の原則である。なる程、一大恐慌に襲はれるとか、内閣が更迭せる場合とかに於て、豫算を改訂して、實行豫算を作ると云ふ事例は、決して稀ではない。だが、此の場合と雖も、豫算の實行は、當然國民經濟の實情如何に順應して伸縮せらるべきであると云ふことが、原則的に認められてゐるわけでは決して無いのであつて、寧ろ、政府の政策變更の意味に於て、豫算が改訂せられるのである。



斯くの如く、豫算は國民經濟の實情如何に拘らず、議會が通過せる通りに實行せらるべき性質のものなりと云ふ原則は、今日戦時統制經濟の下に於て、豫算が國民經濟の大部分を支配するに至れる非常の場合、依然、何等の變更を受けることなくして、そのまま存続してゐるのである。ところで、豫算の實行に關する右の如き從來の原則は、實は、左の如き客觀事情を前提條件として發達せるものであり、従つて、かゝる客觀事情の下に於てのみ、はじめて許容し得る原則であるのである。即ち、

- (1) 國家の財政支出の、國民經濟上占める比重が、比較的に小部分であつて、自然、國民經濟上の變化は、その大部分を占める民間經濟の側面に於て、之れを十分調整し得る餘地多大なること。
- (2) 國民經濟の運営上起ることあるべき豫期せざる支障に應ずべく、十分の餘裕を、國民經濟が豫め持つること（即ち、前節に『物資需給の激變と資本主義經濟の調整方法』と題して掲記せる餘力を國民經濟が備へてゐること）。
- (3) 加之、内外の事情に激變なく、大凡一ヶ年間の計畫が、一ヶ年半位ひ事前に、大體の見透しが出来ること（現制では、翌年三月以降一ヶ年間の豫算を晚くも前年の十一月中には決定せざるを得ないから少くとも約一ヶ年半の見透しが必要だ）。

事實に於て、平時に於ける從來の豫算は、大體、右の如き客觀條件の下に編成せられたものであ

り、その故に、前叙の如き豫算實行の原則を適用しても、云ふに足る故障は起らずに済んだのである。

然るに、現下の『長期建設戦』下の老大豫算に於ては、事情は右とは全然違つてゐる。

第一に、國家の豫算は、從來の如く、國民經濟の一部分を占めるに過ぎざるものとは全然異り、いまや、國民經濟の大部分を支配してゐるのである。國家の經濟總力を、長期建設戦に總動員し集中してゐる當然の歸結である。然り、今や國策上緊急必要ならざる民需は、極力之れを抑止、制限してゐる結果、現下の國民經濟の殆んどすべては、國家豫算の支配下に在ると云つても、必しも過言ではないのである。かゝる状態に於て、國民經濟上に起る物資需給の豫期せざる激變に超越して、國家豫算の實行を期するが如き原則を依然續行することは、到底、不合理、不可能であると云ふべきだ。

況んや、第二に、平時の如く、國民經濟上に十分の餘裕を残せる場合の豫算でなく、緊急非常の要求に應ずべく、あらゆる國力を百パーセント動員し活用するため、極限に近くまで膨脹せる豫算を組まざるを得ざる事情のものなるに於ておや。しかも、資本主義經濟それ自身がこれ迄保有せし餘力（その多くは、平時に於ては資本主義經濟の無駄として多く考へられ易かつたものであるが）が、既に、これ迄に於て、極限に近く利用せられ盡してゐること既述の如くであるのである。



加之、第三に、内外の事情は文字通り暴風期に在るのであつて、半ヶ年先きのことすら、豫測に困難である。況んや、一ヶ年半の見透しを必要とする豫算の編成は到底不可能だ。尤も、百の力が在る場合に、五、六十の豫算を組めば良い状態であれば、それでも、何とかやつて行ける豫算を組み得るが、今日の如く、百の力を極力百に利用する豫算編成の必要ある場合に於ては、平時の如き豫算の編成と、その實行方法とを依然續行することは、到底不可能なりと云はざるを得ない。

最後に、併し、最も重大なることは、今日の戦時経済の中心點は、最早、金融側面にあるのでは無くして、物の側面に在ること、既に、當路大臣の繰返し指摘し聲明し來れる如くである。従つて、豫算の合理性、適否、等の重大問題の基準そのものも、金融的事情そのもの、金額そのもの、如何に在るのではなくして、それだけの豫算を圓滑に實行し得るだけの物資の需給事情を、果して具備せるや否やに問題の重點は在るのである。従つて、嚴密に云へば、かゝる物資の需給状態が、先づ以て明かに豫測出來ざる限り、適正なる豫算の編成、及び其の審議は今日に於ては到底不可能である筈である。然るに、在來の豫算のやり方は、金融中心の時代のまゝであり、従つて、その金額のみが問題となるのであつて、物資の需給豫算とは直接何等の關係なく遊離して編成せられるものである。斯くの如きは、今日の如く、金融事情と、物資の需給事情とが、殆んど全く遊離せる場合に於ては、實は豫

算の編成審議そのものが、その部分は無意味となつてゐるわけである。云ふ迄もなく、此の一點から云ふも從來の豫算は、その編成、その實行方法ともに、現下の實情に添はざること甚しきものである。

現下非常の要求に應ずべく、國家の總力を、財政の管を通じて、長期建設戦に極力集中し、之れを百パーセントに利用せざるを得ざる今日の場合に於て、豫算の編成と實行とが、依然、平時のまゝに残されてゐることの、如何に無謀極るものであるかは、以上に由つて、其の大體を理解して戴けたものと思ふ。然らば、此の緊急非常の場合の豫算編成と其の實行方法とは、之れを如何に改訂せらるべきであらうか。

#### 第四節 議會より財政權の一括委任を受け

##### 三ヶ月毎に實行豫算を作れ

前節迄に於て詳叙せるところに基き之れを考究するに、現下非常の場合に於ける豫算は、少くとも、次の如き二大原則の下に編成せられ、實行せられるものであらねばならないわけである。

第一に、前叙せる如き現下の客觀事情の下に於ては、從前の如く、一ヶ年分の豫算を、前途を見透



して、事前に樹立すると云ふが如きことは、到底不可能である。従つて、現制の如く、來年度全體の豫算を一ヶ年以上前に議會に於て協賛を求めると云ふ平時のやり方は、實質的には無意味である。さればとて、その時々々に臨時議會を開くと云ふことも、實行上、現下非常の要求に副はざるものなるが故に、議會は、此際、財政權を一括して政府に委任し、別に、代表議員をして、豫算の編成、運営等に參與し得る機構を後述の如く設けること。

第二に、平時に於ては、豫算は、國民經濟事情の如何に拘らず、之れを豫算通りに實行すると云ふのが原則であつたが、今日の如く、豫算が國民經濟總力の大部分を動員し、集中し、且つ、國家の經濟力を百パーセント活用せざるべからざる場合に於ては、此の原則は、根本的に更められねばならない。即ち今日の場合に於て、我が戰時經濟を最も有効、圓滑に運営するがためには、豫算の實行それ自身が、國民經濟事情、物資需給の實際上の變化に適應して、刻々、之れに順應することを原則とするものたらしめねばならぬ。今後、需給の豫測に著變の起れる場合、戰時經濟そのものゝ一大破綻と云ふ重大現象を露呈することなく、圓滑に之れを運営し得る途は、國民經濟の大部分を支配する豫算そのものを、物資需給の實情に順應せしめるやう、多分の伸縮性を持たしめる以外に他に手段はないからである。此點は、前節迄の記述に由つて容易に理解せられるところであらう。

問題は、以上の如き二大原則を具體化するには、如何なる機構に據るべきかであり、此點、至急、識者の一大研究に俟たねばならぬところであるが、試に、著者の私案を示せば、左の如くである。

- (1) 物資の需給を最も総合的に調査し、調整し得る一大中樞機構を設けること（現在の物動計畫の如く、單に軍需品に限らず、一般物資につき）。
- (2) 豫算は一應、暫定的に一ヶ年分の計畫を樹て、之れを審議決定するも、それは最後の決定ではなく物資現實の需給事情の趣移に従つて、例へば、三ヶ月毎に、實行豫算を更めて審議決定し、之れに従つて豫算を實行すること。尙ほ、一ヶ年分の豫算の暫定的決定すらも、物資需給の一ヶ年分の豫算を樹てたる上にて決定することにすべきであつて、今日の如く、物資需給の實情と遊離して決定するが如きことをなさざること。
- (3) 従つて、豫算の審議決定は、之れを、物資需給を総合的に司る新機關に移し、主計局は、之れに併合すること。而して、此の機關には、軍部、文官、政黨、民間の有能達識なる者より成る強力なる審議會を造り、刻々と變化する需給の實情を常に調査し考慮して、次の三ヶ月の豫算を之れに適合さすものとする。

以上の如き豫算の新機構は、常に、戰時經濟の圓滑なる運営を期するのみに止らず、思ふに、之れ



に由つて現下豫算の編成上最も厄介なる問題、即ち、各省の強烈なる豫算の争奪を、如何に適切に調整するかの問題をも、併せて合理的に解決するに著しく役立ち得るであらう。

蓋し、右の審議會に於て、現實の要求と實状とを基礎にして、四六時中、常に練りに練ることが出来るから、今日の如く、豫算編成期に一氣に各省の要求を審議し、決定せねばならぬ場合の如き理解の齟齬は、著しく緩和せられ、且つ、其の僅かの時期を逸しては要求は通らぬと云ふのではなく、一年四回に亘つて要求を實現し得る機會が與へられるのであるから、妥協も容易になると考へられるからである。(「高橋財界月報」昭和一三・一二月號)

X X X X X

(追記) 計畫經濟の総合的調整を期すると云ふことは、實は最も重大でありながら、最も困難なことであつて蘇聯に於ても、已に、計畫經濟十ヶ年の體験を経てゐながら、此點の齟齬のため、その經濟計畫に多大の支障を來たし現に、その是正のため大童になつてゐることは、直井武夫氏の左の如きソ聯現狀談の中にもハッキリ現はれてゐると思ふ。

「最後にソ聯經濟に於ける各部門の發展の不均衡が指摘せられねばならぬ。これはいかにも不可思議のことに思へるかも知れぬ。大體ソ聯の如き計畫經濟の下に於ては各部門の総合的發展が經濟の本質でなければならぬ筈だからである。然るに、一九三八年二月大改造の行はれたゴスプランの新規定に於ては今更の如く「國民經濟計畫に於て各部門の發展に於ける適正なる相互關係を保障し、國民經濟内の不均衡を阻止するに必要な手段を講

ずること」が最重要の任務とされてゐる。而してその内容としては、「ゴスプランはソ聯邦の國民經濟計畫に於て社會主義工業の相關聯する諸部門間、即ち採取工業と加工工業、農業と工業、國民經濟と運輸等の作業をそれぞれ調整し、生産の發展と消費の増大、生産に對する融資と物資の供給とをそれぞれ適合せしめ、遠距離輸送及び對向輸送を一掃するため各地に於ける企業の配置を適正ならしめ、且つ企業を原料地及び消費地に近接せしめねばならぬ」としてゐる。

從來に於ては「建設」「發展」に熱中したため各産業部門間の均衡とか、一部門内部の整備は殆ど顧られずに經過した。又産業の地方的配置についても缺陷が多く、資本主義の下に於ても見られぬ程の不經濟が生じてゐる。例へばクズメスの石炭とマグネシウムとゴルスクの鐵礦との結合であるが、この間三千キロの距離があり、この間の鐵道を非常に酷使してゐる。更に各種産業別に見ると綿業に於ては機械に對して紡錘が非常に不足してゐる。一九三七年の收量八十二萬噸の棉花に對して紡錘不足の爲一九三八年は六十萬噸しか處理出來ず、爲に機械の一五%を遊休せしめねばならぬ状態である。亞麻業に於ては十三萬噸以上の機械能力あるに不拘亞麻系紡錘能力は十一萬五千噸乃至十二萬噸しかない。製鐵についてみればモスクワ中心の中央と、ハリコフ中心の南露地方とウラル地方とに各々製鐵所が集中してゐるが、この三地方にある機械工場に要する鋼材を夫々に造れば理想的であるのに各地で思ひ思ひにこれを造つてゐる爲、運輸系統に意外の負擔をかけ、非常な損害を及ぼしてゐる。その他、自働車はボディが出來てもタイヤが不足であるとか、電力はタービンがあつても汽機が不足であるとか、この種の例は頗る多いのである。又、生産地と消費地の合理的結合をも缺いてゐる。

ソ聯はいまやこれらの不合理の清算時代に入つたのであつて、このまゝではその計畫經濟自體が自滅する外ない事情にある。こゝにゴスプランの轉換の必要を産むたのである。併しながらこれはまだ政府當局者の自覺と努



力に止まり民間にはまだ充分徹底してゐない。そこには労働者や一般国民の間に全然新しい心理の出現を要するであらう。政府は社会主義的教養とか、国家財産の保護等を強調してゐるが、その徹底は容易でないやうである。』(某所講演速記より)

X X X X X

(X氏) 計畫自體の精密化が各方面の綜合を困難ならしめたことも事實である。何しろ計畫品目は年と共に多くなつてゐる。一九三七年の工業生産の計畫品目は二十九部類、千品目に及んでゐる。一九三五年には製鐵業では鉄鐵、合金鐵、鋼塊、鋼材、軌條特殊鋼管等十品目が計畫されてゐるにすぎなかつたが、一九三七年の計畫では鋼材だけで五十以上の品目が掲げられ、特殊鋼も構造用鋼、工具用鋼等十種近くに細別されてゐる。これでは全體の綜合は容易でない。

(著者) 故障續出といふことについては、物資不足でゆとりがないといふことも一因として考へられるであらう。

(X氏) それで當局者は十日乃至十五日のストックを持って、石炭の如きは二十日間のストックを持ってと云つてゐるが、なかなか旨くゆかないやうである。

(著者) とにかくソ聯は外部と切斷された經濟といふ意圖を持つてゐると思ふが、これは如何にして可能であつたか。これは革命前にこれといふ産業がなく、いはゞ白紙へその計畫經濟を畫いたといふことに主として因るものであるか、又は多少産業があつても革命ですつかり破壊されて白紙に還つたことによるものであるか。

(X氏) 大體に於て革命前は白紙であつたかと思ふべきであらう。

(著者) 第二次五ヶ年計畫は、外部の事情で變更を強要されたといふお話であつたが、さういふことは今後ま

起りうると思ふ。即ちその計畫性を破壊し、之と矛盾する如き政策をも、外部の事情の如何によつては、探らざるを得ないかも知れぬ。かゝる場合、かゝる訂正を、綜合的に、既に進行中の計畫經濟に如何にして加へるかの機構が未だ十分發達してゐないのではないか。この點が今の計畫經濟最大の脆弱點であり、危険性の存するところであつて、日本も今後の長期建設戰の經濟計畫につき至大の注意を要する點であると思ふ。



## 第二章 武漢攻略後の新段階と改編経済対策発展の方向

### 第一節 武漢の攻略と我が戦時経済の位置

武漢攻略後に於ても、経済統制そのものは依然繼續されるばかりでなく、或る點に於ては更に強化徹底せられるであらうことは、池田藏商相が十一月三日(十三年)の談話に於て左の如く繰返し強調せる中に、最も簡潔に表明せられてゐる。

『武漢攻略は、今次事變所期の目的達成上、重要な一段階を劃するものであることは勿論であります。之によつて、財政経済政策の根本に變更があるだらう、と考へる者がありますならば、夫は甚だしき早計であると謂はなければなりません。我が國と致しまして、事變の目的達成に努力すべき時期は寧ろ今後に在ります。東亞に於ける資源を開發し、産業を振興することは、日滿支共存共榮の基礎条件でありますと共に、我が國將來の發展を期する所以でありまして、これこそ今後我が國にとりまして朝野一致の努力を以て遂行すべき重大任務であります。而して今後尙ほ必要なる戦闘行爲と併行して、長期建設、生産力擴充等の事業を支障なく遂行して参りますに付ては、多額の物資及び資

金を必要とするのでありますから、これが需給の調整を期する爲めには、今後相當長期に亘つて経済統制を行ふ必要があるのであります。(下略)』事變目的貫徹の爲めには、國民は更に緊蹙一番せねばならないわけである。

然し乍ら、『武漢攻略が今次事變所期の目的達成上、重要な一段階を劃するものである』以上、それは從來の我が戦時経済の位置、従つて経済統制そのものに少からぬ影響を及ぼすものと見ねばならない。現に、経済界に於ては、此の點が色々の角度から問題となつてゐることは周知の如くである。然り武漢攻略が今次事變に於ける所期の目的達成上重要な一段階を劃する必然の結果として、我が財政経済の位置そのものにも、多大の變化を來しつゝあるのである。試に、此の際特に重大問題となるべき諸點をいま列示せば左の如くである。

- (1) これ迄、専ら臨時應急の一次的対策として處理し來れる戦時財政经济政策の全分野に對し、武漢攻略によつて戦局が愈々長期建設期に這入れる事を轉機として、之を相當長期性のある、計畫的、合理的対策に、極力早く再編成せねばならぬ時期に到達した事。
- (2) 皇軍の赫々たる戦果を完うし、今次事變の目的を達成するがためには、國民の眞の努力、固き覺悟は寧ろ今後に於て愈々必要なること謂ふ迄もないが、併し、喰ふか喰はれるかの大戦闘の



段落と共に、國民の覺悟も、臨時緊急的覺悟や辛抱より、ネバリ強い長期持久的覺悟や辛抱に移動せねばならない。と云ふことは、これ迄の緊急非常時に於ては、官僚獨善的統制の少からぬ過誤に對し、戦時非常時の故を以て、國民は之を姑く不問に附し來つたが、戦局が愈々長期建設の新段階に這入ると共に、斯くの如き國民の寛大性を、官僚は最早餘り期待してはならない時期に、今や轉入せることを警告するものであつて、此のことは、特に爲政者の三省すべき重大な點である。

(3) 武漢攻略後の新段階に於ける物資の需給關係は、その質、その量並にその非常緊急度に於て、從來のそれに比し、如何なる變化を來し、之に適應すべく經濟政策は如何なる改訂を行ふべきやを新に見直すべき時期に達した。

(4) 最後に、廣東、武漢の攻略は、日支兩國に對する第三國の評價に一大變化を來さしめたわけであるが、その結果、我が財政經濟上に如何なる影響を及ぼすべきやが問題として取上げられねばならない。

以上の中最後の(4)の點は、英米市場に於ける日本公債相場が、南京陥落、徐州攻略後とは全然異なる形に於て暴騰してゐて、最も端的に第三國の態度一變を語つてゐて、大局上最も重大な好影響を今

後の我が財政經濟に及ぼす一として、此の際至大の注目を要する點であるが、併し、その効果は未だ極めて潜在的、且つ漸次的であつて、差當つては、云ふに足る具體的な積極的影響はないと見るべきであらう。但し、消極的には、事變に對する第三國の日本壓迫懸念を一掃せるものとして、多大の影響を及ぼしてゐることを看過すべきではない。が、詳細は後述第八章に譲り、此處では、此の點には之以上觸れないであらう。

此處で専ら問題として見たい點は、前記(1)乃至(3)の點に就てであるが、之等三點に對する結論を先に云ふと、大局的には(1)の點が最も重大であるが、併し、武漢攻略後に於ける當面の問題として最も注目すべき點は、(2)及び(3)の點である。而して(1)の中で此の(2)及び(3)と密接なる點が之に加はつて、武漢攻略後に於ける現實の經濟政策を具體的に決定するわけである。

而して、此の際、斯かる現實の問題となる點としては、思ふに二つのことが考へられる。その第一は、武漢攻略による新段階への轉入を轉機として、從來の臨時應急的諸對策を、愈々持久的、計畫的、綜合的對策に進展せしめねばならぬことは既述の如くであるが、その爲めには如何なることが重大問題となつて來るかである。その第二は、時局の新段階轉入を機として、現行の戦時經濟統制は如何なる變化を受けるであらうかの問題である。が、此の第二の點に就ては他の機會にゆづり、こゝで



は専ら第一の點に就て見たい。

## 第二節 臨時應急の一時對策より計畫的持久對策への轉換と其の重大意義

廣東、武漢の攻略が、事變に一段階を劃したと云ふことの意味の中、此の際最も重大な點は、之を一段落として、從來に於ける臨時應急の一時對策を、計畫的、持久的、綜合的對策に再整せねばならぬ時期に愈々這入つたと云ふこと、従つて、極力早くその最善の再編成を斷行すべく、全力を擧げねばならない時期に直面するに至つたと云ふことである。此の再編成が、内容的にも、時間的にもどれだけ巧く行はれ得るか否かによつて、財政經濟の分野に於ける事變處理及び戦後經濟の成否如何の大部分が決定せられると云つても決して過言ではないのである。

これ迄の戦時經濟對策の中には、今次の戦局一段落を劃期にして、極力早く計畫的、持久的、綜合的對策に再整すべき臨時應急の一時對策を多分に含んでゐる、と著者は云つたが、然らばその主要點如何と云へば、思ふにかゝるものとして、左の如き、諸側面を擧げることが出来るであらう。少くとも此等の諸點は、此の際最も注目を要するところのものである。

### (a) 財政及び税制政策

來る議會は兎に角、十五年度豫算の提出に際しては、財政と税制との根本對策を確立せねばならず、そのためには遅くとも來る五、六月頃迄に於てその立案に着手せねばならぬが、そのやり方如何によつて經濟界の前途は少からず異つた様相を呈するが故に、その對策にいまから全力を擧ぐべきである。

### (b) 經濟金融政策

(一) 是迄の戦時經濟政策には、過去の蓄積に一時的に信頼したるもの少からざりしも、いまや斯かる蓄積喰込は既に限度に近きもの多く、戦局の一段落を劃せる此の機會を期して、今後は之を經常持久的對策に再整する必要がある。例へば、

- (1) これ迄に於けるインフレ防遏に於ては、過去に於て貯蓄せる正貨の現送、在荷の喰込等に頼りし部分が少くなかつたのであるが、今後最早之に頼るべからずとせば、前途之れに如何に對處すべきかと重大問題となるのである。併し此の點は餘り専門的になるので、こゝではこれ以上に觸れることを省略するであらう。
- (2) 原料配給に於ても、これ迄に於ては、配給統制以前の手持原料を有せるもの多かりし結



果、その補給によつて実際には、配給制限の打撃はそれだけ緩和せられ、それだけ経済的摩擦は、これ迄著しく緩和せられて來てゐる部分が少からずあつたのである。然るに今後は之を期待し得ざるものとして對策を樹立する必要が、漢口攻略による戦局一段落を機として、愈々強くなるに至つたのである。

(3) 國民に對する消費節約に於ても、過去の蓄積物資の流用を豫期せる部分が少くない。例へば、われ／＼が洋服の新調をやめて消費を節約したと云ふ場合に於ては、既存の服を着古して、その更新を中止してゐるのであつて、洋服の消費そのものを節約してゐるのでは決してない。自然、その既存のものが無くなれば、これ迄の如き消費節約は、それだけ困難となつて來るのである。自然、その蓄積物資の漸減するにつれて、同一量の消費節約が國民に與へる苦痛は漸増するの理である。殊に、漢口攻略後の新段階期に於ける國民心理の機微、移動を洞察して、此の點につき十分の考慮を拂ふことが今後は愈々必要となるであらう。併し實際に於ては、此の(3)項下に於ける消費節約は、以上(1)及び(2)と異り、未だその餘地が多分に在ると見てよいであらう。

(4) 戦時統制の犠牲産業關係者についても、その犠牲に耐へ得る力として、過去の利潤其の他

の蓄積に依頼してゐる部分が相當あつたと見ねばならぬが、此等に對しては、特に今後は從來のまゝのやり方を至急再吟味せねばならない。

(一) これ迄の戦時經濟對策の中には、緊急臨時の短期の辛棒だと云ふ無意識的な前提の下に實行せられてゐる諸對策が少くないが漢口攻略後の長期建設の新段階に於ては、之を長期的なものとして、之に耐へ得る様に、これ迄のものを至急再整せねばならぬ。例へば、消費統制、配給統制、生産統制、資本統制等に基く犠牲と其の對策、就中、中小商工業者、轉業困難の勞働對策等につき、右の觀點から、此の際、爲政者は特に細心の再吟味を要するであらう。

(二) 漢口攻略に由る新段階と、國民の戦時意識に於ける機微の變化を爲政者は特に注意して、今後の政策の樹立については此の點につき、特に細心の考慮を拂ふ必要がある。無論、政府が現に全力を擧げてゐる如く、事變目的貫徹のためには、國民の覺悟はコレカラだとの、國民精神の引締めは官民一致して努力せねばならぬが、併し、國際關係緊張下に手に汗を握つた時代のそれと、相當餘裕の出來た今後のそれとは、何と云つても其處に差異が出来る。今後の財政經濟政策に就ては、此の點を吳々も考慮せねばならぬ。



## 第三節 漢口攻略後の戦時経済機構の問題

前節已掲(b)の経済金融政策に述べた変化は、その儘戦時経済機構に對しても當嵌まることだ。即ち以上に述べし諸事情の結果として、從來の如き官僚獨善的、且つ各省割據的統制経済の必然する缺陷多きやり方の下に於て、今後、戦時経済を從來の如く大過なく運営し得ると依然考へることは愈々至難となつたわけだ。況んや経済統制そのものも、從來の純戦時統制時代よりも遙かに経済的合理性を必要とする長期建設的統制に進展せねばならぬこと著者の早くから繰返し、指摘し來れるところであるが(拙著『戦時経済統制の現段階と其の前途』第一編参照)、これ等の統制整備發展はこれ迄の如き各省割據的、官僚獨善的やり方では、到底期待出來ざるものである。茲に於て、武漢攻略後の新段階に於て、統制経済所期の目的を達するが爲めには、先づ第一に、戦時経済の運営につき、民間有能者の一層の協力を愈々必要とするのである。而してそのためには、

- (1) 戦時財政経済の行政機構を根本的に改革して、綜合的見透しと複雑なる經濟運営の途に通曉せる官民の有能者を一丸となして、一國の財政経済の大綱を決定し、且つ、客觀事情の重大變化に従ひ、之を適時に自由に伸縮せしめ得るが如き、綜合的戦時経済の中心機構を持つ必要が愈々

急務となつた。

- (2) 而して、一方には右中心機構の決定せるもの、執行機關として、一方には右中心機構に適正なる判断を與へる機關として、民間經濟團體を重用し、活用すべき必要が愈々大となつて來たのである。其の爲には民間の經濟團體も之に適する様根本的に改革されねばならぬこと無論である。

武漢攻略によつて、戦局が新段階に這入つたと云ふことは、之を機會にして愈々長期建設的統制に進展せねばならぬことを語るものなること云ふまでもないが、その長期建設的統制段階に轉入するためには、政府從來のやり方に對し、少くとも、以上に概叙せし如き一大改革を要求するものである。政府當局は、現に切りに國民に對し、長期建設的覺悟を促して居るが、而してそれは此の際絶對に必要なことであること勿論であるが、併し、それと同時に政府側自身に於て率先改革すべき以上の諸點につき、此の際先づその改革に全力を擧げるべきであらう。(「文藝春秋」昭和一三・一二月號)



### 第三章 戦局の新段階と國家總動員法發動の意義

#### 第一節 新段階と統制強化を規定する諸要因

武漢攻略戦の近く一段落すると共に、從來の臨時應急的戦時経済統制は、計畫的長期建設的統制に、愈々發展して来るわけである（拙著『戦時経済統制の現段階と其の前途』参照）。然るに、此の秋に當り、國家總動員法の全面的發動が豫期せられ、ために財界の一角に於ては、少からぬ不安を持つもの尠少なざること周知の如くである。思ふに、現行経済統制が、今後如何なる變化を受けるかの問題は、要するに、左の諸點の見透し如何によつて規定せられるわけのものである。

- (1) 漢口攻略戦一段落の長期建設戦に於ける物資需給の質的、量的見透し如何、並にその物資需の緊迫度如何。
- (2) 以上(1)を裏返して云ふことになるが、今後依然續く巨億のインフレーションを、悪性インフレ化せしめる惧れなく運営するがためには、今後如何なる對策を必要とするか。
- (3) 謂ふ所の長期建設的要求に應ずるが爲には、民間企業家の活動を何處まで必要とするか。換

言せば、資本家的機構を何處まで認める必要ありや、將又長期建設戦遂行のためには、之を何處まで制限する必要ありや。

- (4) 戦時経済遂行の過程に於て一方に多大の犠牲を蒙れる層あり、他方には軍需工業關係の如く少からぬ繁榮を享けつゝある層があるが、此の不公平は正のために如何なる政治的、經濟的對策を必要とするや。

以上の中、(1)及び(2)は、要するに、今後の物資需給の見透し如何に一元化せられる問題であつて今後の戦時的経済統制の方向如何を規定する最も根幹的事情であるが、いまその基本的物資需給のランニング・バランスについて見る限り、今後の國防並に大陸開發對策等の物資の大需要に顧みても、他方に生産力の増大あり、漢口攻略戦の一段落に於ける我が經濟の位置は、これ迄よりも少からず改善せられて來ると見てよいと思ふ（その詳細は第四章参照）。

併し乍ら、實際に於ては、これ迄の戦時經濟に於てはその所要物資の全部をランニング・バランスに頼らず、過去の蓄積量に頼つてゐた部分が少からずあるのである。例へば、斯かるものとしては、左の如き諸點を挙げ得るのである。

- (イ) 蓄積正貨（新産金でない）の現送



(ロ) 國民經濟に於ける各種ストック即ち在荷の喰込

(ハ) 各家庭に於ける有合せ品の流用による新規買入の抑制

若しも、今後も依然、これ迄の如く、所要物資の調達につき、以上の如き過去の蓄積に依頼し得るものであれば問題はないが、併し實際は、斯かる餘裕の依然相當に多いのは、(ハ)の點に限られ、(イ)及び(ロ)の點については、最早これに多くを頼るべきではない。殊に武漢攻略一段落後に於ける新段階の性質から云つても、即ち、臨時應急對策より、恒久性對策への轉換と云ふ立場から云つても、最早從來の如き、過去の蓄積喰込政策に依頼するが如き、應急彌縫政策に頼るべきでは決してないのである。

果たしてさうだとすると、これ迄、過去の蓄積喰込に依存せし物資の量だけは、實際の物資需給のランニング・バランスより今後は控除して見ねばならない、自然、物資需給のランニング・バランスは相當良化しても實際上の物資不足は、今後も依然相當窮屈を續けるものと見て對策を樹てねばならないことになる。

右の如き根本事情の下に今後の對策を決定するに當り、此の際特に考慮を拂ふ必要あるは前掲の(3)及び(4)の特殊事情である。就中最後の(4)の問題の如きは、それ自身獨立した重要な政治社會

問題として舞臺に登場し來れるものである。併し乍ら、現下の最重大問題たる長期建設の目的達成と云ふ角度より之を云ふ限り、此の(4)の要求は(3)の如何によつて好むと好まざるに拘らず制約せられる外ないのである。いま、問題の國家總動員法の全面的發動に際しても、この點は高く評價せられねばならないわけである。

## 第二節 國家總動員法發動の意義

さて問題の國家總動員法の全面的發動であるが、以上の如き觀點から見てそれは如何なる意味を有するものであらうか。思ふに、此の際國家總動員法の全面的發動を必要とするに至つた理由は、決して單純ではなく、極めて多岐に亘つてゐる。例へば、

(A) 國民の緊張持續の必要なることを明かにするため。

(B) 總動員法の發動なしでは、此の際必要の對策を採り得る法的根據絶無なるが爲、その發動を必要とするに至れるもの、例へば勞務者並に賃銀等の配給乃至調整、所要生産設備の新設擴張乃至生産増大に對する命令等の如きである。

(C) 各省割據の戦時經濟統制を綜合的、統一的になすための必要に基くもの、即ち現行の戦時經



濟統制は、各省割據の平時行政機構のまゝで官僚獨善の下にその場々の必要に迫られて臨時應急的に繼ぎ足された政策多く、これで以て今後長期に亘る統制を所期の如く圓滑に運営することは到底至難であつて、是非とも之を総合的統一的に官民協力して時局に當り得る持久的なものに編成替をする必要がある。その爲めには此の際國家總動員法の全面的發動に依頼するのが最も簡單で實行性が強い。

(D) 經濟的には必ずしも總動員法の發動を必要とはしないが、他との均衡上、或は公平對策としての政治的社會的理由からその發動を要求するもの、例へば、いま最も重大問題化した第十一條の發動理由の或るものゝ如きその典型的なものであらう。

右の中、(A)及び(B)の點については何等問題は起らない。而して(C)の觀點から來る總動員法の全面的發動については、此の點に關する限り佐藤前陸軍情報部長談に全く同感である。即ち「總動員法の特質は軍需工業の動員とか、資金の調達とか、個々の規定よりも國家の機構運営の全般に亘り有機的な戰時態勢を構成する點に在るのである」。

併し、斯かる意味に於ける國家總動員法の發動は「國家の機構運営の全般的、有機的戰時態勢を構成」する爲に前提的に必要な、戰時經濟中樞機關を當然に持たねばならないと著者は考へるものである。

る。しかも、右は從來の如き官僚獨善的機關ではなく、官民が「一致協力以て毫末も無駄なく、全力を大陸政策遂行に指向し」得る機構であらねばならない。この際に於ける國家總動員法の發動は必然にかゝる官民の一致協力を確保し得るに足る総合的、有機的戰時經濟中樞機關の新設を前提とするものであらねばならない。かゝる條件の下に著者は此の際國家總動員法の全面的發動を必要なりと認めるものである。(註参照)

而して斯かる意味に於ける國家總動員法の發動については、經濟界は之を歓迎すべきでこそあれ、これを忌避し恐れる必要は毫末もないのである。然り、經濟界の恐れるところは國家總動員法の發動そのものに在るのではなくして、その總動員法の運営が複雑微妙なる經濟事情を解せざる一部官僚のみによつて、或は濫用せられるが如きことあるべきを怖れてゐるものと見るべきであらう。即ち經濟人の官僚に對する不信認表明なのである。國家總動員法の發動については、此の點を爲政者は吳々も重視すべきであらう。

國家總動員法發動につき最も問題となる點は、周知の如く前掲(D)の政治的、社會的理由に基く第十一條の發動問題、就中配當制限の問題に就てあるが、之に就ては第五章にゆづる。(以上、「讀賣新聞」昭和一三・一月一八―九日)



X X X X

(註) 國家總動員法發動の意義については、著者は、『文藝春秋』昭和十三年十二月號に於ても以上とは、多少異なる點について述べてゐるので左に之を採録するであらう。

國家總動員法の全面的發動が、此の際——戦初乃至大決戦前に於ては、武漢大攻略戦一段落後の今日に於て——問題となつたと云ふ意味は、之を戦時經濟へのスタート乃至その單なる強化と見るべきでなく、之れを以上已述の如く理解することが、ヨリ妥當ではないかと考へられるのである。

而して、此際に於ける國家總動員法發動の前掲四大理由の中、最も問題となるは、恐らく(B)及び(C)の點についてであらう。

顧るに、著者などは、既に十二年秋頃から、戦時經濟の圓滑なる運営には、綜合的、有機的に之を企畫し、統轄し、指導し得る強力の戦時經濟中樞機關を新設する必要があることを、繰返し主張し來つた一人であるが、少くとも今日迄に於ては、各省割據の官僚氣質のために、其の實現を見るに至らなかつたのであつた。茲に於て、國家總動員法の全面的發動によつて、各省割據の弊害を一掃せんとする主張者が少からず生れたのであつた。事實、現状に於ては、改善策であり、權道ではあるが、此の

方法に頼る以外、各省割據の弊を一掃する目的を達成する實行的方法は一寸見當らないと云はざるを得ないのである。國家總動員法は、斯様な意義を潜在的に持つものなるが故に、其の制定夫自身が、各省の強力なる反對に直面したものだ、と云つてよい部面が相當にあつた譯だ。

然るに、武漢攻略後に於ける前叙の如き客觀事情の下に於て、いま、總動員法が全面的に發動せられると云ふからには、本法が此の點に於て、此際重大役割を演ずると云ふのでなくては、いま之を全面的に發動する重大意義を失ふ譯である。事實、去る十二月九日陸軍の佐藤前情報部長が、國家總動員法の全面的發動に對する聲明をなせる中には、此の點が左の如く強調せられてゐるのである「故に總動員法の特質は、軍需工業の動員とか、資金の調整とか、個々の規定よりも國家の機構運営の全般に亘り、有機的な戦時態勢を構成する點にあるのである。但し各般の事情や勅令の準備等事務的都合もあるから、全條項の同時發動といふことは出來ぬけれども、既に「東亞の新秩序建設」といふ大理想を宣言し、且つ現下内外の情勢に鑑みる時は、なるべく速かに重要な條項は全部、遂には全條項が洩れなく發動されて、有機的な戦時態勢を完成するといふことは刻下の急務である。故に全國民が一致協力して、相共に此戦時態勢を構成し、相共にこれを背負ひ、相共にその犠牲を拂ふことが本法の精神でなくてはならぬ」。併し、著者の茲に強調したいことは、若し右の觀點から、此の際、國家總動



員法が全面的に發動せられると云ふのであるならば、その目的を達成し得るに足る政府側の新行政機構を、此際先づ樹立することに全力を挙げねばならぬと云ふ點についてである。何となれば、これ迄の如き各省割據の、且つ官僚獨善的戦時経済統制機構の下に於ては、佐藤情報部長によつて強調せられ、明確にせられた前叙の如き目的や精神は、到底、實現せられるものではないことが、之迄繰返し具體的に實證せられてゐるからである。

然るに、國家總動員法發動の車の他の一輪であるべき肝腎要の、而して先づ第一に準備せられねばならぬ筈の政府側に於ける戦時経済機構の改革については、未だ不幸にして何等聞くところがないのである。若し果してさうだとすると、これでは、國家總動員法の全面的發動は、民間側に對してのみ發動して、官僚側それ自身に對しては發動せぬ、と云ふが如き結果となり、折角の總動員法發動の効果を失ふ懼れが甚大である。否、それでは少からぬ弊害發生の懼れすら少くないのである。いま、國家總動員法の全面的發動をなすについては、此の點につき、當局者の至大の注意を喚起せざるを得ない。

## 第四章 大攻略戦一段落と物資需給の前途

武漢攻略戦一段落後に於ける経済統制の如何を決定する最も根幹的要因は、繰返し述べる如く、今後に於ける物資需給状態の見透如何である。而して、いま、今後に於ける物資の需給状態を支配する諸要因としては、思ふに、左の如き諸點を挙げ得るであらう。

先づ需要側の諸要因であるが、これは、左の如く、量、質、緊急度の三側面を綜合的に見る必要がある。

### (a) 需要の量に對する見透

(1) 支那の長期戦は依然續くであらうが、武漢攻略後大戦闘の一段落すると共に、戦闘に由る物資の一大消耗は相當量減するであらう。

(2) 併し、戦時中消耗した兵器の補給並にソ聯其他に備へるための積極的な國防の充實等が考へられるから、軍事的需要は、少くとも茲當分は、現状と大差なきものと見ざるを得ないのでないか。然り本項目の問題を如何に見積り得べきかに由つて、結論は著しく左右せられるもので、それだけ、本項目は重大視せらるべきである。



(3) 加之、武漢攻略に由る新段階への轉入は、支那大陸開發に愈々具體的に積極的に乗出さざるを得ざる情勢を強くするわけで、従前よりも、かゝる方面に於ける物資需要は、相當増大するものと見ねばならぬ。

(4) と共に、國內及び滿洲に於ける廣き意味の國防經濟力の擴充は、極力、之れを促進せざるを得ない。

要之、武漢攻略戦一段落後に於ける物資の需要量は、全體的に見れば、現状より増大しても、減ずるものとは當分考へられないと見るべきであらう。併し乍ら、需要の質と緊迫度とでは、左の如く少からぬ變化を生じ、此の側面より、需要の壓迫度を或程度まで緩和するであらう。

(b) 需要の質と緊迫度の見透

(1) 銃砲彈、爆彈等の直接的消耗軍需品に偏倚せる需要が、バライテイのある需要となり、それだけ、經濟的壓迫を緩和する。

(2) 武漢攻略戦一段落迄に於ける需要は、一瞬の時間の差が勝敗を決すると云つてよい性質のもので需要の緊迫度は、時間的にも物資的にも強く、従つて之れに應ずるための經濟的摩擦も多大であつたが、今後は、需要のかゝる緊迫度は少からず緩和せられるが故に、同一量の軍需の與へる

經濟的壓迫度は比較的緩和せられることとなる。

以上を要するに、漢口攻略戦一段落後に於ける物資の需要量そのものは、從來に比して、増加こそすれ、輕減することを期待するのは困難であるが、併し、需要の質並にその緊迫度の兩側面に於ては、經濟的壓迫は、相當緩和せられる事情に在ると見ることが出來ると考へられる。

之に對し、然らば、物資供給の側面は如何と云ふに、左の如く、生産側面に於ては相當の増加を期待し得るが、輸入力を支配する第三國への輸出増は、之れを期待することは困難ではないかに考へられる。

(a) 圓ブロック内の生産増大

(1) 日本國內に於ける生産増加については、これ迄、巨額の資本を投下して事業の新設擴張を、遂行して來たが、愈々設備が完成して、今後生産増大を齎らすものが、少くとも軍需關係に於ては、可なりに多大なりと見てよいであらう。

(2) 滿洲國についても、事情は右(1)と全く同一である。

(3) 支那占領地域よりの物資供給力も、武漢攻略戦一段落後に於ける占領地帯の擴大、並に治安工作の發展に伴ひ、從來に比し少からず増大するであらう。



(b) 輸入力今後の見透

- (1) 新産金額は、續いて、更に増大するであらう。
- (2) 併し、輸出及び貿易外の受取超過については、世界の不景氣状態、並に、内地の物價事情等より見て、多かれ少かれ減少すると押えてかゝるのが安全であらう。

果して以上の如しだとせば、漢口攻略戦一段落後に於ける基本的物資の需給關係は、需要面の増大に對しては生産面に於けるヨリ大なる増加が見越されるわけであつて、物資の統制は、それだけ緩和せられて良いわけである。然り、基本的物資需給のランニング・バランスについて見る限り、武漢攻略後の我が經濟界の位置は、少からず改善せられて來るわけである。

併し乍ら、右は物資需給のランニング・バランスについてである。ところで、實際に於ては、これ迄の戦時經濟に於ては、所要物資の少からぬものは、過去の蓄積量に頼つてゐたのである。例へば、かゝるものとしては、左の如き諸點を挙げ得るのである。

- (1) 蓄積正貨（新産金ではない）の現送
- (2) 國民經濟に於ける各種ストック、即ち在荷の喰込
- (3) 各家庭に於ける有合せ品の流用に由る新規買入の抑制

若しも、今後も依然、これ迄の如く、所要物資の調達につき、以上の如きストックに依頼し得るものであれば問題はないが、併し、實際は、かゝる餘裕の依然相當に多いのは(3)の點に限られ、(1)及び(2)の點については、已に其の限度は近付いてゐるのである。その最も綜合的具體的事實としては、後に、第六章「戦費インフレ防退度の真相と今後の對策上注目すべき重大點」並に第二編第二章「物價統制の第二段階轉入と問題の重點」に詳叙せるところ故、こゝには繰返さぬであらう。

又、武漢攻略一段落後に於ける新段階の性質から云つても、即ち、第二章に詳叙の如く、臨時應急對策より、恒久性對策への轉換と云ふ立場から云つても、最早、從來の如き、過去の蓄積喰込政策に依頼するが如き應急彌縫政策に頼るべきでは決してないのである。

果してさうだとすると、これ迄、過去の蓄積喰込に依存せし物資の量だけは、實際の物資需給のランニング・バランスより今後は控除して見ねばならない。然るに、これ迄、過去の蓄積喰込に依存せし部分の鮮なからざること——少くとも十五六億から二十億圓に上るのではあるまいか——後に、第六章及第二編第二章に詳叙の如くである。物資需給のランニング・バランスは相當良好しても實際上の物資不足は、今後も依然相當窮屈を續け、それだけ、經濟統制の緩和を期待することが困難であることが以上に由つて窺はれるのである。と共に、此の事實は又、武漢攻略戦一段落後に於ける軍事



的経済的積極対策のテンポや規模をも自ら規定することになるものであつて、吾人の重大關心を持たねばならない點である。

斯様に、物資需給の量的綜合バランスは、依然として窮屈であり、自然、経済統制そのものは相當強度に繼續する外ないが、併し、その質、その緊迫度は已述の如く著しく變化して來るのであつて、自然、その経済統制の目的、手段等に於ても、從來の戦時経済統制より、長期建設的統制に轉化するに至るものなること、拙著「戦時経済統制の現段階と其の前途」に於て、夙に詳叙せし通りである。最後に茲で、念の爲一言するが、今後、原料統制、消費統制等の強化を受ける方面は、依然國民生活に關聯する平和産業關係のものであり、若し、今後、原料統制、消費統制の緩和を受けるものありとせば、それは軍需關係輸出關係の産業であつて、その状態は、武漢攻略前と全然同一であるであらうと云ふことである。武漢攻略戦一段落後に於て、依然、経済統制を必要とする理由から見ても、右は、當然に歸納出來ることである。然るに、一部に於ては、武漢攻略戦の一段落は、平和産業復活、軍需産業の困難化なりと見るが如き、右とは全然、逆な見方をするものが少からざる様であるので、敢て一言つけ加へて置くわけである。（「高橋財界月報」昭和一三・一一月號）

## 第五章 總動員法發動と株式配當制限問題

### 第一節 株式配當制限論と問題の所在

國家總動員法發動につき、最も問題となる點は、周知の如く、政治的、社會的理由に基く第十一條の發動問題、就中、配當制限の問題についてであらう。（節末註参照）

無論、國民の多くがいま戦争のため、多大の犠牲を敢てして國策のために殉じつゝある事實に鑑みても、事業家は此際、營利心以上に超越した愛國的熱誠で事業を經營すべきであり、況んや、軍需關係事業が巨利を貪り、高率配當をなすことを放置すべきでは決してない。それは嘗に政治的、社會的理由のみならず、経済的に云つてもさうである。だが、其の手段として、配當制限を必要とするやと云へば、著者は躊躇なく然らずと答へざるを得ない。何となれば、『配當制限』をかゝるものとして直接命令することは、後段述べるが如く、如何なる角度より云ふも、不合理であると信ずるからである。

第一に、巨利を貪ることを防壓するためには、政府は軍需品の買上げ單價を引下げへと云つても



此の場合銷却其の他を合理的に計算して、合理的な値段にすれば、目的は最も合理的に達成出来るのである。然るに、かゝる手段の代りに、巨大な利潤を許しながら、單に配當そのものを制限すれば、濫費が行はれるか、苟安を貪るに至るか、その何れかに墮するは必定である。

第二に、軍需工業前途の確立を期するため、その銷却を十分にさす必要上、配當制限の必要ありと云ふのならば、政府は利潤の中より、銷却率其の他必要と認める一定率を社内に保留する規定を設ければ目的はヨリ合理的に達成出来るのである。

第三に、以上の兩對策に由つて、此際、壓迫の必要ある暴利、巨利、高配當のすべては、大體に抑壓することが出来るわけである。が、併し、これ等の對策の下に於ても、業者に優劣があり、勤惰があるから、優秀者は、他の標準レベルよりは、ヨリ大なる利益を得ることになる。併し、これは暴利其の他の名に由つて、之れを壓迫せねばならぬ性質のものでは決してない。現制度の下に於て、若し、之れをも他のレベルに迄抑え、配當を一率に命令的に壓迫することゝなれば、我が經濟能率は多大の低下を來たすべきこと、已にソ聯の失敗の語る處である。斯くては、現下の最緊急事たる『長期建設』の目的は到底達成せられないと云はざるを得ない。然りかゝる優秀者こそは、國家發展の功勞者なのであつて、國家の表彰に値するのである。然るに、現行の制度に於ては、かゝる表彰は

實業界に對しては、ヨリ大なる利潤と、之れを基礎とするヨリ大なる事業の發展と云ふ形でしか與へられてゐないのである。かゝる意味に於て、かゝる優秀性に基く利潤の増大は、現下緊要の生産力擴充の目的の達成を、専ら民間企業家の活動に依頼する建前を採る限り、國家として之れを否定すべきでは決してないのである。然るに、いま國家の經濟的發展は（軍需生産力の擴充と之れを基礎とせる軍事的、政治的發展を含む）、かゝる民間企業の仕事に専ら依存してゐるのである。

尤も、さればと云つて、右の如き優秀者は、此の非常時局に於て、無制限に高配當をして良いと云ふのでは決してない。時局の犠牲となれる『不振産業や戦死者の遺家族等』のことを考へ、大いに戒心を要すべき國民的責任が彼等にもあることは云ふ迄もない。併し乍らそれは、一方には租税の形で之れを擔當さすと共に、一方には極力國民各自の道徳的、愛國的自覺と行爲とに依頼すべきである。然り、さうであつてのみ其處に尊き意義があるのである。事實に於て、我國民の-high 愛國心によつてこれ迄に於ても已に、高率配當は相當に遠慮せられてゐるのである。たゞ『高率配當』の標準そのものについて認識の差があり、其處に問題の生ずる間隙はあるが、併し、之れを歐洲戦時に比すれば、其の間の事情は一變してゐることを何人も認めるに吝でないであらう。

『犠牲負擔の均衡』と云ふ觀點より、利潤率、配當率等に一定の制限的標準を設けると云ふ政治的、



社會的考慮そのものについては、以上の如き意味と方法とに於て、十分之れを尊重すべきであり、第十一條の發動も亦、以上の如き趣旨の下に具體的には運用せらるべきものであると思ふ。たゞ、茲で重大問題となることは、標準利潤、従つて、標準配當率を如何に定むべきかである。若しも、此際、不振産業其の他の犠牲者を基準にしてそのレベルに近く殷賑産業を抑壓し、以て均衡を圖らんとするが如き消極的考へ方が支配的とならんか、夫れは我が經濟力のレベル・ダウンと萎縮化とを意味し、我が國家前途の發展を全く窒息せしむる、由々敷重大事である。新東亞の大建設を期するが爲めには右の如き消極的手段に由る『犠牲負擔の均衡』の考へ方は禁物であつて、殷賑産業のレベルに近い方向に、不振産業乃至犠牲者の位置を確保する積極的對策に全力を擧げ、それに所要の費用は之れを一時公債に訴へ、その利子は之れを殷賑産業に負擔させる、と云ふ手段に全力を擧ぐべきだ。

例へば、農民よりの甘諸買上値段（無水アルコール原料）が市價よりも安く、又或る地方に於ては農民は損失を敢てして軍需品を供給してゐるのであるから、従つて軍需工業も亦、農民と同様に、犠牲的計算に於て軍需に應ずべしと云ふが如き考へ方を屢々聞くが、斯くの如きは、今後新たに軍需工業力の一大擴充を必要とせる今日の我が國家的必要と、現在の官僚的經濟運営力を以てしては殆んど不可能のことである。それよりも、考へ方を逆にして、農民の甘諸買上値段を、合理的に引合ふ點に

まで引上げて以て、軍需工業との均衡を圖ると云ふ積極的方向に、『犠牲負擔の均衡』問題を解決すべきであると云ふが如く、積極的解決を圖るべきではないであらうか。右は、中小商工業者、轉業者等に對して云ふも大體同様である。政府これ迄の『犠牲の均衡負擔』對策は、斯くの如き積極的方策に著しく缺けてゐた、と云ふことが、今日、『犠牲の均衡負擔』論を、周知の如く、消極的形に於て擡頭せしめてゐる重大原因の一つを成してゐることを、爲政者も資本家も此際特に三省して、之れを積極的方向に振向けることに全力を擧ぐべきであらう。

以上は、大體、配當制限の必要なしと云ふことについての所論であるが、併し、配當につき、或種の制限を附する必要が、今後、少からずあると考へられる部面のあることを此際看過すべきでない。併し、それは、いま問題の焦點となれるが如き『犠牲負擔の均衡』と云ふ角度から來れるものでは決してなく、インフレーションの悪性化を防遏するため、國民の購買力を一定の用途に制限すると云ふ全然別個の觀點より來るものである。例へば配當金の一部を、國債で以て支給せしめるが如きである。換言すれば、株主は、配當金そのものは、前叙の如き條件の下に大體制限なしに受けるが、その配當金の使途について、一定の制限を蒙るのである。併し、此の意味に於ける制限は經濟界に左程の影響はないのである。若し、問題の第十一條が以上の制限をなすための法的根據として必要であると



すれば、此の角度からは、此際、豫め第十一條を發動せしめ置くことが便宜であると云ふべきだ。

(以上、「高橋財界月報」昭一三・一二月報)

(註) 總動員法第十一條發動に關する佐藤陸軍情報部長談(昭和十三年十一月九日)

國家總動員法が廣範圍に發動せんとするにあたり、本法の根本精神と現下の情勢とに鑑み、之が發動運用に關して若干の所感を述べたい。軍需工業總動員法は軍需工業の動員を主とし、これに關聯する事項を規定してゐたが、これだけでは不十分であつたので、総合的動員法が制定せられたのが國家總動員法である。

故に總動員法の特質は、軍需工業の動員とか、資金の調整とか、個々の規定よりも、國家の機構運営の全般に互り、有機的な戰時態勢を構成する點にあるのである。但し各般の事情や勅令の準備等事務的都合もあるから、全條項の同時發動といふことは出来ぬけれども、既に「東亞の新秩序建設」といふ大理想を宣言し、且つ現下内外の情勢に鑑みる時は、なるべく速かに重要な條項は全部、遂には全條項が洩れなく發動されて、有機的戰時態勢を完成するといふことは刻下の急務である。故に全國民が一致協力して、相共に此戰時態勢を構成し、相共にこれを背負ひ、相共にその犠牲を拂ふことが本法の精神でなくてはならぬ。若しそれ某條項を適用せざることによりて、總動員法の負擔犠牲を某部門の者が免れるなどといふが如き感じが生ずることあらば、本法制定の根本精神を減却し且つ全國民の協力團結を阻害するのであつて輕々に看過し得ない問題である。例へば生産力擴充の如きは固より今後最も努力すべき事なるも、この戰時態勢下に之を全く營利本位に立脚して考ふる如きは適當でない。勿論營利を禁ずるとか或は不必要に干渉統制するものには非ざるも、國家本位、國策本位に企業や金融等の指導統制が行はれねばならぬ。特に股販産業の高率なる配當の如きは、不振産業や戦死者の遺族等の事を考ふれば大に戒心を要することである。今後整備せらるべき戰時態勢は總動員法のもつ根本精神を基調として、全國

民が負擔を共にして、一致協力以て毫末も無駄なく全國力を大體政策遂行に指向し、且つ國家總力を國家本位に立つて愈々擴充することに努力する事が現下國民の光榮ある責務であり將來の繁榮を圖る所以である。從熱百數十度の中を戦友の遺骨を抱いて漢口へ漢口へと進んだ第一線將兵の氣持を全國民が心として銃後の努力を律すべきであり、又さうするならば今後戰時態勢の強化に自ら歸一する所があるであらう。

## 第二節 配當制限大藏省案の持つ重大弊害

配當制限問題は、一時、非常なる紛糾を各方面に捲き起したが、遂に十一月十八日、此の問題處理方針に對する大藏當局の聲明となつた。周知の如く、それは「現在、年一割以上の配當をしてゐる會社が更に増配することは此際適當でないと認め、原則として、これを抑制することとする方針の下に今後具體案を作成する」と云ふのである。即ち、これを敷衍すれば、(イ) 現行配當基準は一應認めるが、今後増配は大藏省の許可を要することとし、特別の理由ある場合の外、原則として許さない。(ロ) 但し現在一割以下の配當を一割まで引上げることが構はない(但し六分以上一割までは一期一分以内の増配の範圍で漸進的にする)と云ふのである。勅令案の内容も、大體右を骨子とし、これを公稱資本二十萬圓以上の會社に適用することに落着かんとしてゐるらしい。



この根本方針に従へば、とにかく、配當の現状維持だけは確保せられるわけであり、また、増配も特定の場合就中一割以下の配當には今後も認められてゐるわけであるから、財界の現状そのものに對しては、根本的動搖を與へることは先づない。その限り、財界に激變を與へることを防遏すると云ふ立場——それは就中金融界の立場から重大視せられる問題である——に於ては一應成功してゐる。

併し乍ら、産業界から見た利益配當制限問題の中軸點は他に在る。即ち、産業發展の立場から見たそれである。然るに、此の觀點に於ては、大藏省當局の抱く本問題處理方針は、そのまゝでは多大の弊害を伴ふものである。何時もながら、大藏當局の問題處理の考方が、意識せるか否かは姑く措き、常に金融界中心であつて、一國經濟の根幹をなす産業的見地に著しく缺けてゐることは、著者の繰返し遺憾至極に存するところである。何となれば、大藏當局の本問題處理の方針は、左の點に於て、極めて不合理であつて、産業發展を著しく阻害するものであるからである。

(1) 既成の事業と新興の事業、既存の事業と新設の事業とを一樣に律する結果、新興事業、新設事業の發達を特に壓迫する。何となれば、新興及び新設事業はヨリ危険率多く、従つて、その危険率だけ、配當率が大ならざれば事業資金は集らぬが、大藏當局の方針では之を同一率に押込めてゐるからである。殊に原案に於ては會社新設の場合の配當率は一應六分に抑へられ、會社新設に

對しては此の種の制限を極力寛大にする必要あるにも拘らず、却つてその壓迫度は一段と大きいと云ふ矛盾を來してゐる。ところで、一國經濟の潑刺たる發達は、新興事業、新設事業の發達が旺盛なることを必要とし、その衰退は一國事業を老境化する由々敷重大事である。

(2) 少からぬ冒險を伴ふ事業と、獨占事業の如く危険の極めて少き事業とを同一に律するが故に、冒險的事業の發達を壓迫する。而してその弊害は、前記(1)と大體同一である。

(3) 一、二流事業會社と、二、三流會社とを同一に律してゐる結果、一流、乃至二流の上の方は、資本の吸収上殆んど困らぬが、三、四流は致命的打撃を受けることになる。大藏當局が多大の關心と指導とを各まぬ社債の條件に於てすら、一流と二流とは異なる利率を判然と認めてゐる事實を三省すべきである。

(4) 表面上の拂込資本は同一でも、會社の實質的資産は、經營法の健全、優劣等に由つて著しく異なるにも拘らず、拂込資本に對して一割と云ふ不合理極る一律的制限を設ける結果、事業の健全なる經營を壓迫し、濫費と放漫經營に趨らす惧れ甚大である。

(5) 其他、次節に詳叙するが如く、斯かる一律的利益配當制限は、事業發達の推進力たる潑刺たる企業心を失はしめ、私營事業の形骸のみを残して其の魂を失ふこととなる。斯くの如きは、重要



企業の大部分を民間に委ねざるを得ざる實情にある限り、正に現下の合言葉たる生産力擴充運動の自殺的行爲である。

斯様なわけで、著者は、配當制限、殊に、形式的一律的それに反対し、配當制限の目的とするところは、他の方法に由つて、ヨリ合理的に且つ有効に達成し得るが故に、之れに専ら由るべきことを主張したのである。以下、右に概叙せし利益配當制限の弊害を更に詳かに補足し、進んで、その弊害を極力避けるべく、利益配當問題を、此際如何に處理すべきかにつき卑見を述べて参考に資したいと思ふ。

### 第三節 大藏省案配當制限と企業心の頽廢乃至不健全化

利益配當制限の大藏省案は、そのまゝの形に於ては、産業發展上多大の弊害あること既述の如くであるが、茲には、該案が、就中、企業の頽廢と不健全化を結果する諸側面について更に見るであらう。

先づ、配當が現狀に釘付けされる結果は、過去に於て比較的放慢經營をやつて居た事業の高配當をそのまゝ既得權として認めることになる。之れに對し、今まで健實な經營を續けて比較的低配當に甘

んじて居た事業のみを特に強壓するといふ不公正を招くのである。しかも尙ほ悪いことには、この制度では、一割以上の配當會社が一度び減配したら、原則として今後は復配の途を絶たれて了ふことだ。自然、一方には、業績が必しも之れに伴はぬ場合でも、多少無理なやり繰りをしてでも現配當を維持せんとする努力の起る可能性が充分ある。とすれば、それは、寧ろ消極的乍ら増配を奨励し、事業の基礎を不健全化するといふ、配當制限の趣旨と正に背馳する結果を生ずるのである。

他方、今後大いに發展力あり、また發展させねばならぬ優秀會社或は時局會社が、經營の合理化或は技術の改善等に努力を傾注し、斯くしていくら利潤を擧げて、その結果として、増配の途を閉ざれたらば如何。一つの傾向として、今後、それらの事業は經營の積極的努力に突進する熱意を失ひ、潑刺たるべき企業心が退嬰化するに至るといふ、時局柄最も憂慮すべき事態發生の素地がそこに培養される危険が尠少でない。と共に他方、社内保留に對しても少からぬ重課をしてゐる現在の税制の下では、高利潤にも拘らず増配を抑へられれば、勢ひ、既に萌してゐる資金、資材等の濫費傾向が一層助長されるといふ、これまた配當制限の一目的とする事業基礎健全化の要求に却つて逆行する事態がそこに發生する。

右に對し、一部には、現狀では既に企業の經營と所有とは大部分分離してゐるから、配當の抑制は



決して経営者の企業心の萎縮とはならぬと説くものがあるが、併し、経営と所有とのある程度分離は、少数の半官半民的會社については見られるが、民間事業の一般の實情では決してない。企業家の位置の大部分は、大口株主の支配下に在ることは、一々例示するまでもなく明かだ。若し、経営と所有とを分離せる事業経営を行はんとせば、豫め、事業の経営者を、事業の所有者以外のものが任命する制度を設ける必要があるが、斯くの如きは、現下の日本の實情に於ては、少くとも、目先き不可能だ。

また、企業の濫費的傾向に對しても、外部からこれを取締り得ると説くものもあるが、併し、それには税務官が一々會社の帳簿を細かに調べる必要があつて多數の人員を要する上に、企業への好ましからぬ官僚干渉を激化し、しかも、それで決して完全に取締り得るものでないことは明かだ。抜け道はいくらでもある。現に、これまでも、配當抑制傾向の結果、大株主が必要もない並び重役として名を連ね、賞與、手當、旅費等の形で實質的に増配を受けるといふ、不健全且つ他の株主に對し不公正なる現象があつたが、今後は大株主としての資本の吸収をやるには、愈々かゝる悪弊を激化するに至るは必然であり、現に、かゝることが巷間既に問題となつてゐることに注目すべきである。以上のやうなわけで、表面上公平なる對策なるかに云はれる配當の一律的現状維持は、實質的に著

しく不公正であり、延いては、時局の最も切實に要求する生産増大、企業振興と背馳し、しかもその上、配當制限の一目標たる事業基礎健實化をも寧ろ阻害する危険を多分に孕むものである。

#### 第四節 一律的配當制限に對する弊害是正對策

大藏省案として示されたる一律的形式的配當制限を原形のまゝ適用せんか、その我が産業の發展並に企業の合理的經營を阻害する危険の鮮少ならざること既に以上の如しとせば、當局は、之に必要な變更を加へることに何等躊躇逡巡すべきでない。理想を云へば斯かる配當制限案の全面的撤回こそ寧ろ望ましいが、一旦聲明せし手前、それは實際問題として不可能であらうから、せめて此際、改善の方策として、以下述べるが如き原案修正を勅令案の制定に際して、詳細に規定するか、若しそれが困難ならば、勅令運用の内規として明記し、以て叙上の如き産業並に企業に對する弊害と不合理とを極力輕微ならしめるやう適切なる對策を講ずべきであらう。

第一に、増配の許可不許可の決定基準となるべき標準配當率は、表面的な拂込資本基準のものによらず、これを、株主資本、即ち、社内保留の各種積立金及び繰越金を加へたる會社の實質的資本を基準とせるものに改めらるべきだ。その方が各企業の利益配當率の大小を圖るに、より合理的であつて、



これによつて配當制限より受ける企業の壓迫も尠からず調整せられ得るであらう(尤も、等しく株主資本基準と云つても、過去の償却の厚薄、資産評價の含み等が各社により異なるから、之等の點も適當の基準を設けて出来るだけ考慮せられるべきである)。

試みに、各社の現行利益配當を、その拂込資本と株主資本とをそれ〴〵基準とする配當率につき比較するに、次頁第一表の如く、表面一割以上の會社(即ち増配不能會社)必ずしも表面一割配當以下の會社の配當率より高率ならず、却つて表面一割以下の配當會社の方が高率配當なるもの少からざることが窺はれる。周知の如く、利益率の大小如何を株主資本基準によつて計算する仕方は、現に、所得税法に於て、法人の超過所得率の計算の際に適用されてゐるのであつて、配當制限に對してのみ斯かる合理的計算法を卻け、不合理なる拂込資本に據るべき理由は毫もないのである。

而して、いま、株主資本基準の計算法を採用せば、増配制限の基準となる標準配當率は一割より若干低位、例へば八分にして可なるべく、それは延いて、民心に及ぼす高率利潤抑壓の感にも、遙かに效果的に響くであらう。

第二に、考慮せられるべきは、以上の如く配當制限の標準率は株主資本を基準とせる上で、更に、事業の危険率の大小、新興乃至新設事業と既成乃至舊設事業の差異、會社の等級大小等の差異に由り

(一) 各社別の拂込資本及株主資本による配當率の差異

各社別	平均拂込資本 千円	利益金 千円	利益率 %	配當率 %	株主資本 千円	同上による利益率 %	同上による配當率 %
鐵紡	40,000	13,818	34.5	15.0	120,536	19.1	10.7
東洋紡	71,735	12,410	17.3	18.0	157,925	18.5	8.3
篠原機械	1,745	401	23.0	15.0	1,964	20.0	13.3
石井鐵工	4,813	948	19.7	15.0	6,596	28.8	10.9
日本鋼管	54,476	11,076	20.3	15.0	84,555	28.6	7.7
三井礦業	87,500	10,161	11.6	11.0	156,679	13.0	6.7
日本曹達	43,761	4,871	11.1	11.0	48,270	10.1	10.9
日立製作	96,066	13,311	13.9	11.0	114,589	11.7	10.0
日本電工	31,550	3,791	12.0	10.0	33,858	11.2	9.1
電氣化學	28,000	2,912	10.4	10.0	30,845	9.4	9.1
神戸製鋼	37,089	3,115	8.4	9.0	44,283	7.0	7.9
石川島造船	23,318	1,399	5.9	8.0	14,459	9.7	6.8
日本ステルス	3,887	288	7.4	8.0	4,001	7.2	7.8

(備考) 大體昭和十三年上期決算に由る。

それ〴〵に適用される標準配當率を次の如く設けて、以て、一律配當制限の既述の如き弊害を極力最



少限に喰止むべきである。

- (1) 一二流會社と三四流會社との増配制限基準率の間には、例へば起債界に於ける一流債と二流債とのそれに準じて何分かの開きを設けること(この點、大藏省案は資本金廿萬圓を基準としてそれ以下の會社に對し配當制限令適用を除外し、以て右の要求に一面應ぜんとして居るかに傳へられるが、資本金廿萬圓以下のみを例外として、他を一率に律するは不公平である。周知の如く此際、廿萬圓以上一千萬圓位までの小型會社は、最も膨脹慾旺盛にして且つ國家としてもその必要ある事業であるが、これ等の配當制限率を一流大會社と一諸にしては、所要の資本を集めることは至難となること已述の如くであるからだ)。
- (2) 事業の發達が成熟期に達して業礎が已に十分安定化し、或は色々の形で政府の厚い保護を受ける半官的獨占事業、乃至公共事業等、危険率僅少の事業と、特に前途危険性の多い或る種の時局産業、代用産業の如き新興事業との間にも、内規によつて、例へば前者の基準が一割ならば、後者の標準配當率は一割何分かに之を引上げる等、ある程度の開きを持たすべきである。
- (3) 今後の民間新設會社(半官半民會社ならざる)に對しては、例外的に當分何等の配當制限をも課せざること。蓋し、今後の新設會社は、資金調整法の制限により、何れも緊急必要とするものであつて、且つその事業は多く危険性大なる事業であるからだ(因に、その結果、既設會社が既設事業を分離して新會社を作り、配當制限を免れんとするが如き弊害に對しては資金調整法で取締り得る)。

増配制限基準率は、假りに大藏省聲明の如く一割とするも、併し、以上の如き方法によつて、事業に由り各種の例外規定を設けることによつて、はじめ、危険率多き新興、新設會社乃至二三流以下の會社の企業心を鼓舞し、資本の吸収を容易となし、以て、現下の我が國が最も必要とする生産力の擴充を左程阻害せず済むであらう。

事實、これ迄に於ける實際は、會社の性質、位置其他によつて、その株式配當の利廻には左の如き差異があるのである。即ち、次頁第二表に由ると、一流株、例へば三菱鑛業の如き、近來、株式利廻の位置は一般に増税の影響其他により著しく昂騰したとは云へ、尙ほその利廻は六分五厘内外の比較的低位にあるが、これに對し、三四流株の利廻は實に一割内外の高率であつて、此間に實に三、四分の差があるのである。即ち、それだけの差があつてはじめて後者に資本の集ることを語つてゐるのである。

又、之れを新設會社について云へば、利益配當の上限が一割程度に抑へられ、その上原案の如く當



(一) 最近に於ける主要株式利廻調

銘柄別	株 價 (圓)		配 當 率 (%)	同 上 利 廻 (%)	
	廿九日	十一月十二日		廿九日	十一月十二日
鐘 紡	160.2	X 134.1	115.0	X 93.3	8.64
帝 人	115.6	104.1	110.0	X (7.45)	(6.91)
三 菱 礦 業	94.5	87.6	110.0	7.0	6.63
滿 鐵 礦 業	70.4	64.0	100.0	6.85	6.43
日 本 鑛 業	81.4	74.9	114.0	7.1	7.16
日 立 製 作	89.0	73.3	(110.0)	9.35	8.87
日 本 電 工	69.0	61.0	110.0	(7.37)	(7.59)
日 本 曹 達	65.0	61.0	110.0	8.3	8.04
篠 原 機 械	60.0	X 56.0	110.0	7.4	8.06
石 井 鐵 工	73.0	X 67.0	110.0	X 10.71	11.02
王 子 紙	91.5	88.5	100.0	X (8.92)	(9.19)
				X (10.53)	13.63
				X (10.53)	10.90
				X (8.95)	11.36
				(8.95)	(9.09)
				5.46	5.61

(備考) 括弧内の配當率及び利廻は假りに次期理想配當率に由るもの

X印=配當落 □印=権利落

分六分以上の配當が不可能であると云ふことになれば、政府保證の事業でもあれば別として、前掲三、四流會社の株式利廻が既に一割内外である點より見ても、何も苦んで危険率大なる新設事業に投資しなくとも、より安全なる既存事業に投資すると云ふことになり、資本の吸収は到底むづかしく、従つて、斯かる事業の新設は不可能といふことになる。

況んや、現行税制の下では、金融資本と産業資本との負擔は既に著しく不均衡であり、自然、三、四流會社、或は危険率多き新興、新設事業會社に對する一律的配當の制限の結果は、本來この方面へ向ふべき資金をも公債或は社債等に益々向はしめることになるから、愈々以てその壓迫度を加へて來るのである。ところが、繰り返し述べるが如く、我が國の現状はヨリ大なる危険率を伴ふ新設事業、時局事業或は代用産業のバイオニアとしては、寧ろ斯かる企業の活躍を最も強く要求してゐるのである。即ち、大藏省原案の如き配當の一律的制限に對し、その實際運用に際し、叙上の如き標準配當率の格差を設ける必要大なることを聲を大にして主張せざるを得ない所以だ。

最後に、以上の諸對策と平行して、單に利益處分の結果たる配當の制限のみならず、利益處分方法そのものに對しても、配當制限の合理的側面工作として、例へば次の如き對策を採る必要があるであらう。



(イ) 固定資産償却率は充分且つ合理的に厚くせしめる目的を以て、各事業別の實情を参酌して、償却年限を規定し、

(ロ) 或は、一定率以上の利益の中より、研究基金、熟練工養成基金、退職基金等を積立てしめ、これらの部分に對する税金を軽減する、

(ハ) と共に、事業會社の會計を合理化し、社會的監督を容易にし、且つ、國家の經濟政策樹立に必要な資料を提供するため、各會社の決算報告の形式、内容を、事業に従つて適當に、例へば、銀行のその如く、法令を以て規定すること。

蓋し、斯くすることによつて、利益配當を形式的に外部より制限せずとも増配の餘地は自ら少くなり、しかも社内濫費の弊を除去し、業礎を強化して、配當制限の趣旨に自然に且つ最も合理的に添ふ結果となるからである。(「高橋財界月報」昭和一三・一二月號)

(註) 利益金配當制限案要綱

|| 總動員法第十一條關係 ||

第一 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額の合計額または基金總額をいふ、以下同じ)廿萬圓以上の會社は主務大臣の許可を受くるに非ざれば毎事業年度の利益配當(基金利息または配當基金を含む、以下同じ)に關し基準配當率を越ゆる配當率を定むることを得ざること、但し左の各號の一に該當する場合はこの

限りに在らざること。

一、配當率年百分の十に達するまで基準配當率に比し年百分一(一年を一事業年度とするもの)に在りては年百分二)を越えざる割合を増加するものなるとき。

二、配當率年百分の六以下なるとき。

第二 第一の基準配當率は左の各號の規定により定めらるゝ割合とすること。

一、昭和十三年十一月卅日以前一年内に配當率を決定したることある會社にありては、別號に該當する場合を除き同日以前に最終に決定せる配當率。但し當該配當率が記念配當、特別配當、その他臨時の配當により當該事業年度限り増率せられたるものなるときはその増率の部分を除く。

二、昭和十三年十一月卅日以前一年内に配當率を決定したることなき會社または本令施行後設立せられたる會社(何れも合併により設立せられたる會社を除く)にありては別號に該當する場合を除き年百分の六の割合。

三、本令施行前の合併により設立せられたる會社、または本令施行前の合併後存續する會社にして合併後昭和十三年十一月卅日以前一年内に配當を決定したることなきものに在りては會社の申請により主務大臣が合併前の各會社の利益配當の實情に基き認定したる割合。

四、本令施行後會社合併をなし當該合併により設立せられたる會社、または當該合併後存續する會社に在りては會社の申請により主務大臣が合併したる各會社の利益配當の實情に基き認定したる割合。

五、資本金廿萬圓未満たりし會社(資本金廿萬圓以上の會社にして本令施行後資本減少により資本金廿萬圓未満となりたるものを含む)にして本令施行後の資本増加により資本金廿萬圓以上となるに至りたるものに在りては、會社の申請により主務大臣が従前の利益配當の實情に基き認定したる割合。



前項第一號の規定により基準配當率を定めらるゝ會社にして昭和十三年十一月卅日以前一年内に最終に決定せる配當率が、記念配當、特別配當、その他臨時の配當により當該事業年度限り増率せられたるものなるときは、會社は前項第一號但書の控除部分の認定を主務大臣に申請すべきこと。

第三 會社が第一の規定に基き、第二の基準配當率を超えて決定したる配當率が年百分十以下なるときは、爾後その配當率を以てその會社の基準配當率とすること。

但し主務大臣が第一の規定により許可を爲すに際し、基準配當率に算入せざる旨の留保を付したる部分を除くこと。

第四 第一の但書第一號の規定は基準配當率が、第二の第二號の規定により定めらるゝ會社の本令施行後最初の利益配當に關してはこれを適用せざること。

主務大臣は第二の第三號乃至第五號の認定に際し、認定後における當該會社の利益配當に關し第一の但書第一號の規定を適用せざる旨を定め得ること。

第五 主務大臣は直前事業年度において年百分の十以上の配當率により利益配當をなしたる會社が資本増加をなし、現在の資本金の倍額を超える資本金の會社となしたる場合において必要ありと認むるときはその資本増加後の配當率に對し必要なる命令をなし得ること。

第六 第一、第二及び第五の規定による許可認定、または命令にして事業の重要なるものについては會社配當審査委員會（假稱）の議を經べきこと。

第七 會社はその經營の堅實をはかるため經理に關し、左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべきこと。

一、經費支出を適正ならしむること。

二、利益配當に關する制限等により會社の經理上生ずべき餘裕はこれを必要なる資産の償却または積立に充つること。

主務大臣は必要ありと認むるときは、會社に對し前項各號の事項に關し勸告を發しまたは、會社配當審査委員會の議を經て必要なる命令を爲し得ること。

第八 主務大臣は會社の資産、負債、損益の内容、利益金の處分、その他經理に關し報告を徴し、または當該官吏をして必要なる場所に臨檢し、業務の狀況、若くは帳簿書類その他の物件を検査せしめること。

第九 外地においても前各號に準じ本制度を實施すること。

第十 大藏大臣生産力擴充資金その他時局に緊要なる産業資金の供給を圓滑ならしむるため必要ありと認むるときは、日本興業銀行をして大藏大臣の定むるところにより資金の融通（有價證券の應募引受及び買入を含む、以下同じ）をなさしめ得ること。

大藏大臣前項の融通を爲さしむるについては、日本興業銀行融資審査會（假稱）の議を經るを要すること。

第十一 政府は第十の第一項の融通に關する命令により、日本興業銀行が損失を受けたるときは、同行に對し通常生ずべき損失を補償すること。

前項の損失を決定する基準その他損失補償に關し必要なる事項は大藏大臣これを定むること。

第十二 第十一の第一項の規定により政府が日本興業銀行に對して支拂ふべき損失補償金は國債證券をもつてこれを交付し得ること。

前項の規定により交付する國債證券の交付價額は時價を參照して大藏大臣これを定むること。

（昭和十二年十二月二十二日總動員審議會に於て可決せるもの）



## 第六章 戦費インフレ防遏度の真相と

### 今後の対策上注目すべき重大點

#### 第一節 事變勃發後のインフレと其の消化

##### (A) 事變勃發以降の表面的公債消化状態

支那事變に伴ふ龐大な公債支辨を、悪性インフレ化せしめることなく、之れを如何に旨く處理すべきやは、戦初以來つねに、我が朝野に覆ひ懸つてゐる重大問題である。

ところで是迄に於ては、既に一年有餘に亘る一大軍需消費の繼續にも拘らず、物價も大して著騰せず、又公債の消化状態も極めて好調なりしことは、日銀當局の屢々公表せる如くであつて、その限り大いに樂觀してよいやうである。併し乍ら、今後も、從來の如きやり方で、果して旨く行くものなりやと云ふに、大いに戒心を要するのである。

何となれば、いま、是迄に於ける巨額の軍費インフレが如何なる消化力に由つて、幾何吸収せられたかの實情を分析し、而してこれ等消化力の中、今後も依然之れを期待し得るもの幾何あり、今後は

之れを期待し得ざる臨時的性質の消化力幾何ありやを精査するに、從來のインフレ吸収力の少からぬ部分は、臨時性のものであつて、今後のインフレ吸収は、從來の如きやり方では到底之れを所期し得ざることが、少くとも著者には看取せられるからである。

十三年に於ける公債消化が、表面上、百パーセントに近き上成績であることに幻惑せられ、今後のインフレ消化も從來のままのインフレ対策で充分なりと考へるもの若しあらば、他日重大な破綻を培ふ恐れ甚大なるが故に、以下本問題の慎重なる再検討を要求すべく、事實の分析に基き著者の見解を披瀝するものである。

先づ、戦時公債インフレ防遏度の秤量方法であるが、普通には、公債發行高の中、日銀手持として残溜せる部分をインフレ度と見做す極めて表面的なやり方が盛行してゐるかのやうだ。例へば、日銀金融懇談會に於て、國債消化状態として、副總裁から屢々報告せられるものがそれである。いま之を、事變以來を數期に區分して見れば、次頁第一表の如くである。

例へば、十三年の公債發行額は、一月初以來十月一日發行分迄の通計にて三十三億三千萬圓に達するが、併し計算の仕方としては、一應九月末日迄に之れを限つて見るのが、ヨリ真相を示すので、いま之れに従へば、發行額は二十九億三千萬圓、その消化額は二十六億九千二百萬圓、消化率は九二%



(一) 事變勃發以來の公債發行と其の消化狀況(百萬圓)

(a) 公債發行額 日銀引受額 同 賣却高 差引手持増 消化額合計 消化率 (b)(a)	(イ) 十二年七月初 —十二月末	十三年一月初 —六月十四日	(ロ) 十三年一月初 —九月末日	通 (イ+ロ) 計
		一、三〇〇 一、〇〇〇 五三四 四六六 八三四 六四%	一、四三〇 一、一八〇 一、二六二 (一) 八二 一、五一二 一〇六%	二、九三〇 二、四八〇 二、二四二 二三八 二、六九二 九二%

を示してゐる。即ち、此間の日銀手持増は二億三千八百萬にして、發行公債の僅か八%がインフレに於ては消化率は一〇六%にして消化超過を示し、九月七日迄とすれば九九%四、殆んど百パーセントの消化状態である。然し、此の表面の好調は、そのまゝ、十三年の實績を内容的にも示すものと看することは出来ない。蓋し十二年下期、就中年末に於て、巨額のインフレが行はれ、その還流が十三年に持越されたと見らるゝ部分が多大であるからだ。例へば、十二年十二月には十日及二十八日の二回に亘つて合計六億圓の公債發行が行はれ、うち一億圓は預金部引受、残り五億圓は日銀引受となつた

が同月の日銀賣却高は六千四百萬圓に過ぎず、差引四億三千六百萬圓のインフレとなつたのである。従つて、事變勃發の十二年七月以降年末迄に就て見れば、公債發行は十三億圓、消化額八億三千四百萬圓、消化率六四%となり、日銀の手持は四億六千六百萬圓を増加し、三六%のインフレとなつてゐる。

従つて、ヨリ正確なる公債消化率を見るためには、右の兩時期を均衡化すべきである。そこで、いま事變勃發以來、十三年九月末迄を通計して見ると、公債發行額は四十二億三千萬圓、消化率は三十五億二千六百萬圓、消化率は八三%にして、日銀手持増七億四百萬圓、一七%のインフレ殘溜を示してゐる。

(B) 實質上のインフレ消化状態と其の意味

以上の如きインフレ防過度の見方は、併し、眞のインフレ吸收状態を正確に示してゐるものではない。蓋し、發行公債が、表面的には百パーセント消化されやうとも、他方日銀の手許に於て、此間に民間貸出が増加し、或は政府乃至民間の預金減が起つてゐれば、それだけは、造出購買力の吸收が實際には行はれなかつたわけであるからである。従つて、インフレ購買力が、日銀に幾何還流し消化せられたかを實質的に知るには、日銀勘定面をヨリ綜合的に研究する必要あること絮説を要しない



(一) 日銀勘定面のインフレ(百萬圓)

月央基準	公債手持	民間貸出	(A)合計	政 府 當 座 預 金	民間預金	(B)合計	差 (A)(B) 引
昭和九年 三月	四五六・八	六七六・二	一、三三三・〇	一六九・四	七九・三	二四八・六	八八四・三
五月	四三四・九	六三九・三	一、〇七四・二	九〇・八	一七七・七	二六八・五	八五五・七
七月	五一九・一	六五三・一	一、一七二・二	二五三・九	六〇・八	三一四・七	八五七・五
九月	三四四・二	七三三・二	一、〇七七・四	二四六・一	五九・九	三〇五・九	七七〇・五
一〇年 三月	三八八・五	六九八・八	一、〇八七・三	一九九・〇	六一・〇	二六〇・〇	八二七・二
五月	四九三・三	六三三・九	一、一二六・三	二二一・七	一〇八・五	三三〇・三	七九六・〇
七月	四一六・三	六二二・九	一、〇三九・二	二二九	九二・六	三二一・五	八三三・七
九月	三四一・〇	七三六・二	一、〇七七・三	二五六・二	五七・八	三三四・〇	七六三・三
一一年 三月	四一〇・八	六九三・八	一、一〇四・六	二二五・八	五五・九	二七一・七	八三三・〇
五月	五五〇・四	六〇八・四	一、一五八・八	三三二・一	五四・三	三七五・四	七八三・五
七月	三七七・〇	五九三・二	九七〇・三	六一・二	一一・六	一七二・七	七九七・五
九月	三八一・九	五八七・四	九六九・三	一七二・九	六二・九	二三五・八	七三三・五
一二年 一月	五九一・一	五九二・五	一、一八三・六	一九八・五	七二・三	二六九・八	九一三・八
三月	四九九・七	五八八・〇	一、〇八七・六	一九九・一	五七・五	二五六・六	八三一・一
五月	六五九・八	五七〇・九	一、二三〇・七	三二〇・三	五二・二	三六二・五	八六八・一
七月	七三〇・四	五五〇・四	一、二八〇・八	一五五・〇	六五・五	三二〇・四	一、〇六〇・三

(a)(b)比較	(a)(c)比較	(b)一三年 一月	(b)一三年 三月	(b)一三年 五月	(b)一三年 七月	(b)一三年 八月	(c) 九月 三日	(c) 九月 七日	(c) 九月 十日	(a)(b)比較	(a)(c)比較
五八四・三	五五五・四	一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
六三三・八		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
六三三・一		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
七三七・五		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三三二・四		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三九二・三		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
三二六・六		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二二二・二		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
三八〇・三		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二七一・五		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二四二・八		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二二六・四		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三三二・四		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三九二・三		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
九三・二		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
六一・三		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
八三・四		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
九五・〇		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二二二・一		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
三九三・六		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、二二・九		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、二七六・九		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三三三・八		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、四九〇・五		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三〇五・八		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、二七五・二		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、三五九・二		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
一、四八・一		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
六六・八		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四
二二四・九		一、〇〇六・二	一、〇六四・四	一、〇一五・八	一、一六七・八	一、〇三九・六	一、一七九・一	一、三六五・八	一、二五四・二	二七五・八	五五五・四

所である。而も、斯る総合的意味に於ける、経済界のインフレ残留度は従前に於ては、單に日銀勘定面のみに頼つて之れを知り得たが、十二年八月金資金特別會計成立後、その内容は尠らず複雑化して來た。



いま、日銀の手許に於ける、事變勃發以降のインフレ状態を見れば、前掲第二表の如くである。

第二表に據る限り、表面上の公債消化率よりも、日銀勘定面の総合研究の方が、ヨリ良好なインフレ防遏率を示してゐる。例へば、十二年七月中央から十三年一月中央迄のインフレ残溜(第二表最下欄(A)(B)差引額の増加)は、一億四千八百萬圓に過ぎぬ。然るに同期間の日銀公債手持増加は二億七千六百萬圓で(前項の公債發行、消化差引から見た數字と大差あるが、之は昨十二年七月には、事變前の米穀證券巨額の發行により日銀手持が著しく多かつた爲である)あつた。之れ、手持公債増加の反面民間貸出減、民間預金及び政府當座預金増と云ふ、資金の回收乃至放出未済の事情があつたから、右の如くその総合的インフレ率は低くなつたわけである。次に、十三年一月中央より九月中央迄の期間に於ける日銀公債手持増は二億八千萬圓であるが、併し此間政府預金、民間預金が激増してゐるので、眞の総合的インフレは、差引六千七百萬圓に止つてゐる。事變勃發後の通計では、公債不消化分は五億五千萬圓であるに對し、総合的インフレはその二分一以下の二億一千五百萬圓に過ぎない。

以上の限り、日銀勘定面より見たる総合インフレは、表面上の公債消化率よりも、更に良好な成績であつて、一見大いに樂觀して可なるかのやうである。

然し乍ら、右の表面上の日銀勘定面に於けるインフレ防遏の裏には、その性質臨時的な經濟力が作用してゐて日銀勘定面のインフレ度を一時、表面的に著しく過小視せしめる現象を呈せしめてゐることを、此際看過してはならない。即ち、若し、これ等の臨時的要因無かりせば事變以降のインフレ度は、日銀勘定の表面上のそれよりも、遙かに多大であつたわけであるのである。

かゝる臨時的要因として、第一に考慮すべきは、金資金特別會計である。金資金特別會計は十二年八月、金準備評價益(昭和九年四月金買入法實施當時の金準備四億二千五百萬圓を再評價し、その差益六億七千四百萬圓と、臺銀及鮮銀の金準備評價益約三千萬圓、合計七億四百萬圓を收納)及び、買上金現送益(但し、金買入、現送差額は二億九千百萬圓となるが、金買入法による政府貸付金及法定貸上金計二億四千八百萬圓を償還せる差益)により、總資金七億四千七百萬圓を以て成立し、うち四億圓餘を正貨で持つたものである。此の金資金特別會計の資金が、如何に運用せられるかゞ、インフレ度の計算上多大の影響を持つのである。然し、金資金特別會計の計數、内容は一切祕密であるから、素より適確な事は判らぬが、政府の發表する部分的材料を基礎にして、その實際は大體左の如く推想することが出来るのである。

即ち、金資金特別會計は、十二年八月その創設と同時に圓資金三億四千七百萬圓中の二億圓で、日銀手持公債を買受けた。残額一億四千七百萬圓は當然日銀の當座預金となつた筈である。次で、十一月二十五日興銀債二億五千萬圓を引受け、更に十二月十日から二十八日の間に四回に亘り、興銀債一



億二千八百萬圓を引受け、合計三億七千八百萬圓を所有した。従つて、十二年末の資金残高は、公債及興銀債所有高五億七千八百萬圓を除いた一億六千九百萬圓となるわけで、此の中五千萬圓は産金奨励費（初年度支出五百萬圓）其他は金買入及び現送資金として使用されるのである。と共に、當初移譲せられた四億一千萬圓の正貨が年末迄に全部現送せられるものと假定せば、右の餘裕資金の大部分は政府當座預金として、一部分は買上金の形で保有されてゐたものと考へられる。以上の關係を簡単に纏めてみれば、次のやうになる。

	十二年八月	十二年末
公債	二〇〇 <small>百萬圓</small>	二〇〇 <small>百萬圓</small>
正貨	四一二	三七八
政府預金	一三五	一六九
		興銀債
		政府預金其他

即ち、以上は正貨四億圓餘の流出（推測）と、公債及興銀債五億七千八百萬圓の背負込と云ふ二點を現してゐるわけだ。正貨流出の點は、茲には姑く置き、公債及興銀債の引受けは、資金特別會計の設置によつて、日銀勘定のインフレが、同會計によつて肩替りせられたことを語るものにして、同會計の創設がなければ、當然日銀勘定面に、それだけ、多額のインフレ現象を呈してゐた筈のものである。

従つて、インフレ残溜の實體は、單に日銀勘定面のみが全部ではなく、之に資金特別會計の分を綜合して、はじめてその全貌を現すのである。次掲第三表は即ち之れを示すものである。

(三) 従來に於ける實質的インフレ消化の實狀 (百萬圓)

各月央基準	自		通	變	中
	十二年七月	十三年九月			
公債發行額	一、三〇〇	二、九三〇			四、二三〇
インフレ残溜	七二六	六七			七九三
日銀勘定	一四八	六七			二一五
資金會計	五七八				五七八
差引インフレ吸収率	五七四	二、八六三			三、四三七
同吸収率	四四%	九八%			八一%
(参考) 公債消化率	六四%	九二%			八三%

右表に據れば、十三年のインフレ吸収率は、殆んど完全に近く九八%を示すが、之は十二年に於ける多大のインフレの結果が、十三年に繰越されて、それだけ十三年の公債消化を不自然に大ならしめてゐる事情を考へねばならぬこと既述せる通りである。即ち、十二年のインフレーションは年末に集



中せしため、その還流は翌年に持越され、ために下半期に於けるインフレ防遏率は前掲の如く、僅か四四％に過ぎなかつたのである。従つて、之を通計して事變勃發以降最近迄とすれば、インフレ防遏率は八一％に過ぎないこととなるのである。表面上の公債消化率が八三％なりしに比し、實質上のインフレ防遏力は稍々劣つてゐるわけである。

而も、前記八一％のインフレ防遏力には、今後に於ては之れを期待し得ざる臨時的要素が更に加つてゐるのである。従つて、最近迄に於けるインフレ防遏の實績を基礎にして、今後に於ける我が經濟のインフレ防遏力を推想するに當つては、此の臨時性のインフレ防遏要因を一應除外して見て、その上で、新たに對策を立直さねばならないわけである。茲に、最近迄のインフレ防遏力には臨時性のそれを包含してゐると云ふのは、即ち次の二點である。

- (1) 從來より既存せる正貨の現送。
- (2) 統制的物資調節に基く在荷減と、其の資金化の結果起れる預金増——公債消化。

之等の要因に基くインフレ防遏は、要するに、在來の蓄積をそれだけ喰潰すことに依つて、表面上のインフレをそれだけ相殺し、削減したのであつて、かゝる喰込餘地の一巡すると共に、爾後はそれだけ一國のインフレ防遏力の減少となるものである。以下、節を新にして右の二點につき更に考究するであらう。

## 第二節 インフレ防遏實力の真相と新對策の急要

蓄積正貨の現送は、原則的に、それだけ通貨を引揚げて、海外からの物資供給増となり、デフレ的現象を齎らすものである（新産金買上現送の場合には、通貨は豫め買上の際、代金として支出されて居り、それがデフレするのであるから、大體差引同一状態にあるものと見做し得る）。従つて、事變以來、若し右の如き蓄積正貨の現送無かりしものと假定せば、それだけ通貨の吸収率は弱く、國內存在物資に對する購買力として働き、それだけ物價を騰貴せしめてゐた筈である。従つて、若し今後、斯る蓄積正貨の現送力なしとせば、是迄に於けるインフレ防遏率は、今後に於てはそれだけ割引いて勘定せねばならない理である。右は、蓄積在荷の喰込——その代り金としての預金増とその公債消化力について云ふも、大體同様である。

だが、事變勃發以來、正貨現送及正貨の喰込（その資金化）が幾何に上つたかは素より適確には知り得ない。従つて、その大體を推想する外ないが、同じく推定するにせよ、正貨現送は尙ほ據るべき基準を與へられてゐるが、在荷の喰込はその中心をなす全國の工場、商社の手持在荷減が全く不明で



あるため、極めて大雑把の獨斷的推算を試みる外ない。

發表せられた資料により、いま蓄積正貨の事變後に於ける現送高を推測するに（金買上による現送は姑く別であること既述の如し）、金資金特別會計分の四億一千萬圓が十二年末迄に、爲替基金の三億圓が其後に於て、現送せられた總計であると大體に云ひ得る。果して然りとせば、蓄積正貨の現送によるデフレ作用は合計約七億一千萬圓である。然るに今後は、蓄積正貨の現送によつて、デフレ作用を起し、それだけ戦費のインフレを中和すると云ふ餘力はないものと見て、インフレ防遏對策を樹てねばならない。自然、今後の我がインフレ防遏力を見るためには一應右のデフレ部分を差引かねばならぬ。さうすると、事變突發以降最近迄の實績に現れた我が恒久的インフレ防遏力は、次掲第四表の如くなるわけだ。

第四表によれば、正貨現送によるインフレ中和部分を除いた防遏率は、十二年末迄に於ては僅か一二%五に過ぎず、十二年九月迄の通計に於ても結局六四%しかなかつたわけである。

更に、是迄のインフレ防遏に多大の役割を果せる臨時的要素のいま一つは前述の如く在荷の喰込——その資金化に由る日銀勘定面の收縮である。従つて、我が恒久性インフレ防遏力を檢出するには、此部分をも除く必要があるが、併し、事變以來在荷の減少が幾何に上れるかは明確でない。尤

(四) 蓄積喰込によらざる我がインフレ防遏實力 (百萬圓)

各 月 央 基 準	自十二年七月 至十三年一月		自十三年一月 至十三年九月		事 變 中 計	備 考
	一、三〇〇	二、九三〇	四、二三〇	七九三		
(a) 公債發行額	一、三〇〇	二、九三〇	四、二三〇	七九三		※印、及在荷減は推測に依るものである。 インフレ殘溜高は、既掲第二及三表を参照せられたい。
インフレ殘溜額	七二六	六七	二一五	五七八		
日銀勘定	一四八	六七	二一五	五七八		
金資金會計	五七八	—	—	—		
正貨減(除買上金)	※ 四一二	※ 三〇〇	※ 三〇〇	※ 七一二		
爲替基金	—	—	—	—		
金資基金	※ 四一二	—	—	—		
(b) インフレ殘溜及正貨減	一、一三八	三六七	一、五〇五	—		
(c) a b 差引インフレ防遏	一六二	二、五六三	二、七二五	—		
c-a インフレ防遏率	一二%五	八七%五	六四%四	—		
在荷喰込を考慮せるインフレ防遏率						
在荷減						
五億圓の場合 (三億圓と見て)		七七%六	五二%六			
六億圓の場合 (四億圓と見て)		七三%八	五〇%二			



も、全国主要營業倉庫の在荷は、最近に於ては(十三年十月頃)十二年同期に比し大體二億圓程度を減少せることを明示してゐるが、我國在荷のヨリ大なる部分を占めてゐる全国の工場、商社等の手持在荷即ち、インビジブルな在荷の減少は全く判らない。假に、之れが、全國營業倉庫在荷減と二對三の比率にあるものとするれば、我國の總在荷の減少は五億圓であるが、恐らく事實はそれ以上を算するであらう。いま、在荷減五億圓と見て、之れを差引いた恒久性インフレ防退率は前掲第四表終段の如く五三%であり、六億圓と見た場合のそれは實に五〇%の防退率しかなかつたことになる。

即ち、以上事變以來のインフレ吸收關係を簡單に一纏めにして一覽に便すれば、次の如くである。

表面上の公債消化率

八三%

金融上の総合的インフレ吸收率

八一%

内 譯

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) 恒久性防退力           | 五三% |
| (2) 臨時的防退力           | 二九% |
| (a) 正貨現送によるもの        | 一七% |
| (b) 在荷減によるもの(五億圓と見て) | 一二% |

即ち、事變以來十三年九月に至る公債消化は八三%の好成績を挙げ、實質的なインフレ吸收率も、表面的には八一%の好調を示してゐるが、併し、その内容を検討すれば、その中、恒久性防退力に屬するものは僅かに五〇%乃至五三%に過ぎず、他の二九%乃至三一%は、臨時的な要素に依つて、インフレを防退し得たものなる事を知り得るのである。

然るに、今後に於ては、最早蓄積正貨の現送力に此上依頼すべきでなく、又在荷減によるインフレ防退力にも多く依頼出来ぬ事情にある以上——前途のインフレ防退は専ら恒久的インフレ防退力——是迄の實績に於ては、それは僅かに五〇%乃至五三%に過ぎぬ——に頼る外ない。茲に、本章の冒頭に於て、著者が、現在迄に於けるインフレ防退は大體皆く行つてゐるが、併し、今後のそれは大いに警戒を要すると述べた所以があるのである。

尤も、右の恒久的インフレ防退力を基準にして、今後のそれを見透すに當つては、卒然と、從來の實績を以て今後を推測すべきではない。と云ふわけは、從來のインフレ防退は、大體に準平時經濟状態のまゝで遂行せられたものであつて、本格的な戦時經濟體制下に於けるそれを意味するものではないからである。然るに、現行の戦時經濟統制が愈々本格化したのは、大體十三年六月頃からの事に屬し、自然前記の恒久性インフレ消化實績の中には、此の六月以降に見たるが如き戦時統制下のインフ



レ防遏力は、未だ餘り包含せられてゐないからである。

従つて、現行戦時統制下に於ける我が恒久的インフレ防遏力を見るには、右の點を考慮に入れねばならぬが、併し、實際に於ては、戦時統制が現行のまゝで若しある限り、之に大なる期待を懸けることは困難であらう。何となれば、現行統制中、インフレ防遏力として最大なる臨時資金調整法及輸入禁止乃至制限は、既に早くから実施せられて居り、十三年六月から実施せられた統制は、之をインフレ防遏対策から見れば國民一般の貯蓄増進対策に屬するが、それは成程現状に於ても既に相當有效に作用してゐるが、併し、現行の如き対策を以てしてはそのインフレ防遏力は、既述臨時的インフレ防遏力の今後に於ける喪失を充分補ふに足る程、それほど強く期待出来るかどうか、多大の疑問があるからである。

従つて、假令、戦時経済統制の勵行と云ふことを參酌するも、現行の如きインフレ抑制方策を以てしては、従来の如き八割程度のインフレ防遏力を發揮し得るものとは、なかなか考へられないのである。然るに他方、物資の側面は、今後在荷の減少と共に、従来よりも愈々縮少する事情にあるものと見ねばならぬ。尠くとも、こゝ暫くはさうである。

と云ふことは、今後、戦費のインフレ化を防ぐためには、そのインフレ防遏率は、従来よりヨリ大

であらねばならぬことを要求するものである。蓋し、インフレの如何は、物資對購買力の相對的關係にあるのであるから物資側の著減せる場合には、それだけ強大なインフレ防遏力を具へざる限り、それだけ多くインフレ化する筈であるからである。

果して然らば、今後效果的なインフレ防遏を期するが爲には、従来の如き程度のインフレ防遏策を以てしては到底足らず、此際、徹底的対策を確立すべきである。いま、徹底的インフレ防遏対策として、著者の頭に泛ぶ主なるものを摘記すれば、例へば、次の如き諸點が問題となるであらう。

- (1) 平常以上に、収入が異常に増大せる軍需工業關係者の増收部分につき、その大部分を團體的に吸収し貯蓄せしむべき積極的根策の樹立の必要。
- (2) 銀行、會社、工場等そのものゝ貯蓄を奨励し、現在、その奨励の邪魔となり居れる税制の斷乎たる改正。
- (3) 一般購買力の吸収を主眼目とする税制上の工作。就中、生活必需品以外に對する大規模の賣上税、消費税等の實施。
- (4) 其他、一般國民の貯蓄増進に對する團體的奨励のヨリ強度且つ廣汎な組織化。
- (5) 生産増大、輸出増進のヨリ積極的對策。



- (6) 國民生活必需品に於ける消費節約を最も有効に確保するやう、消費並に配給統制其他の再吟味。
- (7) 其他。

〔高橋財界月報 昭和一二・一〇月號〕

## 第七章 長期建設戦と増税並に税制の 根本理論の再吟味

### 第一節 平時租税論と戦時租税論を峻別せよ

來る十四年度の軍國豫算を前にして、増税可否並に税制改革の議論が再び舞臺に登場するに至つた。勿論、何人も増税そのもの、税制改革そのものゝ必要を認めざるものはない。たゞ問題の分れるところは、その時期、その額、その方法等についてである。併し、著者の茲に問題としたい點は、それ等各項の具體的問題についてではなく、その奥に流れてゐる理論そのものについてである。

先づ、増税理論についてであるが、その主要點は、大體左の四點にあると見て大過ない様だ。

- (1) 悪性インフレ防遏のため、購買力吸収の手段としての増税論
  - (2) 銃後の奉公と云ふ道義論、乃至公平論より來る戦時利得課税
  - (3) 現代の戦時負擔を、次代の負擔に残すべきでなく極力、現代人自ら之れを負擔すべしとする論
- (之れは寧ろ逆で、現代人がいま多大の苦痛を敢て忍んで次代の日本のために闘つてゐるのである)



る)

(4) 財政基礎の鞏固を図るため、増税に由つて極力赤字を少くすべしとの論

以上の中、(3)を除けば、他は何れも、その主張の側面から云ふ限り、至極尤もの議論であること云ふ迄もないが、併し、現下の最大問題は戦争目的貫徹に在り、そのためには、所要物資の確保を期すべく、生産増大と、消費節減とを、何よりも緊要としてゐるのであつて、此の現下の最重最大の緊要目的を、阻害せざる範囲内に於てのみ、前記の増税論は、此際、許容せられるのである。従つて、若し、前記の増税論が、右の緊要目的の圓滑なる達成を阻害する惧ある場合は、前記増税理論の目的とするところを、他の手段を以て極力満たすを可とするに至るわけだ。而して、現状に於ては、かゝる見地から租税以外の『他の手段』がヨリ多く、ヨリ根幹的に採用せられてゐるのである(此點の詳論は略す)。

然るに、現行の税制に於ては、現在程度の租税負擔を以てしても已に左の如き一大弊害があるのであるから(それは現行税制の缺陷に基くところ甚大にて、自然、増税には、前提として、税制の根本改革の必要が強叫せられてゐる所以である)、若し、此上に増税せられんか、その弊害激化の結果、國家は増税に於て得るところよりも、却つて、失ふところの方が遙かに多大となる惧れが甚大である。

る。

(A) 現下最大の要求である生産の増大を著しく阻害してゐること。

(1) 株式偏壓の現行所得税は、産業活動を著しく重壓し、生産増大の努力を阻害するところ甚大であること(詳細は、最近の拙著「税制と産業壓迫」第二編第六章参照)

(2) 右の株式所有偏壓の税制は又、その爲、健全なる株式投資を極度に不利にし、反對に、株式投機利潤は無税である結果、此の非常時に、健全なる株式投資の代りに株式投機取引のみを煽揚するに至りつゝある。最近、株式市場に於て、投機株たる東株賣買のみ獨り繁榮してゐる所  
以だ。

(3) 第一種所得税並に戦時利得税の累進的重課の結果、利潤が一定以上に上るや、事業は生産増加を忌避し、ために、生産増阻止の傾向鮮少ならず。就中、金・銅等に於ける豊饒部の採掘が回避されてゐること、その最も顯著なる例である。

(4) 右は又、一定以上の利潤ある場合、此の利潤に由り事業基礎を鞏固にする代りに、不當に巨額の賞與、給料、賃銀等を外部に濫費するの憂ふべき傾向を馴致しつゝあり。

(B) 現行の税制は又、此際、インフレ防遏のためにも、物資確保のためにも、緊要重大なる消費



の節減を阻害するところ甚大である。

(1) 一定以上の利潤は、その大部分が租税として徴收せられるが故に、一定率以上の利潤を擧げつゝある事業に於ては、その物資の使用に於て、その賃銀、給料、ボーナスの支出に於て、濫費的傾向鮮少なからざるものあり。又、此の傾向が、國民一般の消費節約運動の緊張に、如何に甚大なる悪影響を與へつゝあるかを、更に顧るべきだ。

(2) 現行税制は又、使用人退職基金積立金の類も、利潤の社内保留として、高率課税をなすが故に、軍需工業其他の職工役員のために、會社が積立て置くことを不利にし、愈々、前記の濫費の弊害を助長しつゝある。

思ふに、現状程度の増税に於て、已に以上の如き弊害甚大なりと云ふことは、而して、これ等の弊害是正のために必要なる税制の修正に、當局は寧ろ反對的態度であることは、當局者が、餘りに専門的に、租税論と云ふ細かい管からのみ、財政と云ふ天を覗くのみにて、廣く大所高所より、現下戦時経済の重點が、何處に在りを見定め、此の線に沿つて、税問題を考究すると云ふ努力に缺くるところある結果と、見るべきだ。然り、右は、専門家一般の最も陥り易き缺陷であつて、これ迄、税問題が、餘りに専門家にのみ委せられ過ぎたところに、かゝる禍根があつたものと考へられる。

税務當局が、與へられたる時代の問題の重點が何處にありやの大所高所に對する評價に於て缺け、餘りにも、局部的な税制理論のみに囚はれ過ぎることは又、現下のインフレ防遏對策としての租税の役割に關しても、可なりハッキリ現はれてゐるのではないかと思ふ。一體、税制側面からのインフレ防遏對策として、此際、最も力を注ぐべきは消費税の増徴に在る筈だ。然るに、税務當局並に租税専門家の多くは、此の非常時に於て、依然、平時の租税負擔公平理論に囚はれて、消費税と直接税との均衡問題の奴隸となつて、二進も三進も出來ないでゐるのである。と云ふのは、此上の直接税の増徴は、税制の根本改革なしには、不可能であること已述の如くであるが、さうである限り、間接税と直接税との負擔均衡論に囚はれてゐる以上、此際、インフレ防遏上緊急必要な消費税の増徴は不可能であるからである。税務當局、並に租税専門家は、眼を大きく開いて戦時統制下の他の部面を廣く見るべきだ。其處では、平時の公平論は、ヨリ緊迫、重大なる戦時の緊急必要に奉仕すべく、到る處に訂正せられてゐるのである。就中、輸出増進の急に應ずるため、從來中小工業對策として社會政策的庇護を受け來りし綿工聯が、多大の犠牲を甘受せざるを得ざりし事實を顧よ。それが、戦時経済の戦時経済たる所以なのだ。然るに、のどかにも、租税の側面のみには、無事泰平に平時租税理論が幅を利かして、此處だけは別天地の感を與へてゐるかの如く見えるのである。



## 第二節 従來の財政・税制理論に根 本的再吟味を要する主點

前節に述べたところは、戦時と平時とは、他の側面に於けると同様、税制に於ても、眼の着け處が違はねばならぬと云ふ事であつたが、斯く一時的な問題としてではなく、恒常的な問題として、今後、財政・税制理論は客觀事情の變革に由つて、根本的修正を要するのではないか、少くともその再吟味の必要があるのではないか、と云ふのが、本節の提題である。

先づ、歳出の大勢であるが、事變後と雖も、相當巨額の歳出が續くであらうことは、大體、何人の見方も一致するところであるかの様だ。其處で問題となるは、此の巨額の歳出を、従來の財政理論の如く、極力、經常歳入で賄ふことを、依然、原則として、我が財政政策は、今後も其の方向に邁進すべきや否やである。其の如何に由つて、現在、及び今後の財政方針、増税問題等の方向は著しく違つて來るものなること云ふ迄もあるまい。

處で、著者は、事變後の財政に於て、従來の如き財政原則を依然墨守することは、時代錯誤ではないかと考へるものである。と云ふわけは、此間、時代は自由經濟から、ブロック經濟、統制經濟へと

一變してゐるからである。ブロック經濟、統制經濟の下に於ける政府歳出は、従來の政府歳出とは其の内容に多大の變化が起るのである。即ち、従來の自由經濟時代に於ける政府歳出の大部分が、會計學上謂ふ所の『營業費的支出』であるに對し、ブロック經濟、統制經濟時代の政府支出の愈々多くは、會計學上謂ふ所の『資本費的支出』を包含するに至るのである。一般事業財政に於て、資本費的支出は之れを株式、社債等の負債勘定に由つて賄ふことが、毫も不健全でないが如く、政府財政に於ても、これ等の歳出は、經常歳入に頼る必要なく公債政策に頼つても、必ずしも不健全ではないわけだ。現に、現下の戦費の中にも、かゝる資本的性質の支出を、少からず包含してゐること識者周知の如くである。と云ふことは、かゝる公債増加は、或は直接その支出自らの収益に由つて、或はその支出の結果としての國民經濟力の發展、租税の自然增收増大等の形に於て、その公債元利の支辨が、自ら解決せらるべき性質のものたることを語つてゐるのである。果して然らば、事變後の財政處理については、右の如き見透しの下に此際適當の方策を講ずべきであつて、従來の財政原則の如く、歳出増即増税問題と、不可分的に結び付けるに當らないわけだ。

尙ほ、念のため附け加へるが、事變後の赤字財政改革の難易は又、今事變を通じて、我が經濟力が幾何強化増大せられるかに、専ら懸るものである。その見透しを如何に評價するかに由つて、戦後に



於て必要とする増税割合が定るのであつて、いま眼の前に已存してゐる我が経済力を基準にして、戦後の財政難を測るべきでは決してない。此點も増税問題處理上考慮すべき重要點の一つである。(註参照)

(註) 最近の國費にはいはず資本費に相當するものが非常に多くなつて來る。今日の軍費自身にさういふ性質が多分に認められる。斯様な資本費については普通の財政理論で考へる必要はないのであつて、例へば會社の社債と同様に、何年かの間には元利償還の計畫を立て得られるといふ見透さへあればよろしいのである。元本を減すといふことばかりに執着する必要もない。それ等は、戦勝の後、國力の見透もつき、國民所得の増加、自然増収の増加について見當がついた時に、財政バランス均衡問題と共に始めてさういふ計畫を立てるべきであり、事實の時にあつて、はじめて立て得られると思ふ。その間、過渡期の必要に應ずるためには、一時的に——例へば五年なら五年の間——資本課税の形で徴税するのがよい。

この資本課税は二つの意味を持つてゐると思ふ。第一に、過去の自由経済時代に備けた資本に對しては相當の課税を行ふ、而して今後の統制に於ける儲けに對しては餘りひどい課税は行はない。——かういふ建前ならば今後の努力に就いて勵みの餘地が残る。今後の利潤増徴一本槍で事變一段落の歳入増の必要に應ずるのでは、今後の發展が止まる惧甚大である。これを別の言葉で言へば、課税の一部の標準は過去の所得に求め、あとは將來の所得に求める、といふことになる。併し、その資本課税の増徴に當つては財産の元本にも喰ひ込むべきでない。經濟上の影響を慮り、今後の収入から取るといふ風にしなければいけない。自然、こゝに云ふ資本課税の場合の名目は財産税でも、實質的には所得税の補完税であるといふことになる。

客觀事情の變革は、税制理論に於ても亦、その根本的再吟味を要求してゐる。その第一は、從來の租税理論は大體に自由經濟時代の產物であるが、之れを其の儘統制經濟時代に適用すべきでは決してないのである。然るに少くとも、現在迄に於ては税制理論に對し此の角度よりの再吟味が殆んど行はれてゐないかの様に思はれる。試に、著者が、右の觀點から此際根本的再吟味を要すると考へる主要點を摘記するも、左の如き諸點を擧げることが出來ると思ふ。

(1) 税制上に於ける負擔の公平、社會正義の觀念の再吟味の必要。自由經濟、自由營業の下に於ては、資本家は全く自由にその營利を追究し、且つその所得を自由に使用することを許されて居つた。かゝる基礎の上に、從來の社會政策、乃至負擔の公平論の少からぬものは築かれてゐる。然るに、統制經濟の下に於ては、資本家の營利追究並に所得使用の自由は、國家全體の利益のために、少からず制限せられるに至つた。然り、統制經濟に於ては、かゝる經濟統制そのものに由つて必要の社會政策、社會正義を、極力合目的に、達成せんとするものである。従つて從來の如く、資本家の營利追究並に所得使用の自由を前提とした社會政策、社會正義觀、従つて、かゝる一般觀念の上に組立てられた、從來の、税制上の負擔公平論はヨリ合目的論的に、再吟味せられねばならないのではないか。



- (2) 今後は又、政府の國民一般に對する社會施設は遙かに増大し、これ迄大衆の負擔たりしもの、多くを國家が代行するから、大衆課税といふ考へ方にも、それだけの變化が來ねばならない。
- (3) 同じ意味に於て、經濟統制下に在る事業と、自由事業との間に、現在の如く、同一の課税、就中、同一率の累進課税を課して、それでよいのか否か。蓋し、統制經濟下の事業は、その統制そのものを通じて、已に、國家の必要に奉仕することを多分に課せられてゐるからである。
- (4) 統制經濟の下に於ては、政府事業乃至準政府事業は、今後愈々増大する傾向に在るが、かゝる大勢に於て、從來の租税理論並に實際の如く、政府事業を無税にしておいて果して良いか。右は、次の(5)の點を、之れに併せ考へる場合、愈々重大な問題となることを覺えるものである。
- (5) 統制經濟の下に於ては、所謂、資本費的歳出が増大するが、此の元利の支辨は、依然、從來の如き租税論に由つて徴收すべきや、將又、統制經濟的資本收入として、別個の收入方法を創設すべきや。
- (6) プロツクの統制經濟上、一定の資材の供給確保上物價を統制的に引き上げたる場合に於て、不勞所得として増加する所得を如何に處理すべきや、例へば、石炭液化事業助長のためにするガソリン價格引上げが、石油事業に不勞所得を與へ、内地農民維持のための米價維持政策が臺灣農民

に不勞所得を與へるが如き等々。

第二に、從來の税制理論に根本的再吟味を要する點と考へられることは、その國民經濟の發展段階と、税制理論との結びつきに就いてである。それには經濟統制に例を採ることが説明に便宜と思ふが、例へば、等しく經濟統制と云つても、民間企業家に依頼せねばならぬ生産力の擴充が、獨逸の如く、既に、ナチス政權確立前に於て一巡せる場合のそれと、現下の日本の如く、之れから、重工業的發展を、主として、個々の企業的創意と努力とに期待せねばならぬ國情とでは、そのやり方に少からぬ差異があらねばならない。即ち、獨逸の統制に於ては個々の企業的創意や努力の發揮といふ點を比較的輕視して、全體的要求をヨリ丸出しにしても差支へないが、日本に於ては、個々の企業的創意と努力を發揮せしめることに、獨逸よりも遙かに大なる考慮を拂つて、全體的目的を達成する様、經濟統制の具體案を作らねばならぬ。其處に我が國として、最も注目すべき點があるわけだ。

右は税制について云ふも同様であつて、英國の如く、既に一應産業が發達するだけは發達した國と、現下の日本の如く、いまから、全力を擧げて、しかも所謂長期戰的統制を敢てして、重工業的發展を期せねばならぬ國情とでは、その最適とする税制理論に、多大の差がある筈である。又、米國の如く資源の豊富にして、隣國の脅威なき國と、日本の如く資源貧弱にして隣にソ聯の如く、共產的頑



敵を控えてゐる國情とでは、その最適とする租税理論に差異がある筈だ。

然るに、若し著者の管見にして誤りなくば、我が従來の租税理論は、歐米の國情を基礎として發達した租税理論をそのまま焼直してゐるのではないかと考へられる。

少くとも、その國民經濟の發展段階其他の客觀事情の根本的差異と、租税理論との結びつきに對し、明確なる分析と認識を持つことなくして、漫然と模倣的税制論を續けてゐるのではないであらうか。此際、之れ等の點についても、根本的に再吟味をなし、明確なる指導方針を樹立すべきである。

X X X X

周知の如く、我國は、極力早く、税制の根本改革を斷行せねばならぬ事情に愈々急迫せられてゐる。だが、その税制の根本改革に當つては、少くとも、以上の諸點に於ける根本觀念が再吟味されるべきであらう。著者は、決して租税専門家ではない。併し、時代の急激なる變化は、租税論そのものゝ立つ基點を變更せしめてゐるのである。かゝる場合には、専門家がその専門の窓より見たる見解よりも、租税専門家の屋外より、廣く、全體の位置を見定め、その全體の一環としての租税論を、その内部からではなく、その外部から、検討することが、一應必要なのではないか。是れ、著者が、専門外のことと對し、冒險にも茲に敢て大膽なる所論をなす所以である。（「高橋財界月報」昭和一三・一〇月號）

## 第八章 武漢攻略に對する第三國の評價と注目點

### 第一節 事變と背後の第三國關係

抗日支那政權の心臟部たる武漢、廣東の攻略は、慥かに今次事變の局面を一變せしめるものである。而して、蔣政權の地方政權への轉落、大規模武力戰の越峠及び之れに引繼がるべき事變の長期建設戰への轉入等が、事變の新段階を劃す主特徴をなすものであらうことは一般に云はれてゐる通りである。だが、これ等に關連して、此際特に注目を要することは、武漢、廣東攻略を契機として、第三國の日本並に蔣政權のそれぞれに對する従來の評價に如何なる變化が起つたかと云ふ點である。

顧るに、今次の事變は、既に通説となれる如く、その本質に於て、單なる一抗日蔣政權相手の戰では決してない。英米佛ソ聯等の第三國がその背後にあつて事變に介入し來り、隱然公然と蔣政權を支援し、或は操縦せるところに、事變の規模と複雑性が彌が上にも擴大された抑々の根源があつた。この第三國關係まで或る點まで解決し得ざる限り、事變は終結段階に到達したとは云ひ得ない。この意味に於て、武漢攻略を繞る第三國の日支それぞれに對する向背如何は、直接的戰果の他に、事變の前



途にとつて極めて重大關係にあつたのである。

ところで、この第三國の向背であるが、現状に於て見られる限り、武漢、廣東攻略によつても、それが、從來に較べて全面的變化を來したとは未だ云ひ得ないことは事實だ。少くとも、その事實より起る影響を具體的に點檢し得るまでには至つてゐない。

實は、今日、武漢攻略後も國民の間に戦勝人氣が一般に湧き上つて來ないことそれ自體が、抑々、事變に介入する今後の第三國關係が、未だ不透明なる事實を反映してゐるものに他ならないと思ふ。といふのは、武漢攻略によつていかにも蔣政權に致命的打撃を與へたには相違ないが、併し、從來蔣政權と結び付いた背後勢力が今後どう動くかについて、我國としては依然として監視を怠ることは許されないからだ。就中、ソ聯等の動きに對しては、事變の終局目的貫徹の爲、今後、非常な決意の下に、萬全を期して備へる必要に一段と迫られてゐるからだ。

これを具體的對策について云へば、今後も尙ほ、我國は蔣政權の徹底的壊滅を期して軍事行動を續ける以外、一方大陸に於ける長期建設戰に邁進せねばならず（それは、我が占領地域の宣撫、經營、及び第三國勢力の蠢動、干渉に掣肘を加へるためにも、今後特に馬力をかける必要がある）、加之、他方ヨリ緊迫せる對ソ關係等に備へるため、戦時消耗とその緊急度に於て大差なき直接的軍備の補充

に、直ちに突進せざるを得ないやも測り難い情勢に置かれてゐる。而して、それらのための物資需要の規模及び其の緊急度如何によつては、從來と殆ど差異なき壓迫が我が國民經濟の上に依然として加はることも覺悟せねばならぬ。武漢攻略によつても事變は尙ほ最終段階に到達しないと云はれるのは、専ら、以上の如く、事變に介入する第三國關係の動きに對し、的確なる見透しが直ちに與へられないこと、少くとも今後もこれに充分備へる必要があるといふ客觀情勢に基くものであつて、是れ即ち、今日、戦勝人氣の生じない抑々の根因であるわけだ。

だが、茲に、武漢攻略前後を通じて、第三國の態度に未だ見るべき變化を來してゐないと云へる意味は、既述の如く、各國を通じて、全面的にその反映が具體的に顯現するまでに至つてゐないといふ意味に於てである。これを部分的、萌芽的に見れば、第三國、就中、英米の從來の如き對日、對支それぞれ態度には今や激變を來さんとして、その動きが底流に渦巻いてゐるのではないかと見られる徴候が、少くとも以下述べるが如き色々の事實の節々に窺はれるのである。果して然らば、その今後に於ける具體的顯現、及びその發展の如何によつては、これこそ、武漢攻略後に於ける事變の新段階を劃するに足る新事態と稱すべきだ。



## 第二節 武漢攻略と海外の對日評價激變の氣運

先づ、武漢、廣東陥落を契機として、從來の英米の對日評價に如何なる變化の徵候が認められるかであるが、此點に關し、海外よりの報導は、新聞紙等の對日論調が最近、目立つて變化して來たことを傳へてゐる。だが、個々の主觀に左右されること多き論說などよりも、此際最も端的、且つ、客觀的に、海外の對日評價の推移を反映するものは、海外市場に於ける邦債相場の動きである。而して、この邦債相場が、武漢攻略前後を通じて、事變後嘗て見られなかつた昂騰を續けてゐることは此際至大の注目に値する現象だ。試みに、事變後の海外邦債相場の推移を一〇六頁表について見られたい。

これによると、紐育、倫敦兩市場に於ける邦債相場は何れも、十二年七月七日の事變勃發、殊に八月十三日戦火が上海に飛火して日支の全面的衝突が明かとなつて以來低落に次ぐ低落の一途を辿り始めた。これに對し、やゝ見るべき反騰のあつたのは、僅かに十二年十月末上海戦線が著しく進捗し、愈々南京攻略態勢の出來上る迄の約一ヶ月餘りの間に於てのみである。併し、それも束の間で、肝腎の南京陥落後却つて相場は、引續いて顯著な低落を來してゐる。次いで、今次事變のも一つのやまであつた徐州陥落の際、即ち十三年五月末に於ても、相場は殆ど見るべき反撥を見せず、逆に低落の一

途を辿つた。思ふに、南京陥落も、徐州戦も、蔣政權の抗戦力に徹底的打撃を與へ得ず、戦局の前途に對し見透し依然困難であるとの一般の見解が、市場に反映せるものと見るべきであらう。斯くて、十三年九月中旬頃に於ては、邦債の海外市價は、紐育では事變前の三、四割安、倫敦では事變前の實に半額、即ち五割安に落込んだ。

ところが、注目すべきは、この邦債相場が、十三年九月下旬愈々漢口攻略戦の進捗する頃より目立つて盛返して來たことだ。既に、我が軍の廣東急襲（十三年十月十二日）以前に於て、その反撥振りは、紐育、倫敦兩市場共極めて顯著であつたが、愈々、廣東占領、武漢攻略成るや、騰勢は更に拍車をかけられた。倫敦市場の如き一舉七十磅高の昂騰を演じた程だ。斬くて、これを九月中旬の最安値當時に比較すると最近の位置は紐育市場で大體十七—二十弗高、倫敦市場で十一—十二磅高である。南京、徐州陥落に於て斯かる邦債高の全然見られなかつたこと、及び先に事變の一應の段落と見られた上海陥落の場合に於てもその反撥高は精々十弗或は五磅以下に止つたことを想へば、今回の武漢、廣東攻略を契機とする邦債高には、從來と全然違つた海外の空氣が反映されたものと見ざるを得ない（因に、以上の邦債相場の動きが海外市況そのものよりも、専ら事變の進展状態如何のみによつて支配されたものなること、例へば、次表に參考として併記せる英國コンソル債の相場が這の間に著變な



事變發生後の海外に於ける邦債相場

年・月・日	紐育市場(弗)		倫敦市場(磅)		備考
	六分半 邦債	五分半 邦債	三回四分 利邦債	五分利 邦債	
一三・六・一五	九九 3/4	八八 1/4	六〇 3/4	八二 3/4	月・日
七・一五	九五 1/2	八一 1/4	五七 1/2	八〇 1/4	(七・七) 事變勃發
八・一六	八五 5/8	七三 3/4	四九	六七	(八・三) 事變上海に擴大
九・一五	八二 5/8	六七	四六	五八 1/4	
一〇・一五	七一	五六 1/4	四一	五三	
二・一五	七三 3/4	五七 7/8	四四	五五 1/2	(一〇・三〇) 廟行鎮大場鎮占領
二・二五	七七 3/8	六五 5/8	四四 1/2	五六 1/2	(二・三〇) 蘇州陷落
二・二六	八一	六七	四三 1/2	五五	(二・六) 南京包圍
一・一五	七九 1/2	六五 7/8	四二 1/2	五五 1/2	(三・三) 南京陷落
三・一〇	七九 1/2	六四 1/2	四〇	五〇 1/2	
一三・一・一四	七三 1/2	五六 3/4	三六 1/2	四七 1/4	(五・一九) 徐州陷落
二・一五	七三 3/4	五八	三六 1/2	四七 1/4	
四・三	七一	五七 1/2	三七	四六	
五・一〇	七三 3/8	五八 7/8	三七 1/2	四五 3/4	

きことによつても窺はれよう。

思ふに、斯かる邦債の異常高は、それが公に表明されたと否とに不拘、海外の少く共有力なる一部に於て次の如く、對日評價に變化の起りつゝある事を反映せるものと見得るのではなからうか。

(1) 日本は今後も個々の戦闘に於て勝利を収めるは勿論だが、その上、日本は長期抗戦となれば最

六・一五	七三 3/4	五七 7/8	三三 3/4	四四	七四 1/4	
七・一五	七〇 3/4	五四 3/4	三三 1/2	四三 3/4	七六	
八・一五	六七 1/8	五一 1/2	三〇	四一	七五 1/16	
九・一五	六九 1/2	五〇 3/4	三〇 1/2	三八 1/4	七〇	
一〇・一〇	七三 7/8	五三 3/4	三三	四二	七三 7/8	
一四	七九 5/8	六二 1/2	三七	四六	七三 3/8	(一〇・三) 南支上陸
二〇	七九 3/4	五九 7/8	三五 1/2	四三	七三 3/8	
二二	八〇 3/4	六一 3/4	三七	四三 1/2	七一 1/8	(一〇・二) 廣東占領
二四	八一 1/4	六三 5/8	四三	五三	七三 3/16	(一〇・七) 武漢陷落公表
二六	八一 1/4	六四	四二 1/2	五二		
二・三	八二 1/2	六八 3/4	四〇 1/4	五〇		
九	八六	六九 1/2	四一 1/2	五一		



後に財政経済的に屈服せざるを得ないと支那側が宣傳し彼等も斯く信じたのは實は根據なき空頼みであつて、日本の抗戦力はこれを財政経済的に見ても、裕に事變の最後の勝利を收め得るだらうといふ方向に評價が激變を來した。即ち、日本が抗日政權の據點たる武漢、廣東を一舉にして陥落せしめたこと、及びその後起るべき日支兩者の抗戦力に於けるバランスの一變の見透が否應なしに、海外をして以上の如き見解に轉ぜしめるに至つたと見られること。

(2) 日本は、東亞の安定勢力として、戦後の大陸經營にも、前途難關はあるであらうが結局に於て成果を收めるであらうとの見解が大局的に有力化せること。現に今春、日本の財政破綻及び公債不拂の懸念を強調したフィナンシャル・タイムズ紙が、今度、従來の論調を一變さして、極東の平和を信ずるものには日本公債は最も有利な投資物であるとなして、邦債の投資推奨に一大轉向をなしたと報ぜられる如き(ロンドン昭和十三年十月廿六日發同盟)、そのよい例だ。

(3) 加之、武漢攻略前後を通じての邦債の昂騰は、今後英米等の事變並に事變處理に對する干渉が、少くとも實質的内容を以て、ある點以上積極化しないこと、並にソ聯の積極的對日行動は到底不可能なりとの見透を海外自ら、表明したものと受取れよう。この點より見て、米國政府の支那に於ける門戶開放、權益尊重に關する對日申入れが、十三年十月二十七日公表されたにも不

拘、市場はこれを無視し、紐育市場の邦債相場が一途昂騰を續けた事實は特に注目すべきだ。

之れを要するに、武漢攻略前後を通じて示顯せられたる英米兩市場に於ける邦債相場の昂騰は、今次事變に於ける日本側の大勝的終結に對し、第三國人が初めて決定的判斷を下せる最も率直な表明として多大の注目に値するものである。果して然らば、その反映は今後具體的に現はれざるを得まい。

### 第三節 武漢攻略に由る我が經濟の有利化

一體、今次事變を通じて、直接的戰鬪に於て、日本が勝ち續けるであらうといふことは、始めから何人も疑を入れざるところであつた。たゞ日本は、長期抗戦となれば財政的に破綻を暴露して、最後に屈服するのではないかとの見解が廣く海外に傳播し、この誤れる期待から、日本の極東支配を喜ばざる英米等は、これまで直接間接日本を壓迫し、蔣政權を援助し來つたのである。

だが、いま、武漢、廣東が一舉にして攻略され、戦局の一大轉換が事實として示されるに及んで、所謂支那側の長期抗戦がその宣傳通りには行はれ得ないことが明かとなり、加之、今後日支それぞれ抗戦力のバランスは缺狀差的に日本側に有利に擴大さるべき明かな見透が與へられるに至つた。最近に於ける海外邦債相場の昂騰には、斯くの如き新事態に對する再認識が根柢に横つてゐると見らる



べきこと已述の如くであるが、いま、廣東、武漢攻略後に於ける蔣政權側の前途の抗戦力喪失が幾何に達するやの測定は姑く措き、戦局の一轉により、日本の今後の抗戦力及び大陸經營上、如何なる有利な條件が発生したかにつき、試みにその一端を見ても左の如きものが數へられるのである。

(イ) 抗日の據點たる武漢、廣東攻略により、從來の如き大規模武力戦は茲に大體終結するに至つた。その結果、日本は今迄のやうな一大軍需消耗の壓迫を多かれ少かれ輕減され、且つそれと共に、從來の如き目先の急に應ずる切迫状態から解放されて、事變の前途に對し一定の見透を持ち、對策を考究し得る餘裕を物質的にも心理的にも與へられるに至つたこと。

(ロ) 從來その餘裕を尠からず缺いた占領地域の治安工作に、今後は大いに力を注ぎ得るに至つたこと。その結果占領地域内よりの物資供給力を増大せしめ、今後の我が物資動員に尠からず貢獻すべき事は明かである。今年中に對日供給の實現を見んとしてゐる大冶鐵礦の如きその著例だ。

(ハ) 更に占領支配區域の擴大と治安工作の進展により、新支那政權の前途にも次の如き有利な條件が発生し來るべき事情にある。

(a) 新政權の基礎工作が色々の側面で從來に比し著しく容易となること。

(b) 豊饒なる新地域の包攝により新政權の財政經濟的基礎が強化されること。

(c) 更に、新政權の財政にとつて見逃すべからざるは治安工作の進展により、今後、聯銀券の信用増大並に流通區域の飛躍的擴大が期待されることだ。而して、それと反比例に舊法幣の信用は低下し、こゝに日本の對支工作は著しく有利となる事情に在る。

#### 第四節 廣東、武漢喪失と支那側の最大打撃點

廣東、武漢攻略に由つて日本側の地位が極めて有利化すべき事情は以上の如くであるが、然らばこれと對蹠的に、廣東、武漢の喪失を通じて支那側の蒙れる打撃、その中で最も苦痛とするものは如何なる點であらうか。

この點に於て、先づ、所謂「九省の會」たる武漢及び唯一の海港たる廣東を含む豊饒なる地盤喪失の結果として、(イ)今後大軍を養ふべき經濟的地盤の狹隘化、(ロ)財政力の地じりの低下、(ハ)地盤喪失及び對外通路の杜絶による輸出の激減、(ニ)軍需品輸入路の一大支障等、要するに、今後の蔣政權が奥地に踞踏して地方政權化せざるを得なくなつた事實が一般に指摘せられてゐる。いかにも、それらの事實は、蔣政權にとつて致命的打撃である。だが、斯かる實質的打撃と共に、否、抗戦支那の前途にとつて寧ろそれ以上の苦痛として、此際重視すべき點は、支那側の長期戦最大の據點たりし第



三國への依存と日本側の財力破綻観が、廣東、武漢陥落の経過を通じて左の如く根本的に幻滅するに至つたことであらう。

第一は、支那側が、これまで對日抗戦に於ける最後の救援主と見た第三國、就中、英國、ソ聯等が、眞に頼むに足らざりしことを痛感せざるを得なくなつたことであらう。例へば、英國の不信は、廣東陥落の経緯に最も典型的に表現されたのではないか。といふのは、廣東があつた様に呆氣なく陥落したのは、慥かに支那側が、屢々英國によつて繰返された『日本が南支に於いて行動を起す場合、英國はこれに對して斷乎たる強硬態度に出づるであらう』との聲明を額面通りに信じ、この方面の防備を手薄にしてゐたことに基くところが、大部分であつたと思ふ。即ち、英國は、支那が最も英國の救援を必要とする決定的瞬間に於て、ある點以上の危険に立入ることを回避し、支那を捨て、顧みなかつた。それは、スペイン、チエッコ問題の場合の英國の態度の再演である。此點については、支那側の英國に對する恨言が屢々新聞報道に傳へられてゐる通りであるが、この一事によつても、支那側は英國の對支援助なるものに、今後果してどれだけ頼つてよいのかの去就に迷ひ、恐らく從來の見込に根柢から動搖を來したことは慥かであらう。また、ソ聯の積極的行動による日本牽制に多く頼み得ざること、嘗ての張鼓峰事件で試験済みだが、蔣政權の死命を制する今度の漢口戦にソ聯が何もなし

得なかつたことによつて、それが一層裏書きせられた筈だ。

第二は、第一と關聯することだが、一舉に廣東、武漢の要衝が陥落せることは、これを海外側から云はせれば、支那側が宣傳せる如き長期抗戦が全く不可能で、その抗戦能力に對し彼等がこれまで如何に過大評價してゐたかを痛感せしめられたのではないかと云ふ點だ。

元來、海外はこれまで支那側の長期抗戦能力を或る程度まで信ずればこそ、彼等の極東勢力維持の支柱として色々な形で支那を支援し來つたのである。だが、いま支那側にその能力なしとの見極めがつけば（今後、その抗戦能力が愈々ガタ落ちすべきことは明かである）、海外從來の對支政策に重大な變更が加へられる可能性が濃化して來る。少くとも支那側として、今後、斯かる懸念と不安とに極度に脅かされることは必然であつて、それが、如何に大なる苦痛であるかは想像に難くない。

最後に、廣東、武漢陥落の経験が、抗戦支那の前途にとつて一層重大なことは、支那側が從來、日本の抗戦能力を餘りに過少評價してゐたことをこれによつて、現實に訓へられたことであらう。而して、長期抗戦により日本は財政経済的に屈服するとの期待が幻滅と化したことであらう。殊に武漢、廣東喪失により、今後、日本と支那の抗戦力バランスが、既述の如く、缺狀差的に擴大することを想へば、所謂長期抗戦の期待は支那側にとり益々望み薄とならざるを得まい。日本の長期抗戦能力に對



する認識の一變が既に、海外の邦債相場昂騰に反映せられてゐると見らるべきことは已述の如くであるが、同じ認識の一變は勿論支那側自身にも當然ある筈だ。果して、以上の推想に大過なしとせば、それが武漢、廣東喪失の實質的影響と共に、心理的に、支那の抗戦の前途にとつて如何に大打撃であるべきかは、支那が、對日開戦を敢てした抑々の據り所に顧れば明かである。

といふのは、元來、支那は、自力のみで日本に勝つ自信は始めから無く、日本の對支攻略がある點以上に及べば、第三國、就中、英國、ソ聯等が蹶起するであらうといふ、傳統の以夷制夷を最後の頼みとせることが、恐らく支那の對日開戦を促した第一の理由であり、而して、日本の抗戦力を過少評價し、假令、個々の戦争では敗れても、事變を長期戦化することによつて財政経済的に日本を屈服し得るとの見透を樹てたのが開戦の第二の理由である。然るに、今や廣東、武漢陥落の経過を通じて、以上述べたる如く、從來對日抗戦の最後の據點となせるこの二大信念を根柢から覆されることになつたわけだ。斯くて、今後の抗戦對策を何處に置くべきか、その目標を一舉に、喪失するに至れることこそ、恐らく、支那側にとつて何物によつても容易に救ひ難い一大打撃である。廣東、武漢攻略が支那側に與へた最大の打撃は、此の信念の破綻に在りとする所以である。

〔高橋財界月報〕昭和一三・一〇月號

## 第九章 長期建設戦と今後の諸問題

(一) わが経済力は現在の規模と方法とによる長期建設戦に果して堪え得るや、もしそれ不安ありとせば對策如何

長期建設戦の規模と方法とは、二つの方面から規定されねばならないものと思ひます。その一つは、與へられた長期建設戦の規模と方法とは、一面に於ては日本の経済力それ自身に相談したものでなくてはならないと云ふ點と、いま一つは、それが對外的、外部的な各般の事情に由つて規定され、之れに従つて、我が経済の建て方を適當に編成して行かねばならない、と云ふ點です。従つて、長期建設戦を完成するために必要な経済の編成替と云ふことも、右の二つの方面から考へられ、解決されることが必要な譯です。

第一の點から云つて、此際最も必要なことは、先づ、日本の経済總力を最も有効に利用することに全力を擧げると共に、その總力を最も適確に最も敏活に秤量して、長期建設戦の規模と方法を、之れに適應さす、政治的に強力な、科學的に優秀な総合的、中樞機關を持つことです。と共に、此の中樞機關は、同時に第二の點、即ち、今後の長期の規模と方法は、外部的理由に基いて規定せられる部



分も大きいのですから、その外部的要求に基く長期建設戦の規模と方法に應ずるがためには、我が國民經濟を如何に運営すべきであるかを、合せて考案し規定し得るものであらねばなりません。

更に、それ等の機構の上で、長期建設のため、この際何を措いても爲さねばならないことは、日本の國防的經濟力發展の基礎となるもの、經濟力そのものを直接培養する事に先づ全力を挙げ、これを優先的に實行することです。先づこの一點に全國力を集中すると云ふ必要があります。

次に必要なことは、與へられた日本の人的・物的資源を最も有効に能率的に使用することに全力を擧げることです。現在では、これ等の資源が未だ十分に能率的に合理的に動員されて居るとは云へません。其處に未だ多分の無駄や、遊びがあります。これ等を最も有効に動員し、組織することが必要な譯です。

要するに、長期建設戦の遂行乃至完成は、この二つの條件を充たす方法と規模とに由つて、始めて完きを得るのです。それなら、こう云ふ條件をどうしたら最もよく満足させることが出来るかと云へば、それには、已に先きに述べましたことを裏返して、別の言葉で云ふこととなりますが、今日の如き個々バラバラの戦時經濟では全く駄目であつて、全經濟力を最も有効に能率的に統合して行く綜合的計畫が一番必要なのです。その爲めには、かゝる綜合的プランを立て得る綜合的な戦時經濟の中樞

機構の確立が何よりも急務です。

今日の戦時經濟機構のまゝでは、こうした綜合的プランがどうしても生れない。一例を挙げれば、物價統制一つをとつて見ても、物價の騰貴を抑へるためには、政府の豫算、民間の事業計畫、國民の貯蓄又は消費等々を、物價抑制の建前から綜合的見地に立つて、之れをそれぞれ規制する必要があるわけです。と共に、賃銀や運賃のことが、物價抑制上當然に問題になります。處で、これらの點は、今のやり方では、物價と云ふ觀點からは極く間接的に取扱はれるだけで、直接に綜合的には取扱はれては必しもゐないのです。例へば、同じく物價と云つても、國民生活に必要な米の價格は農林省の管轄であり、物價構成上の重大要素を成すコストの方から見て大切な石炭は物資調整局の統制下に在り、米の價格構成に重大な關係のある肥料の問題は或點まで商工省の管轄に入つてゐる。又、一般物價の統制は中央物價委員會が之に當つてゐるが、物價構成上重要な運賃は、逓信省乃至鐵道省が之れを支配し、賃銀は厚生省が之れを司つてゐる。無論、これ等の各機關の間には間接的な連絡はとれてはゐますが、併し直接的綜合的な物價抑制對策を立案實施することは、以上のやうな状態ではとても出来ない相談です。

又、今最も必要な物資の調整と云ふ問題をとつても、先づ如何なる消費を節約する必要があるかと



云ふ點が第一に問題となるが、長期建設戦の建前からして最も大切なことは、國民經濟力に最も弊害少き消費節約の對象と方法を立案することです。が、それには最も総合的に國民經濟全體の觀點から之を考へることが必要です。又、生産力擴充問題についても、例へば石炭の産出が果して、豫定通りに出炭出来るかどうかは、人員及び資材の配給如何に多大の關係がある譯で、どの一點を捉へて見ても、いろ／＼な複雑な事情と關係とを顧慮する必要が生じてきます。之れを、これ迄の様に、局部的な機關で調整すべきでは決してないと思ひます。而かも一局部の齟齬は、直ちに他に波及し、思はぬ齟齬を生み、長期建設戦の遂行に不測の障碍となる恐れが非常に多いのです。

だから、この際必要なことは、何よりも、総合的な全面的な計畫を立て、之れを實行し得る強力な中樞機構を確立することです。従來のやうな各省割據の上に立つ、これ迄のやうな機構では、長期建設戦を完成することは到底困難です。若し現在の法律の範圍内ではそんな戦時經濟の中樞機構を作れないと云ふのなら、非常時のこの際、よろしく法律を改正すべきである。已に非常立法たる總動員法が成立してゐる今日、區々たる法律や權限問題等に拘泥すべきでないと思ひます。それと共に大切なことは、今後作らる可き戦時經濟の中樞機構は、従來の如く官僚獨善の機構ではなく、國內の眞の協力一致の組織でなければならぬと思ひます。今迄の様に、官僚が上に立つてゐて、民間の智能を生

字引式に利用すると云ふ似而非協力一致ではなく、官民の智能を文字通り協力一致して動員するの  
なければならぬと思ひます。

(二) 生産力擴充、貿易振興に、さらに拍車を掛けるため何等かの方策ありや

先づ生産力擴充の問題ですが、生産力擴充に拍車をかけると云ふ方策は、外國から思ふ様に輸入出來ない今日の日本としては、物的人的資源を最も有効に最も能率的に集中的に動員すると云ふこと以外にはありません。このためには、已に議題(一)に於て述べましたやうに、総合的企畫が一番必要です。生産力擴充の見地から、最も基本的に必要なものを計畫的にどしどし提供することが第一です。現在では、総合的な計畫がないため、或る一點の生産が充分でない結果、他の大部分は十分出來上つてゐても、全體としての生産力擴充が充分能率的に行かないと云ふことが少からずあると思ひます。これ等の缺陷は、統一的な計畫から見ると、生産力擴充上最も必要な途に、物的人的資源を集中的に使用することに由つて、容易に出來ると考へます。

又、この點も詳しくは議題(一)に於て述べたのですが、この際爲さねばならない各般の仕事があるが、生産力擴充と云ふことは長期建設段階に於て最も緊要なことであるから、この方面の必要を優先的に認め、その他の豫算や民間需要は極力之を抑壓することが必要です。不急不要の事業や、用途



を統制する餘地はまだあると思ひます。のみならず、『不急不要』と云ふ考へ方そのものが、當面の急迫せる必要を基準にして云ふことなのですから、長期建設の進行と客觀事情の變化とに由つて、不斷に變化する譯ですから、斷えずこの點の再検討を行ふ必要がある譯です。

この二つの點を、全體的綜合的立場から、顧慮して、最も有効に與へられた人的物的資源を利用すべきだと思ひます。

次に貿易の振興問題ですが、世界が今日の如き不況下にある場合、大きな期待は持てませんが、併し、未だく、貿易振興の餘地は相當あるのではないかと思ひます。この點から最も大切なことは、貿易の積極對策を急遽實施することです。今迄の貿易對策は、輸入原料の統制と、原料不足に基く思惑其の他のため原料物價が暴騰し、これが輸出を阻害する傾向にあつたので、そのため輸出が一時急減する傾向にあつたのを防遏阻止せんとする對策の範圍を出でなかつた譯で、何れも戰時統制の貿易に及ぼせる弊害を極力少くしやうとする消極的意圖を出てなかつたものです。併し、今後は、斯様な消極對策ではなく、進んで貿易を増進させる積極對策が絶対に必要な時なのです。在貨や正貨の蓄積が豊富でない今日としては、長期建設に必要な原料や資材を輸入に由つて賄ふ途は、主として輸出の積極的増進に俟つ外ないので、貿易對策の積極化は、刻下焦眉の問題です。

そのためには、例へば、リンク制の如きも、もつと積極的なものとする必要があります。輸出した原料だけを補充し得ると云ふやうな消極的な現在の如き制度ではなく、更に多くの輸出を爲し得る原料の手當が出来るやうにし、輸出を伸ばし得るやうな刺戟を與へる必要があります。又、從來の貿易對策は、輸入制限に基く混亂の防遏に全力を傾け、國産品の輸出には餘り努力していませんでしたが、今後は國內消費を抑えて、輸出に振向け得るやうな國産品は、まだ相當にあると思ひます。

更に又、輸出品のコストの低下は、未だく否、愈々必要です。物價對策は、この觀點から、更に一段と強化されねばなりません。

又、輸出品用の原料の中でも、輸入原料に於ては配給問題が喧しいが、從來の配給は消極的に配給の正確さを重視した結果、配給の手續が複雑極る厄介なものになつてゐます。これは、是非とも、もつとビジネス・ライクに單純化する必要があります。戰時統制經濟についての理解が一般に相當行互つた今日では、手續はもつと單純化しても、弊害はさうないと思ひます。素より、統制の裏をかいてゴマかす人間が出た場合には、嚴罰を加へる必要があります。そんな者には、密輸者と同じ方法で當然罰すべきです。たゞ、一人のゴマかしを防止するために、九十九人迄が繁雜極りない手續を強いられることは、國家のために一大損失です。よろしく大局的に、善處すべきだと思ひます。と共に、百萬



圓の輸出に對する手續も、十圓の輸出に對するそれも全然同一の手續を必要とする現制度は、餘りにも、非實業的だと思ひます。と共に、貿易行政の綜合化と能率化とが急務だと思ひます。

(三) 爲替相場の基準一志二片を固執する必要ありや

一志二片を全力をあげて守る必要ありと思ひます。と云ふのは、この際若し爲替を下げれば、再禁止當時とは違つて、わが國民經濟に餘裕のない今日に於ては、更に第二段、第三段の爲替低下の懸念を一般に持たせることになり、自然、物價先高の豫想を、國民に與へることになります。一方にかやうな爲替低下と云ふ様な手段に訴へ乍ら、他方に於て如何に物價を抑へやうと考へても駄目です。これは物價抑制と云ふことが、戦時經濟上、非常に大切な今日、正に自殺的行爲です。物價が、假りにも、先高になると云ふ様な感じを國民に與へる場合、今日最も大切な消費の節約、公債の消化等が、到底うまく行きつてありません。

以上は、對内的に見た場合ですが、之れを對外的に考へても、いま爲替を下げれば果して輸出の増進がきくかと云へば、これ亦再禁止當時の如き恵まれた國際環境ではありません。今日では爲替下落に對する對抗手段が進歩して來てゐるので、假令、爲替を下げても、ダンピング税の賦課其他の差別待遇に由つて、爲替を下げることに由つて得らるべき利益が喪失して了ふのみでなく、却つて不利に

さへなる惧れがあります。加之、爲替を下げれば、長期建設に必要な輸入資材の方は、文句なしにダングン騰貴するのです。従つて、之れを對内的に見ても、對外的に見ても、この際爲替を下げることは、寧ろ弊害のみ多くて、利益とはならないと思ひます。

(四) 明年以後においてインフレの起きる恐れなきや、もしありとすれば對策如何

放つて置けば、今日の物資關係、豫算關係から見て、相當のインフレに成る惧れは多分にあると思ひます。自然、これをどうして防遏するかと問題ですが、今日の如く戦時統制方法が一應整備し、統制技術が發達した以上、物價暴騰乃至爲替下落の如き所謂悪性インフレの兆候と目せられてゐるやうな現象となつて破綻が曝露すると云ふ惧れは餘りないと思ひます。少くともそう云ふ原始的な形で破綻が來る惧れは段々なくなりつゝあると思ひます。と云ふのは、統制技術の進歩の結果、物資不足の場合には一方では消費が極力抑へられるし、他方では必要不可欠のものゝみに生産が集中されるので、物資の需給關係が、物價暴騰と云ふやうな形で破局的破綻を示す惧れは、段々少くなる譯だからです。例へば、野菜が不足してその價格が暴騰しさうになれば、西瓜やメロン等の不急不要品の栽培を禁じて野菜を作らせ、以てその需給關係を統制的に調整する等々と云ふが如き非常手段が採られ得るからです。



ですから、今日では悪性インフレの兆候の如きインフレーション現象が起る懸念は、従前に較べてよほど少くなつたのです。悪性インフレと云ふ問題は、謂はゞ戦時統制整備以前の問題と云つても良いわけです。

今日の問題は、かゝる現象が問題となるよりも、経済調整の不備乃至天災事變等豫測されない事情のため、物資が不測の不足を來たした場合と雖も統制技術の發達のため、物價暴騰、爲替著落と云ふ様な、所謂悪性インフレ現象は必しも起らないが、必要な経済活動の遂行が、物資不足のため直接に困難となる形を採る惧れが多分にあるが、これを如何にして防止するかと云ふ點に、寧ろ、問題の重點が置かるべきだと思ひます、云ひ換へれば、物資の供給に不測の一大違算が生じた場合、必要なる経済活動に齟齬が生じ戦時経済そのものゝ直接的破綻の惧れがあるに對し、之れを如何にして、防遏するかと云ふ問題です。所謂悪性インフレ懸念が、戦時経済の算術的問題であるとすれば、今日の問題は、戦時経済の高等數學に屬することになる譯です。かのロシアの五ヶ年計畫が、あれだけの機構と計畫とを以て行はれてゐるにも拘らず、非常な物資不足を生じてゐることは今日周知の事實であるが、併し、悪性インフレ現象は必しも起らないで實際の計畫遂行に非常の齟齬や國民生活への多大の壓迫を來たして居ります。戦時統制の進歩した我が戦時経済今後の當面する重大問題は、このロシア

の場合とその性質を略々同じくする譯です。而して、これをうまく解決するためには、日本経済力の大部分を支配してゐる政府財政の運営を、如何に實際に即するやうにやるかゞ最大の問題として登場するので、言ひ換へれば、統制技術や機構を整備し、戦時統制の中樞機關を設けることは素より云ふ迄ありませんが、その外に物資需給の實際上の變化に適應して、豫算の實行それ自身が、之に順應し得るやうな豫算制度を確立することが、どうしても必要ではないかと思ひます。それには、従來の如き豫算編成の仕方と、運営方法とに根本的改革を加へる必要があるのではないかと思ひます。

(五) 戦時経済體制の進行と共に資本の獨占過程も亦進展を示せりと思はる、これを如何に見るや

戦時経済の立場から見て、一番必要なことは、長期建設戦遂行上必要な統制が最も效果的に容易に實行出來ると云ふことゝ、必要とする物資を最も能率的に大量に生産し得ると云ふ二つの點であります。處で、この戦時経済の二つの要求を最もよく充たすものは、今日の経済制度の下に於ては、大資本と大企業とであります。例へば、デパートの如きは、統制は極めて容易であるが、小賣商の統制は實に容易でないが如くです。又貿易統制に於ても、統制が最も容易に實行出來るのは、大紡績會社の場合であつて、綿工聯所屬の中小機業家の統制が如何に困難であつたかは、未だ記憶に新しい問題で



す。従つて、最高能率の發揮を要求する戦時非常の経済の立場からは、どうしても大企業、大資本の活動を利用することが、国策の目的に最もよく副ふことになる譯です。そこで、大企業、大資本の活動が百パーセント要求され、この限り大企業、大資本の獨占が強化せられたと云ふやうな印象を受けることは事實です。併し、それは、大企業の獨占を公認すると云ふ意味ではなく、戦時統制が大企業に於て最もよく容易に徹底し、日本の経済力を最も能率的に發揮する上から云つて、大企業を極力利用する戦時的統制の強化そのものに外ならないわけでした。それは、飽くまでも戦争目的貫徹と云ふ國家至上の要求より出たことなのであります。事實、今日國家の統制目的に最もよく合致し得るのは、大企業、大経営の方面であつて、統制経済に於ては、大資本、大企業の組織は、寧ろ小資本小企業よりも、統制に對して遙かに従順であり、統制し易いのであります。これは已に事實の示せる處であつて、大企業大経営は、その中樞部を國家が統制すれば、あとはゴマカシがきかない組織に出來てゐるからです。この點は、平時経済の場合と正に逆であつて、平時なれば大資本が横暴を行ふ餘地が極めて多大であり、中小業者は概して従順なのであるが、戦時経済下に於ては、中小業者の方が、その組織から云つても、統制の實行が困難に出來てゐるために戦時経済統制と云ふ立場からは、中小規模のものの方が却つて横暴を働く結果になるのであらうと思ひます。

従つて、今日大企業の活動が、戦時経済下の國家至上の要求に基き、百パーセント利用せられてゐる事實を目して、平時経済下に於ける社會正義觀、乃至公平觀から、『資本の獨占』と云ふ概念を持ち出すことは、一種のアナクロニズムだと思ひます。今日の統制経済時代に於て、國家が大企業の活動をヨリ強く要求する意味は、平時の場合の大資本獨占とは全く異り、國家統制の強化そのものを意味するものであります。又、今日中小工業者の組織の問題が喧ましいのであります。この問題の重點も亦、平時のそれと異り、中小業者を組織化して、大規模企業に對抗し得る實力を持たしめると云ふ從來の考方とは違つて、國家の必要とする統制を効果的に容易に實現し、以て大企業と同じ様な高い統制上の能率を發揮させ、以て統制経済に於ける中小企業の位置を高め様とする點にある譯です。この意味からしても、戦時統制下の大企業の活動を目して、平時資本主義下の舊概念たる『獨占の強化』なりと看做すべきではなく、これは『統制の強化』と云ふ概念に措き換へられ、かゝる意味に於て問題にせらるべきものと思ひます。

(六) 其他此際重要と目される、時局經濟對策

時局經濟對策中、最も重大な問題は、積極的に日本の經濟力を擴大強化して見事に時局を突破することです。一切の對策の中心はこゝに在ること云ふ迄もないと思ひます。處で日本の國防生産力の擴



充は、現在の實情を以てしては、民間の手腕、企業創意等を、國策の線に沿つて百パーセント發揮させることに専ら餘力を擧げる、と云ふことでなくては、到底實現出来るものでありません。國家の戦時統制も、民間の企業心や、自由手腕を抑壓するためのものでは決してなく、民間の手腕、創意を國家の目的のために充分發揮させ、國策の線に沿つてそれをリードして行くための統制でなければならぬ譯です。従つて、國家の経済統制は、いやしくも民間の創意や手腕を抑えたり、制限したりする惧れの多いものであつてはならない筈です。然るに、今迄の實情を見ると、從來の統制の中には、とかく民間の創意や手腕を制限することを主眼とするが如きものゝあるかに見えるものが少くないのは遺憾の至りです。このやうな間違つた戦時統制概念を此際徹底的に拂拭することが、今後の國防生産力擴充にとつて、最も重大な問題の一つだと思ひます。

も一つこの際、重視すべき問題は次の點です。即ち、戦時統制と云ふものは、元來重點主義の統制であつて、戦手目的遂行のためには他の方面に如何に大きい負擔をかけても、致方がない、と云ふ建前に初めから立つてゐるものであるわけです。自然、戦時経済下に於ては、一方に犠牲が生じ、他方には不測の利益を享受するものもある譯ですが、この場合、なるべく犠牲負擔の均衡化が必要なことには云ふ迄ありません。かゝる國民経済の不均衡を均衡化する必要は、長期建設戦の進行に連れて、

愈々重視されねばならない問題であります。

併し乍ら、戦時経済下に於ては、かゝる犠牲負擔の均衡は、戦時目的貫徹を阻害せざる範圍内に止る外ないものであることを、此際官民共にヨリ一層認識を深める必要があるのではないかと思ひます。素より平時の場合には、社會正義觀や均衡觀が十分に尊重されなければなりません。だが今日は戦時緊急の時であり、戦争に勝ち、長期建設に成功すると云ふことが、今日國家の至上目的なのでありますから、國民負擔の均衡や公平問題は、この至上目的追求に反しない範圍に於て、採り上げられるべきものとなるわけです。この意味に於て平時に於ける社會正義觀や公平論と戦時に於けるそれとの意義を飽くまでも混同すべきでなく、此間の區別をハッキリ認識して、適正な政策を樹てるべきであると考へます。(「讀賣新聞座談會」昭和二三・一二・二四日)



## 第十章 重工業化と我が農業今後の變革

### 一

周知のやうに、日本経済は、いま日滿支ブロック経済の下に非常な勢ひで一大重工業段階に進みつゝある。此の傾向は、日本従來の國民経済の構成に多大の變化を來たしつゝあるが、その中心原因となる點は思ふに、左の二點であらう。

(イ) 重工業の賃銀支拂能力は、従來の如き輕工業のそれに比し著しく多大なるが故、重工業の發展は、必然に、其の國の賃銀水準を高めることに基く影響

(ロ) 重工業の一大發展は、工業勞力の一大需要増を來たすことに基く影響

而して、右の二點より來れる影響の就中最も甚大なるは、蓋し、左の諸部門に於てであらう。

- (1) 専ら低賃銀を基礎として發展し來れる中小雜貨工業、乃至纖維工業方面
- (2) 低廉なる店員、小商店員等を基礎として組立てられたる従來の小賣商制度
- (3) 人口過剩の下に發達し來れる従來の農業狀態

この中、最初の(1)及び(2)は、已に、其の影響が少からず現れてゐるが、併し、當業者の少なからぬ者は、之れを戦時の變態的一時現象なるかに考へる傾きがあり、自然、問題の根本性と其の對策とに關する認識が著しく缺けてゐる。がこれ等二點については他の機會にゆづり、此際特に官民の注意を喚起したい點は(3)の農業に及す影響についてである。

### 二

重工業の異常の發達は、賃銀高の誘引に由つて、農村からも多數の勞働力を工場に吸引した。そして、今後も尙ほ相當期間に亘り、此の傾向は依然續くものと見ねばならぬ。當然に、農業は、少なからぬ人員不足を來たした筈である。況んや、應召に由る人手の減少もあるに於ておや。

然るに、農業の實際に於ては、未だかゝる人手不足の影響は、左程に現れてゐない。その理由として、地方を廻つて聞いたところを綜合するに、大凡左の如く説明することが出来る。

- (a) 應召軍人に由る人手不足は農村各自の勞力奉仕に由つて大體充たされてゐる。
- (b) 工場への吸收人員は、専ら三十歳前後以下の若い人々、特に青年層であつて、これ迄、農村の中心を成し來れる三十五歳以上の者は、工場側で之を採用せざるが故に、大體舊の如く農業に



従事してゐる。

(c) 従來の農村は人手が過剰であつた結果、その利用が行はれてゐること。

右の中、(a)の點は一應問題はない。併し、其の應召兵が凱旋せる後は(b)の手傳は無くなるが、其の際凱旋兵が工場に轉せる場合には、それだけ、農業上の人手は減少することになる。即ち、此の場合には、出征軍人の復員に由つて、却て、農村の人手は減少すると云ふ注目すべき現象を呈するのである。

それはそれとして、茲に至大の注目を要するのは(b)の點である。といふのは、この結果、之迄農村の中心を成し來れる人手は、目先き殆ど減少してはゐない。従つて、重工業の驚くべき發達に基づく人員の吸収は、目先きとしては農業上に目立つた影響は未だ與へてゐない。併し乍ら、いま三十五歳以上四、五十歳の農夫が、漸次老いて了つた場合、これを繼ぐべき青少年の多くは、工場に入つて、最早ゐないのである。

即ち、いま重工業の驚くべき發達に由つて農村人口が工場に吸収せられつゝある、その影響が、我農業の上に全面的に現れるのは、四、五年先き以降に延ばされてゐるわけである。

### 三

然らば、四、五年先き以降に延ばされてゐると云ふ農業經濟に及ぼす重工業發達の影響は、そもそも何であらうか。その第一は、耕地に比して、耕作人が減少することから起るところのものである。その一つは、小作料の低下と耕地價格の低落とである。いま一つは、過小農的存在の減少と、餘りに手間を入れ過ぎる農業經營法の改革とである。

尤も、目先的には田畑價格は、寧ろ騰貴的傾向を呈してゐる地方が多い。税制改革に基く、地租並に地方税負擔の輕減と、農産物價の騰貴とに基くものであるが、併し、それは目先的であつて、數年後のことを考へれば、現に名古屋地方に現れてゐる如く、過少農の工場入りに基く耕地の返還から、地價は寧ろ低落する事情に在りと見ねばならぬ。

又、重工業化に基く國民賃銀水準の昂騰に伴ひ、之との比較上農民收入も向上せざれば止まないから、此の點より云ふも、小作料は下らざるを得ず、地主自ら耕作せば、農業勞働賃銀の騰貴で、それだけ農業經營は不引合となるから、此の角度より見ても、地價は低落傾向に在るものと見ざるを得なくなる。



自然かゝる場合には、農業経営も、一人當の耕地を増大し、ヨリ機械化したもので、新状態に適應せる形態が新に生れて來ざれば止まない。否、政府は、政策として左様にリードせねばならないわけであつて、こゝに、我農業従來の經營法に一大變革が起るものと云はねばならない事情が在るわけだ。我が官民は、先づ、かゝる點に至大の注意を拂ふ必要があらう。

## 四

併し、此際、われ／＼の一層注意を要することは他に在る。それは、少からぬ農村地方に於ては、農家の長男迄が、多くは工場通ひをしてゐること既述の如くである結果、數ヶ年後に於て、親が老境に達せる後に於ては、農村は大量的にその後繼者を失ふと云ふ一大危機に陥る危険が鮮少でないこと云ふことである。しかも、一度びその青壯年期を、工場生活に送れる者が、農民として再び農村に復歸することは極めて至難であることは已に實證済みである。

然らば、果して我が國家にして、若しも、國民の一定割合以上の農業人口を維持することを國策上絶対必要なりと認める限り、國家は、かゝる數年先の一大農業危機に對し、今から備へるところが無くてはならないわけだ。

即ち、農村人口の工場労働化について、いまから一定の方策を樹立して、將來における前叙の如き農業破局を、豫め防止する對策を此際至急確立すべきである。

我が經濟の急速、且つ飛躍的な重工業段階への發展は、農村に對して、實に、以上の如き重大問題を包藏してゐることを、朝野は吳々も銘記して、その適切なる對策を決して怠つてはならない。

〔中外商業新報〕昭和一三・一二・五日



## 第十一章 時局新段階と国民再組織問題

### 第一節 舉國一黨運動と問題の重點

XX 要するに結論は指導者なんです。その指導者としては大體近衛さんを仕立て上げればいゝのぢやないか。ところが近衛さん自身は自覺して居ない。しかし時勢は指導者といふものを必要としてゐる。

著者 實際は指導者がないのでなくて、強く國民を引張つて行くに足る指導原理がないと云ふ方が寧ろ真相であらう。近衛さんにしても、若しハッキリした方向が決まつて、國民の多くがそれで一致するといふ見透しがつけば立つだらうと思ふ。ところが實際は、今の日本の悩みは、日本の行くべき方向をハッキリ確定せしめるものがないといふことです。それは指導者に依つて確立さす外にはないが、政黨の舉國一黨運動といふ形でやつて果してそれが出来るかどうか。或は舉國一黨の組織を拵へたらさうした方針が出来ると云ふ議論があるかも知れぬが僕はそれは出来ないと思ふ。それで出来る程ならば今の舉國一致内閣でも出来る筈だからである。併しながら、だから現状のまゝで放つて置いていゝといふ譯ではないが……。

著者 指導原理は已にハッキリして居ると云ふが、僕等は非常に疑問を持つて居る。統制経済に行くといふ建前で、一體議會制度はどういふ形態を採るか。統制経済の下で今の自由主義の行政機構がその儘ブロック経済になつたらば何處に持つて行くのだ。それから民間の經濟團體は、ブロック経済の下に於てどういふ働きをするのか。民間の人はどう云ふ役割をすることになるか。農村問題でもさうだ。之までの農村問題は自由資本主義經濟の建前で農村といふものを考へて居る。統制経済になれば遙かに統制されるものが出来る譯です。そこでかゝる統制経済下では農村はこれに對してどう結付くか。それ等の具體的重大問題について殆ど見透しがついて居ないと思ふ。吾々は餘り精通して居ない方が、併し農村は依然として資本主義全盛時代の考へ方なんです。農村といふものは商工業と對等の位置に居つたのでは負ける。統制經濟の時代に於ては僕は違つたことになると思ふ。さうしてその方向は何處に行くのだ。また世界政策にしても多數國民を納得せしめて引張つて行くだけのものが現はれて居るかどうか。支那事變の解決策そのものの決定も容易ではない。

XX 出来て居れば問題はない。出来て居ないからこそ指導者を求めるのだ。

著者 それだから問題は指導者を持つといふことよりは、實際はさういふものを作ることに全力を擧げるべき時機ではないかと思ふ。舉國一黨に依つてそれが出来るかといふと、舉國黨が出来ても、



今の舉國一致内閣と同じものになると思ふ。

大體の方向が決まつて居ればよい。それは決まつて居るといふが、國民を引張つて行くに足るものがあるかないかといふことが第一だと思ふ。

兎に角今までのやり方ではいけない。やり方を變へなければならぬ。それには國民を引張つて行くに足る或物を持たなければならぬ。先刻××さんは、支那の指導階級は現状ではいかぬと信じながら、行くべき方向が分らないので、足踏してゐると云つたが、それは支那の指導者階級ばかりでなしに日本でもさうであると見るべきだ。

×× 併し高橋君のやうなことをいつて居ると夜が明けません。

著者 そこで僕はその政治的改革的努力の必要を否定はせぬが、併し、それと併せて、これは僕自身考へだが、一番力を入れていまやるべきは行政機構改革だと思ふ。あそこに相當の人を入れて、大方針を確立する努力を此際ウンとやるべきではないであらうか。

ロシヤのやつて居る計畫經濟で一番の缺陷は、計畫の過誤の訂正が遅れたがため、全體がうまく行つて居ないことであると思ふ。日本の最近の戦時經濟を見ても、その點から失敗して居る。過誤を訂正することが遅れて居る。吾々も事實から出發して結論を出して行かう、次の前途の方向を見て行か

うといふ立場をとるものであるが……

ヨリ視野を廣く見れば、實際は現實に迫られて、方々に國民再編成の巨歩は已に踏み出され、スタートを切つて居る。例へば經濟の分野に於てさうです。今までのまゝでは最早やつて行けぬ。何とか再編成せねばならぬと云ふので、今まで表面に出ることを躊躇して居つたものが動いて來て居る。凡ゆる方面が動いて來た。何とかしなければいけないといふ部面が相當出來て來て居る。

今起らうとする國民再組織運動を廣く見ずして、單に新黨の運動に限つて云へば、仰つしやるやうな色々な批判も出來ると思ふが、實際は國民再組織運動といふものは緊迫せる事實の必要に押されて刻々色々な方面で起りつゝある。新黨運動はその一つの現れに過ぎないと思ふ。さう見ると××さんの仰つしやる革新派と現状維持派と云ふ二つの大きな流れといふものは、もうどつちがいゝといふことを許さない程窮迫して居る。事實に於てさう兩者の間に差の起る餘裕があるとは僕等は考へられない。これを如何に最善にやるかといふことが問題になつて來る。全體に起りつゝある國民再組織運動の一つの現はれとして、舉國一黨運動が起つて居るのだと見ると、僕はその間にそんなに差はないのだ。併し舉國一黨運動だけを見ると、それ自身には相當の缺陷があるかも知れんが、全體として今起らうとして居る運動と、客觀事情からいつて現在日本の推進力との間の差と云ふものは、色々な方面



にて兩者の幅が非常に狭ばまつて居ると思ふ。(「大陸」昭和一三・一二月號)

## 第二節 國民再組織問題と其の方向・重點

著者 現状維持派と革新派との間に大きな對立・矛盾のあることは、誰しも認めるところだけれども、しかし、いま日本が置かれてゐる國際的、國內的事情といふものがハッキリ判れば——つまり、ハッキリ客觀事情を解明することが出来れば、兩者の意見の相異といふものの少からぬものは解消するのではないか、といふことも考へられる。現状維持の資本家にしても、そこより行くほかはない、そこへ行かなければ國家は破綻する、或は國際情勢に對抗して行く譯には行かないんだといふことがハッキリすれば、革新政策にも相當の妥協をする、さういふ認識のない場合に較べてはうんと妥協の餘地は大となるわけだ。僕等もやはり××さんや××さんの仰つしやつたやうに、かなりハッキリした日本再組織の綱領と云ふ様なものを作るといふことが急務だと思ふが、そのハッキリしたものを作らうといふには、もう少し客觀事情を赤裸々に究明して行くといふ努力が出来なくちや駄目ぢやないか。つまり國民の再編成といふことも、廣い意味に於ては、さうしたことが入つてゐるのかも知れないが、その客觀事情といふものを赤裸々に究明して、ここに落着くより方法がないんだといふや

うな大綱領を決めるのに、誰がさういふ任務をとるかといふ組織が、いま全くないんだ。

いまの政府の官僚に委せて、いまの陣容でそれが出来るかといふと、遺憾ながら、それは出来ツてない。では、國民再組織運動をやるとして、すべての傾向の人を雑多に寄せて、その中からさういふ大方針を作り出さうとしても、これもなか／＼困難だ。さうすると、僕等がいま一番重要な問題だと思ふことは、いま現實にどうする、かうするといふことも一つであるが、もう少し客觀事情といふものを、何ものにも捉はれずに究明して、いま日本はここへ行くよりほかはない、といふやうなものを作ることが一番必要ぢやないか。若し、政府にして、いま國論の統一を圖るために國民再組織運動の必要を認めるならば、その前に先づさういふ日本の行くべき方向といふものを、いまの如く少數の官僚の人々にのみ依つて決める代りに、もう少し多數の人を入れて、行くべき方向を決める組織を持つべきぢやないか。それなくして、國民再組織運動をやらうとしても、僕は出来ないと思ふ。先づ國民再編成運動の根本的方向を決めることが先決問題ぢやないかと思ふんだ。

×× 客觀的情勢を遠慮なく研究することが一番必要だらうと思ふ。さうすれば自然に時局收拾の見當はつくんだ。ところが、その組織が今までないことはないが、それを壓力で以つて妨碍してゐるんぢやないかと思ふ。

著者 必しもさうではない。例へば、いま日本の經濟の客觀事情を赤裸々に調査しようとしても、



これはいまの組織では民間には判らない。それは機密が非常に多くて、少数の人しか判つてゐない。で、如何に議會があらうが、言論の自由があらうが、さういふ客觀事情を知らされてゐない。しかし、それを知らなければハッキリした見當は立たないんだ。それをいまのところでは少数の官僚のみが知つてやつてゐるのであつて、それ以外にどういふ組織があるかといふと何も無い。

XX たとへば普段の時に於ては、新聞なり、議會なり、或は君等なりに皆知らしさへすればいい。知らして言はせさへすれば、自然に結論が得られるだらう。それを所謂機密にしておくことがいけないのだらう。

著者 それは平時であれば、僕も君と同じ主張をするけれども、戦時中は知らしちや困るといふ機密があることを當然認めにやアならないんだ。さうすれば、結局、相當廣い範圍に於て、さういふ機密を知らしても洩れないといふ位の組織を以つて、國策の方向を審議し、さうしてその結果を出来る限り知らしめる、といふやうな機構を別に作る必要があるんぢやないか。それは、いまが戦時でなければ、僕は君の言ふところに眞理が一番あると思ふけれども、この際、どうも、それを主張しても、日本の戦略上機密になることを知らせる、と言つても、それは出来ない。

XX 戦略上、機密にならなくても經濟上の……。

著者 その經濟上のことが、總力戦であり、經濟戦だから、重要な機密になつて来る。それを全體

に知らせよ、といふことは僕は無理だと思ふ。そこに、非常な厄介な問題が在る。

XX 如何なる組織を持つにしても、データを知らせなければ、何も出来ない。

著者 だから、さういふデータを知らせて一定の方針を決める遣り方を、いまの少数の官僚に任せずに、もう少し國民の多くの人、即ちあの人ならば——といふ人を寄せて、そこで審議し、大體の方向が決つたら、その結論が國民運動になつて行く様に、出来るだけ廣い範圍に於て之れを知らしむべしだ。しかし審議する機關には一般には發表できないものまでも、機密を知らしめることは、勿論だが、今までさういふことが何等出来てゐない。先刻の國民再組織問題も、そして平和條件の決定と云ふやうな大きな問題ばかりでなしに、今後は益々統制經濟を強化して行かなければならぬ情勢にあるのであるが、それをやるにしても、今までのやうな官僚獨善の遣り方で行けるものぢやないんだ。どうしても、之れを官民一致協力してやる必要がある、そこに國民再組織の重大なポイントがあると思ふ。さういふ組織の下に統制經濟をやつて行くといふことにならない限り、とても、今までのやうに官僚のみが支配するといふやうなことで、やつて行けるものぢやない。國民再組織も、そこにも重大なポイントを置いて考へなければならぬ。

著者 つまり問題は、國民再組織運動は政府がやれば或る點まで出来得るだらうけれども、そこに



活が入るためには、もう少し積極的にやる中心がなければ活が入らないのではないか。そんな活の入らない國民再組織運動といふのは、實は時局にどれだけ貢献を與へるだらうか。若し、積極的な中心が政府部内では出来ないといふならば、國民再組織運動の中核になつて行くものをほかに求めて、或は純然たる民間の人或は關係も入つていいだらうけれども、相當の委員會にして、中心が動くといふんでなければ、國民は隨いて來ないんぢやないかと思ひますね。

かういふことになるんぢやないですか。つまり、一番重要なことは、日本が、假に東亞協同體を作るにしても、日本の實力が十分ついで、ヘゲモニーを取るとか取らないとかいふよりも、そんなことを考へる必要のない實力を養成することが第一だ。ウツカリするとヘゲモニーを英國に取られる、或は其他の第三國に取られるといふ情勢の下に、支那を全然日本と同一に取扱ふと云ふことをやらうといふことは、理想としては兎に角、なか／＼實際は困難ではないか。だから、實力を本當に日本が養へばヘゲモニーを取る取らないといふことは問題ぢやない。支那を十分守り立てゝも、日本の位置はびくともしないといふ自信があつて、初めてさういふことは或る點まで出来るんではないか。イギリスならイギリスが、これ迄あれだけ寛大のことがやれるのは、やはり、その自信があつたから出來て行くんぢやないか。そこで、僕等は一番問題になる點は、この事變の處理を巧くやつて行くため

には、まア理想としてはお互ひに全然同等の立場で協同してやらうといふことはいふことで、それで行くべきだと思ふが、何と言つても、いま一番大きな問題は、事變の最後の處理といふことばかりではなしに、これは相當長期戦を續けて行くがために、何等か有力の組織を作らなくちゃいけない、といふ情勢になつてゐる。それが出來上つて了ひ、事變が相當片附いてしまへば、日露戦争やその他の時とちがつて、日本人の考へ方にも相當の自信と餘裕とが起つて來、支那を眞の協同者として同等に取扱ひ、手を取つて行かうといふ氣分が、國民の中に出て來ることは、さう難しいことぢやない。しかし、それをやるには、どうしても國內を固めてかゝらなくちゃいけない。だから、先刻から國民再組織運動といふものが出てゐるんだが、僕はそれと併せて同時に不可分の問題として、此際若し中心組織が出來れば、國民再組織運動といふものが生きて來るのではないかと思はれる。先刻問題になつてゐる國家全體の方向を定める組織を持つこと、その組織を持つものにも、この間も中支政權實業部長の王子惠氏が言つてゐたやうに、日本は老人ばかりの支那人を集めて困ると不平を云つてゐたが、日本内地に於てもさうだ。有名な老成人ばかり寄せて、案を作れる様な中堅的な元氣の人は寄せてゐないで老人ばかりを寄せてゐるといふわけなんだ。もう少し、案の出来る、本當の改革案を持ち得るやうな中堅人を寄せて、そこで案を作ると併行して國民再組織運動をやる。かういふ組織を持つて、



そこで揉みに揉んだら、いま日本國家の行くべき方向についても、相當或る點まで一致點が出来るんではないか。日本に於ても必要な點は、X Xさんが先刻言つたやうに、出来るならば一般に言論の自由を認めて、揉みに揉むべきだが、しかし、これは今の際許されないから、十分のことをやる餘地はないんだから、いま必要のことは、一應限られた範圍の人で、揉みに揉んで、軍部も入れ、あらゆる人を入れて揉みに揉んでしまふ。そのためには揉みに揉み得る人を入れなくちゃならぬ。一寸發言すれば自分の事業が睨まれりあつないかと思つて、遠慮するやうな人ばかり入れては仕方がない。さうした新組織を持つて行けば、もう少し國論がどちらか一方に纏つて来るんではないかと思ふが、それをやらない。

そこに一つの活を入れる途があるわけですね。とにかく言論の自由が與へられないので、議會でも國策が十分練れない。それを、どこかで練る途を開いて、すつかり練り上げちやつて、いろ／＼見解のちがふのをまとめて行く。裸體になつて、議論してみれば、そんなに違はないものを、利害がちがひ、客觀情勢の認識もちがつて、練つてゐないので、國論が別れてゐるところがあるから、もう少し練る機關を持たなくちゃならぬ。

それから序でに、いまの精神總動員聯盟の實例にも出てゐるやうに、いつたい、いろ／＼な團體が或る目的を以つて生れてゐるが、その重點を置いてゐる點は、時代の變化に従つて違つて来るわけだ。にも拘らず、その中心となる人は重點がちがつた時代になつても、いつも同じだ。例へば、國民精神總動員中央聯盟は、當初、精神的總動員を目的とし、その建前で中心人物を選んだが、後には國民の戦時経済統制への動員を主にする運動に變つて來たが、其の中心人物は依然として同じだといふやうなことはどうかと思ふ。國民の再組織をやる時でも、第一段に於て大體の方向を決める時の人間と、愈々これを實行に移す場合の人間とは、幹部の入れ替へをしなくちゃいけないと思ふんです。實行に移す時は、それに適する人が中心になつてやる。さういふ中心人物の入れ替への自由に出来るやうな組織を豫め考へておかなかちやならんぢやないか。でないか、あらゆるものが行詰つて、その轉換が巧く出来ない。

X X 蔣介石などが、日本は長期戦争になると、經濟上の行詰りを生ずるといふんだが、それはどうかしら。

著者 之は初めから外國人の危惧を抱いてゐた點で、日本人の中にもさう考へる人があつたと思ふが、つまり國民の覺悟如何に依つては、經濟には伸縮力といふものが随分あるものだ。たとへば、ここ二三年服を買つちやいけないといふんで、着たまゝで着古して行かうと思へば行ける人は随分多いだらうと思ふ。そこまでの覺悟が國民に出來て、その建前でやり、そこまで國力を動員してやれる場



合と、そこまで行けないんだ、平時経済から或る點以上に動員しようとするれば破綻が来ると見る場合とに由つて、国力には非常に伸縮力の差があるわけだ。今までの多くの外國人の見方といふものは、日本の爲替の方面のみを見たわけです。しかし、對外關係に於ける爲替關係といふのは、日本の国力の中では一番の脆弱點です。その上に一番對策が拙劣で、弱點を暴露してをつた。そのために三井、三菱のやうな大きなところが、僅か二、三十萬圓の手形の期限が来ても拂へないといふやうなへマのことをやつたり、そのために一應積込んだ荷物を爲替が着かないために荷揚げしてしまつたとか、國防上必要な物資について、さういふことをやつた。若し、爲替を管理する人に、ステーツマンシップがあつたら、あんな馬鹿なことはやらない。かゝるへマの對策の結果が外國にどういふ影響があるかといふことを考へれば、手續上の僅かなことで、そんなことをやるべきでない。だが、實際は、そんなへマをやつたため、随分、外國から見ると、日本は今にも倒れさうに見えたことのあるのは當然である。さういふやうに、日本の官僚の遣り方が下手で、非常なへマをやつた部分までも、日本はもう力が盡きてさうなつたんだ、と見た部分が随分あつたわけだ。それと日本人内部に於ても——いつも言つてゐるんだけれど——平時に於ける日本の公債消化力は最高十四、五億までだ。十五億以上持つと危険だといふので、大蔵大臣が死を賭してまで或る點まで抗争した。そこへもつて来て、今度四十

億五十億の公債を出さうと云ふのだ。いつたい、十五億しか消化出来ないやつをどうして四十億、五十億出せるか。かういふことで、不安を持つて来てゐる。だがそれは要するに平時経済に於ては十億乃至十五億だが、戦時経済の體制を採れば、幾ら消化が出来るかといふことは全く別個のものであるといふことをごつちやにしたところから危惧を生んだのである。平時経済に於ては、國民經濟生活を自由にしてゐる。國民が、自由に經濟生活をした後に幾ら残るかといふと、十億乃至十五億あるといふんです。それが戦時経済になれば、國民の經濟生活に制限を加へて来るんだから、その制限の加へられ方如何に依つて、戦争に動員し得る國民經濟力の大小が決まるんです。その動員の屈伸力——彈力の觀方に非常な差があつたんです。外國人はそれを小さく見た。日本人の少からざる人も——殊も自由主義的經濟觀に捉はれてゐる人は、その屈伸力を非常に小さく見た。今日になつてみると、誰もが日本の經濟力の彈力が意外に大きいことを認めてゐるわけです。だから、その限りに於て、僕は動員し得る經濟力を適當に、合理的にやつて行けば、大體今まで程度の戦費を或る點まで續けて破綻なしにやつて行ける方法は、十分考へ得られると思ふ。しかし、それを今までのやうな遣り方で行けるといふ風に、若し、官僚やその他が考へたら、非常な間違ひだと思ふ。今までの遣り方には非常に無駄があり、非常な下手があるわけで、しかも、それで大きな破綻なしにやつて行けたのは、今までは



われ／＼に蓄積があつた。リザーヴがあつたんだ。ストックを持つてをつたんだ。そのリザーヴで、いろいろな手違から来た破綻を調整したわけだ。ところが、今後はさういふ過去の蓄積をこれ以上喰込むことは次の萬一の場合を考へれば非常に危険である。さうすると、さういふリザーヴを相當持つてゐてやつた今までのやうな統制より今後はさういふものを餘り期待せずやらなければならぬ。かかる場合の統制は、遙かに上手な、合理的な統制でなければならぬ。今までのやうに必要に迫られて、後から後から繼ぎ足したやうな、そんな彌縫的な統制で、今後も行けると考へることは非常に危険だ。

XX 僕は、素人だが、外から見ると、輸出は旺んにしなければならぬが、統制をしたために却つて輸出がバツタリ止つたといふ状態はないんですか。

著者 さういふ部門もあつたわけです。つまり、輸出品に對しては原料を豊富に供給する。しかしその豊富に供給した原料が國內に流れ込まないやうに、輸出のためにだけ使はれるやうに、といふので、その配給に統制を加へたんです。それを、あまり、七面倒ツ臭い規則を作るものだから、原料配給の申請をして一ヶ月二ヶ月も経たなくちや、その配給を受けられないとか、或は配給の許可が來ないとかいふので、全く商機を逸してしまふ。さういふやうなことも随分あつたし、この間或る會へ出

て見ると、十圓の翫具を作るのに、厚さ五分位の書類を持つて行かなければ原料の配給を得られない。千圓でも、百萬圓でも、書類の要ることだけは同じですから、これで、どうしてやれますか、と言つてゐた。そんなレッドテープもあるんです。しかし、今後の経済統制は今までのやうな強制觀念でやつたんではいけない。ビジネスライクにやらなければいけないが、全くその區別がついてゐないんです。僕は法律關係のことは判らないので、これは宮澤さんにお伺ひしたいんですが、今までの法律的な考へ方とは別個に経済統制といふものは、ビジネスライクに考へなければならぬのを、そこがごつちやです。だから十圓の物も百萬圓のものも同じ手続きを取らず。なつてゐないんですよ。さういふ點に改正を要する部分が随分あると思ふんです。だから、さういふ下らない點を直せば、僕は十分やつて行けるが、いま迄のまゝでやれると考へてゐる官僚があるならば、非常に危険があると思ふ。

XX 僕は、いまの統制が戦争の遂行に必要な統制だと思ふが、戦争に便乗して、統制経済を行ふといふ目的を持つてゐる人間があるんじゃないかしら。さういふ點はないかね。

著者 まア、部分的には、さういふことを考へてゐる人も無論あると思ふんだけど、しかし今行はれてゐる統制の限りに於ては、戦争の必要といふものが支配的に大きいから、それに便乗した者が假にあつたとしても、その影は全體から見ると、極めて小さい。いまそれもイデオロギッシュには



問題になつてゐるだらうけれども、また財界の一部に於ては、さういふ點を非常に神経過敏に考へてゐるだらうけれども、實際は財界で神経過敏に考へてゐるほどのことはないと思つてゐる。しかし、財界の神経過敏になつてゐる方面では、それが随分大きく映つてゐるやうに見える。

〔改造〕昭和一四・一月號

## 第二編 經濟統制の第二段階 轉入と其の諸問題



## 第一章 戦時経済統制第一段階期の缺陷と

### 其の修正方向

#### 第一節 戦時統制第一段階期の缺陷と弊害

此の際、戦時経済統制の必要なることは何人も疑ふ者は無論ない。然り、その故にわれ等は極力早く断乎、戦時統制を強化する必要があることをこれ迄主張し、その實施を謳歌して來た者である。併し乍ら戦時統制強化の着手以來既に三ヶ月を経過した。その實施の過渡期に於て必然的に起る一時的混雜の時期も大體に最早一過し、いまやこれ迄實施した戦時統制そのものゝ缺陷を修正し、弊害を除去することに全力を擧げるべき時期に這入れるものと云はねばならぬ。

現行の戦時経済統制は元來、その當初から、次の如き缺陷並に之に基く弊害をその不可避惡として隨伴してゐたものであつて、これは事情の許すと共に、極力早き機會に於て是正せられ、改善せられねばならぬものであつたのである。

(一) 現行の戦時経済統制は、切迫せる眼前の直接軍需的要求を満たすことを目標とした短期の物資



不足對策を根幹とするものであつて、所謂長期的戰時建設と云ふ、やゝ長期の要求に對處すべき戰時統制としては缺くところ多く、従つて、最も急迫せる戰爭事態の一巡すると共に改めて發展的に編成替を要するものが少からず混在してゐるのである。

(二)一體、戰時統制の眞の目的は實は消極的な消費節約と云ふ部面に在るのではなく、かくして節約せる物資を、最も有効に戰時目的貫徹のために利用する、と云ふ積極的部面にその重點が在るのである。従つて戰時統制そのものゝ扇の要も、其處に置かれなくてはならないわけのものだ。然るに、最近のそれは、急迫せる眼前の一時的物資不足を補ふことに囚はれて、却つて消費制限の消極的部面そのものに重點が置かれてある嫌ひが少からずあるのである。

(三)更に現行戰時統制は、咄嗟の場合緊迫せる當面の目的を急遽達成することを主眼とせるため十分に案を練る餘裕無かりしことに基く不備があり、更に統制執行側並に財界當業者側の戰時經濟に對する理解未だ著しく不足せる環境に於て、從來の自由經濟のやり方とは、丸で違つたやり方を一舉に斷行せざるを得なかつたことに基く理解不足や缺陷や摩擦面等を、少からず持つてゐるのである。

以上の如き諸缺陷は、云ふ迄もなく、極力手早く修正せられ、改善せられねばならないものである。ところで最近戰時經濟統制實施の結果起つた經濟的摩擦や、壓迫や、不安やの少からぬものは、以上の如き現行統制の諸缺陷に基くものが多いこと、後に言及するが如くである。

扱て、以上の諸缺陷であるが、その中(一)及(二)の缺陷は、これは初期の戰時統制そのものに必然する弊害であつて、最初は致方がないものであるが、併し當面の緊迫せる直接戰時要求の一巡すると共に、當局者としては直ちに次の段階の統制に修正發展せしめねばならぬものである。而して最後の(三)の缺陷は、若し當局者にして十分聰明にして事前に適當の對策を採ることを怠らなかつたとせば、此の弊害の大部分は、未然に防ぎ得た筈のものであるが、遺憾ながら當局者の事前工作に手落ありしたため、今日少からぬ弊害を醸し、此際その修正の最も急を要するものである。こゝでは先づ(一)及(二)につき簡単に説明して、(三)は次節にゆづらう。

已に前掲(一)及(二)に於て指摘した通り、現下の戰時統制は目前の切迫せる軍事目的を満たすと云ふことを主眼とせるものなるが故に、長期建設戰的、發展の見地から見れば、弊害甚大な統制も少からずあるのである。例へば、圓ブロック、就中支那への輸出制限の如き、又輸出向乃至軍需工業の發展上必要な資材の配給制限の如き其の典型的なものだ。

云ふまでもなく、此種の戰時統制は緊迫せる軍事要求の一巡すると共に、極力早く長期建設戰の國



力發展目的に一致するやう修正せられねばならぬ。殊に此際、注意を要することは、消費制限、配給統制の目的は、限りある一定の物資の效力を最も有効に、國力發展の爲活用すると云ふ積極目的のためであつて、決して節約のための統制、物資制限のための統制ではないと云ふことである。と云ふことは、消費制限に由り物資を幾干剩し得るかゞ目的ではなく、かくして剩し得たる物資の活用によつて生ずる効果と、消費制限に基く國民經濟への打撃とを、常に比較秤量して、その打撃の方が其の効果よりも、ヨリ大なるが如き戰時統制は、極力速かに訂正する必要があることを意味するのであつて、かゝる見地から現行戰時統制のすべてに亘り、此際再吟味すべき時期に這入つたのである。

## 第二節 戰時統制に於ける過誤と其の訂正

現行の戰時經濟統制は、緊迫せる目前の軍需的要求に對應すべく内閣改造直後（昭和十三年六月）、新大臣の手によつて急遽實施せられたものなること周知の如くである。自然、平時の場合の如く案の完璧を期するため十分なる推敲をなす追なく、拙速的に先づ實行して、實施後の結果に徴して漸次缺陷は補正せらるゝ建前のもなりと見ねばならない。勢ひ、現行戰時經濟統制に於ては、若し十分の推敲が加へられてゐたとせば、當然無くて済む筈の不都合や摩擦が多かれ少かれ含まれてゐるわけで

あつて、戰時統制強化に基く最近の經濟的壓迫の少からぬ部分には、かゝる統制不備に基因する性質のものが包含せられてゐると見るべきである。いふ迄もなく、斯かる性質の壓迫については、當局はその事情の判明すると同時に、極力速かに所要の修正を爲すべきである。

加之、現行戰時經濟統制の實施當時に於ては、當業者は或は統制の裏をかき、或は統制をモグル行爲をなすもの多く、自然之れを取締ると云ふ事に専ら目標を置いた統制規程が多分に必要であつた。顧るに財界當業者の大多數は、これ迄永く自由經濟的營利行爲を當然にして何等疚しき行爲に非ずと信じ、大ビラに實踐し來れるものである。就中、輕工業關係者は自由經濟的競争の選手であつて、彼等は會つて諸外國が日貨の輸入制限をなせる當初に於ては、廉價優秀の商品である限り如何なる法律上の禁制も之れを阻止し得ず、密輸入の形で邦品の輸出は繼續せられると堂々と公言して憚らなかつたのである。それ程彼等は腹からの自由主義の信徒であつたのである。

自然、最近の經濟統制傾向に對しても、根本に於て物資が著しく不足してゐる場合に物價の暴騰するは必然であつて、如何に政府が統制的に之を抑壓せんとしても到底出來るものでない、といふが如き素朴の自由經濟論をその儘盲信して政府の經濟統制の効果を疑ひ、統制の裏を搔いて一儲けせんとするが如き考へ方が、恰も當然の日常茶飯事の如く彼等の商業實踐の中に織込まれてゐたのである。



而して十三年末から十二年五、六月頃迄に於ける最高價格公定制度が有名無實と化して、高値の闇取引が旺に横行し、黙過せられて來たことが愈々彼等の右の如き信念を強めたのであつた。戰時經濟統制を有效且つ圓滑に實行するが爲には、彼れ等實業人の以上の如き自由營利主義觀を根本的に訂正せしめ、以て戰時統制に協力せしむるため、戰時經濟統制の意義を彼等に十分教育し理解させることが一大先決問題であつたのである。然るに率直に云つて政府當局のかゝる宣傳に對する努力は著しく缺けてゐたのである。

現行の戰時經濟統制の多くは、財界當業者の戰時統制に對するかゝる認識不足を前提として組立てられてゐる。それ以外、當面の急に應ずるがためには他に方法が無かつたのである。併しその結果、現行の戰時統制は、次の如き遺憾極まる缺陷を包藏することゝなつてゐるのである。

(一)戰時經濟統制を圓滑に運用するがためには、官民一致緊密なる協力を絶對に必要とするにも拘らず、現行戰時統制の多くは當業者不信任の爲、當業者の協力を求めるところよりも、其の違反行爲を取締ることに寧ろヨリ重點が置かれ、自然、當業者の側から云へば不必要の取締や手續多く、戰時經濟統制の圓滑なる運行を著しく阻害してゐる。

(二)戰時統制の仕方、取締方法等については、當業者と協議し、當業者の協力を得ることにすれば統制の摩擦や壓迫は最少限で済み、又當業者も事情が分り、見透もつて安心して戰時統制下で最善の活動をなし、以て戰時經濟力の維持發展を圖り得るのである。然るに已述の如く當業者不信任の建前にある爲(これには政府が初め當業者を信頼して自治統制を圖りしにも拘らず、之れを裏切りし當業者に多大の罪がある)、現行の戰時統制の決定並に其の遂行には官民協力と云ふことよりも、寧ろ官僚獨裁の色彩が濃厚である。加之、統制の執行者たる當局側それ自身に於ても、戰時統制の理解が未だ十分でない。自然、其處には事情不明の爲に基く不必要の摩擦や壓迫や混亂多く、又當業者は事情が分らず、見透不能に陥り徒らに不安に驅られてゐると云ふが如き弊害が鮮少でない。

(三)更に、現行戰時經濟統制の中には、當業者の違反行爲取締に急なるの餘り、當業者の立場を無視するが如き場合多く、且つ當業者從來の政府統制輕視の觀念を強引に一舉に統制經濟的に訂正さす必要上(宣傳教育手段に訴へる餘裕最早なきため)、違反者に最初は嚴罰主義を採らざるを得なかつた。これ等の結果、戰時統制の下に於て、當業者は、今後安心して經濟活動をなし得ざるが如き部分が鮮少ではない。

云ふ迄もなく、以上の如き諸點は極力早き機會に於て、適當に修正し、戰時統制をその本來の相に



復せしめねばならぬ。

### 第三節 現行戰時物價統制の不備と其の改革

以上の如き現行戰時經濟統制の諸缺陷、諸弊害の實情を、いま指標的に物價統制について、更に具體的に見るであらう。

顧るに、現行の戰時物價統制は、次の如き客觀事情の下に、當時次の如き目的を以て考察せられ實行せられたものである。

(一)我が國戰時經濟の圓滑なる運営上、政府は物價騰貴を極力抑壓する決意なりしにも拘らず、民間に於ては物資缺乏の事實を根據にし、インフレ的物價の暴騰不可避なりとの信念の下に思惑盛行して、政府の意向に常に逆行してゐた。

(二)茲に於て、物價騰貴抑壓の目的を達するが爲には、政府は斷乎たる對策を採る外なく、その結果當業者の立場や、損失や、不便やを顧慮する餘地がなかつた。蓋し當業者の多くは、はじめから政府の統制力を輕視して、政府の方針に逆行してゐたのであるから、その結果蒙ることあるべき損失や不便や何かは、自業自得と見る外ないからである。

(三)ところで、之より先商工省の公定した最高價格制度は、少からぬ側面に於て有名無實に終つてゐたのである。若し今度の戰時物價統制を再び先の最高價格公定制の如く有名無實化せしめんか政府の戰時統制のすべてに對する信頼は喪はれることになり、かくてはこの重大時局に際し戰時經濟の運営は不可能となるのである。斯様なわけ故、今度の物價統制については政府は斷乎たる決意を以て、之の勵行を期する意志を明かにする必要あり、かくて當時そのため最有效措施のものとして、之を選ぶ外なかつたのが、違反者に對し峻嚴なる取締と處罰を加へると云ふことであつた。

(四)ところでその峻嚴なる取締の實行に當るものは、地方廳の經濟官乃至經濟警察であるが、本來ならばこれ等執行官は戰時統制の趣旨、その實行並に取締方針等を事前に十分に理解し十分に打合せが済んで、然る後にその執行の任に當るべきであつた。併し戰時物價統制實施當初に於ける實情に於ては、かゝる餘裕なく戰時統制に對する理解が十分に行き亘らざるまゝで、直ちに戰時統制の執行並に取締の任につかざるを得ないといふ有様であつた。

當時非常な勢を以て思惑的に暴騰しつゝあつた物價を取急ぎ一舉に抑壓せざるを得なかつた場合の方法としては、以上の如きやり方も併し已むを得なかつたのである。併しながら爾後約三ヶ月を経た今日になつて之を見ると、幾多の缺陷、弊害が續出してゐて極力早くその修正を必要とするものが少



くないのである。いまその主なる點を概叙すれば左の如くである。

(イ) 當初の物價公定に當つては、既述の如き譯で、當業者の立場や損害を無視しても差支へなかつたが、併し一度當該物價を戰時統制下に置いた後に於ては、その統制の下で當業者が安心して爾後の經濟活動が出来る様にしてやらねば戰時經濟力の充實は期し難い。然るに現行の物價統制のやり方に於ては、かゝる當業者今後の立場を考慮すると云ふことが少からず缺けてをり、自然當業者に非常な不安を與へ、經濟活動の萎縮をきたす恐れが甚大である。例へば十三年七月九日公布の物品販賣價格取締規則第一條は、『取引所以外の先物契約は政府が當該物價を公定した場合には、その公定價格に従はねばならぬ』とある。かゝる場合、政府が何時如何なる物價を抜打的に公定するかも分らぬ、といふ從來のやり方では、不安で先を見越しての取引は全然出来ぬことになるが、それでは近代經濟の如く、常に何ヶ月か先を見越して活動する經濟は、運営困難にて萎縮する外ないのである。

(ロ) 又現在の物價公定のやり方を聞くと、各府縣によつて、その方針が區々であり、またその公定價格を極力低位に定めさす事が功績であるかの如き間違つた考へ方がある様で、中心市場の公定價格よりも、其處から運搬費を要する地方の公定價格の方が、逆に少からず低廉に公定せられ

てゐる地方が少くない。甚だしきは其の場合、斯くてはその地方の商人は今後の仕入値と公定物價との鞘無く、商業がやつて行けない（現在手持のもので損をするのは仕方がないが）と云ふが如き不合理の定め方をやり、これに對し事情を訴へると、中間商人はその結果減びても構はぬと云ふが如き筋違ひのことを地方官が公言して、商人に對し將來の存立そのものに多大の不安を與へてゐるとの話も、地方で直接當業者から聞くのである。

兎に角、地方々に於ける物價公定の仕方は、極めて區々で且つ非常識、不合理のものが少なくなく、此の際、戰時統制の執行官並に取締官に戰時統制に對する認識を與へることが急務であると共に、統制そのものゝ全國的な合理的統一を、此際緊急必要とするところが多大である。

#### 第四節 戰時經濟統制機構の不備と改善の方向

現行戰時經濟統制は、以上の如くその統制そのものゝ修正のみでなく、統制機構そのものに就ても重大なる修正點を持つてゐる。

戰時統制、就中長期建設への戰時統制の重點は、前叙の如く一定量の物資を最も有効に戰爭目的貫徹の爲に動員すると云ふ積極的部面に在る。而して茲に戰爭目的貫徹の爲と云ふ言葉の中には、直接



軍需のみならず、戦争遂行上必要なる生産力の發揮、乃至其の擴充をも意味するや云ふ迄もない。物資のかゝる能率發揮に關する統制が、最も有效圓滑に行はれるが爲には、當業者の智能と協力とを最善に活用せねばならぬ。然るに最近の戰時統制に於ては、既述の如き當業者に對する不信任の結果、當業者の斯る活用は殆んど顧られないと云つて大過ない有様である。確かに戰時統制發動前後迄に於ける當業者の少からぬものは時局認識に缺け、幾多の不信任に値する行爲を爲し、自然戰時統制の多くは、彼等に秘して官僚獨裁の下に抜打的にやらざるを得なかつたのであらう事を遺憾乍ら認めざるを得ない。だが、その故に今後もかゝる不信任を前提とした統制を依然續けて良い譯では決してない。

何となれば彼等從來の遺憾極まる反國策的行爲は、從來の營利萬能の自由經濟觀に囚はれた儘で戰時經濟に對せし爲時局認識に缺けてゐたことに基くところ多く、一度び戰時經濟の本質を理解し時局認識に徹すれば、彼等も純良なる日本人である。喜んで國策に殉ずるに違ひない。況んや、これ迄彼等をして時局認識を缺かしめた一半の責任は、既述の如く當局者そのものにも在るに於てをや。

戰時統制につき、實業界の當業者を極力活用すべき側面は二つある。一つは統制の企畫決定につき、一つは斯くして決定せる統制の實行並に取締についてである。就中、此の際直ちに當業者の協力に俟つべき點は、統制の實行並に取締を、夫々の業界事情に明るき各種組合その他の經濟團體に一任し、經

濟警察をこれ等組合その他を取締ると云ふ風に統制執行機構を改正することである。若し右の如き改正が出来れば、現在僅少の原料を得るが爲にも極めて煩瑣な手續を要し、その結果、或は時期を逸し或は原料入手の見透し難等々の爲、現下最も必要なる輸出にすら、少からぬ支障を來してゐるが如き弊害は少からず除去出来るに至るであらう。實に現下の統制實行に於ては、或はその衝に當る地方官、經濟警察官等の實情不明のため、或は營業者不信任を前提とする違反防止的煩瑣な取締等のため、不必要に多大の摩擦と、壓迫と、不安とを經濟界に與へてゐるのである。今後長期に亘つて戰時經濟統制を實施せんとするには、之等の點に關する修正を是非必要とする。

次に現行戰時統制機構の缺陷は、それが著しく官僚獨裁的であつて、自然、業界の實際知識不足の爲、不必要な摩擦、壓迫、不安等を經濟界に與へる場合少からざることだ。當業者並に専門家を更に重用し得る機構の工夫が愈々必要である。

最後に、併し最も重大な現行機構上の缺陷は、此の非常時戰時經濟統制に當つても、平時の如き各省割據制が依然その儘大體に踏襲されてゐて、全體的綜合統一の中心機關の無い事である。此の結果物價統制一つにしても、各地方々々の間に合理的統一性なく、各種の弊害を醸してゐる事既述の如くであるが、原料の統制に於ても、貿易の統制に於ても、かゝる弊害は少くないのである。何れも大所



高所より全體的考察をなし、これを實行する強力なる綜合機關の無きことより生ずるのである。

茲に於ていま戰時統制の完成上最も必要とすることは、戰時經濟運用の強力なる中樞機構を設ける事である。その方法として戰時經濟に關する限り、各省の總元締となる官民より組織せられたる臨時の綜合的戰時經濟調整の強力なる中樞機關を設け、之に戰時經濟運用の全權を一任し、其處で全面的綜合的計畫を企畫し、且つ必要とする限りその執行權をも持たすべきである。斯くすれば、戰時經濟現在の矛盾摩擦の少からぬ部分は克服せられ得るであらう。

なる程、池田新大臣が大藏、商工の兩大臣を兼ねた意味は、かゝる戰時政策の綜合を期するにあつたものであらう。事實その結果、貿易統制と爲替管理との不統一は一局に統制せられた。併し、現下の戰時統制は、更に更に緊密なる綜合統一を凡ゆる側面に對し要求してゐる上に、その關係するところは單に大藏商工兩省のみならず更に廣汎である。例へば統制執行については内務、厚生、拓務の諸省に重大關係があり、戰時統制の決定については陸海軍の外、農林、逓信、鐵道、厚生、拓務等と重大關係がある、等々と云ふが如くであつて、至急戰時經濟の運用に關する全體的綜合統制機關を必要とする。而して繰返して云ふが、此の綜合機關は從來の如き官僚獨善を排し、文字通り官民一致の協力に頼り得る仕組のものたらしめねば駄目である。(「讀賣新聞」昭和一二・九・二〇—二三日)

### 第五節 經濟警察の目的は何處に在りや

當局の方々から、種々經濟警察の御方針を承つて、御考方が大變ハッキリしたと思ふのでありますが、たゞ茲で、私共の立場から見て問題になる點だと思ひます事は、成る程總括的の統制目標が、戰爭目的貫徹の爲に必要だといふ、さういふ總括的な言葉においては誰しも全く異議はありませんが、具體的には一體どういふことを目的として統制してゐるのかといふ見解において、經濟警察の取締の手加減が違つて來るのではないかと思ひます。私ども専門の方から考へますと、今度の戰時統制強化の當面に於ける目的は二つあつて、一つは消極的、一つは積極的である。その消極的方面と云ふのはこれ迄物價先高で思惑心が非常に強かつた。それを何とかして抑へなければならぬといふ切迫した要求があつた。それを抑へるために經濟警察の發動を要求した。即ち、物價がどん／＼先へ騰がる、政府がどんな統制をしたつて駄目だといふ考方が財界に横溢してゐて、政府の物價對策が仲々實現されさうにない。其處で、それはさうぢやない、政府は十分物價騰貴を阻止し得るといふことをハッキリ示し、以て、政府の經濟統制の權威を保つことが緊急必要となつたこと、もう一つは輸出に當然振向けられる品物が國內に滔々として流れ込んで、大切な輸出が激減しつゝある。これを阻止しなければ



ならぬ。そして自由經濟的な考へ方を持つて來た人を、統制經濟の方へ方向轉換せしめなければならぬ、これが戰時統制の發動した第一の目的であつたと思ふ。

この目的を達するためには、相當の犠牲を覺悟して政府は、斷乎として戰時統制の勵行を、嚴罰を以てしてもやらざるを得なかつたと思ふのでありますが、併し、以上は極めて過渡的な目的でありませぬ。その過渡的段階が過ぎて、次の段階に入つた場合の經濟統制の目的は、國策のルールに沿つて協力するものを極力護り、之れを助長發達さすと云ふ積極策に一轉すべきであります。例へば、輸出統制について云へば、その輸出を増進せんとする仕事を極力もり立て、行くといふこと、かういふことが今度は次の統制の目的になると思ふのです。

そこで先刻の問題に入つて暴利取締令その他の問題に入つて來るのでありますが、今度の物價統制の目的は、各業者が暴利を貪る情勢にあるから、之を取締る必要があると云ふ見地から起つたかといふと實際さうではなかつたと思ふ。物價委員會での我々の感じは、たゞ他にこれを取締る法規がないから、暴利取締令を準用したのであつて、出來るなれば戰時物價取締令といふものを出してほしかつた。戰時物價を取締る目的は一定の物價水準以上に騰げて貰つては困る、これ以上に騰げることは如何なる方法を以ても阻止しなければならぬと云ふことにあることは、先に申述べた通りであつて、一

定の仕入値段に比して一定の値段を超えてはいかんといふことが眞の問題ぢやない。たゞ他に法規がないから暴利取締令を利用したものと云ふ。現に、暴利取締りが目的ならば、買手を罰する必要はないが、此際、戰時物價統制の目的からは、買手をも罰するを必要とすること周知の通りである。若しさやうに解釋いたしますれば、法規を執行される當局としても、戰爭目的遂行の支障にならぬ以上は、經濟界が圓滑に動いて行く、最も活潑に動いて行くといふことを中心にして考へなければいかんぢやないか。

そこで茲に起る問題は、經濟警察が今後、この法規を運用するに當つて、從來に於ける刑罰と同じに考へてよいか否かである。我々の考へ方としては種々の議論があるといふことも聞いてをりますが、かういふ場合には出來るだけ、實際經濟界の運営を邪魔しないやうに、さうして戰時經濟統制の目的はハッキリしてゐるのであるから、この目的を達するためには、經濟界の運営を邪魔しないといふことが統制の根柢であることを銘記さるべきであらう。然るに、輸出統制について見ても、輸出増進を目的とする原料統制が、その取締が煩瑣であるため、その目的の増進どころか、輸出は却つて減少すると云ふことになる。なる程、統制違反は無くなるが目的が却つて逆になるといふ事になれば、この統制は全く失敗である。邪魔だといふことになる。さういふわけで總ての統制は目的がハッキリして



ある、その目的に逆行せざる様、經濟統制を取締ると共に、その目的の遂行を邪魔するものは防ぐ、と云ふのが經濟警察の任務であらねばならぬ。それがために經濟界の圓滑なる運営を極力擁護する、だからこれを邪魔するやり方は極力避けるといふことが、經濟警察の大體の方針になつて來るんぢやないでしようか。(「讀賣新聞座談會」昭和一三・九・二九日)

## 第二章 物價統制の第二段階轉入と問題の重點

### 第一節 戰時物價統制第一段階の使命と其の一過

現行の物價統制體制は、周知の如く、去る十三年六月末、戰時物資動員計畫の實施と相携行して登場し、爾來今日まで整備され來つたものであるが、その建前とするところは、一方には公定價格の設定、他方には公定價格實施に對する監視機構の動員により、物價の戰時非常管理を確保すべく、物價先高見越に基く思惑と物價の騰勢とに對し、冷水三斗を浴せかけたものである。而して、此の建前に於ける物價統制策は、少くとも最近までの物價に即して見る限り、慥かに、有効且つ適切だつたと云ひ得る。だが、それは戰時物價統制第一段に於ける使命であつて、その使命の一巡達成せられると共に、物價統制は、次の第二段階に發展的に轉入せねばならないものである。

顧るに、現行の物價統制登場當時、即ち、大體六月頃或はその前に於ける實情は、民間側が時局下の物價問題の重大性を未だ認識し得ずして旺んに物價先高思惑に趨り、不正取引、暗取引が横行し、物價は極めて不自然な高位にまで釣上げられてゐた。而して斯かる思惑行爲の根柢には、物資需給の



前途は一般に尙ほ逼迫傾向にあるが故に、かゝる際、政府當局が如何に物價抑壓に全力を擧げて、それは到底不可能の事である、といふ自由經濟的思想と自由營業的行動とが支配して居たのである。ところが、かゝる物價騰貴思惑に對する當時の政府當局の抑壓方針は、少くとも表面に現はれた態度より推想せば之れを抑壓するためには斷乎として如何なる手段に訴へるも辭せない、と云ふ決意を缺き、精々、業者の自主的申合せによる公定價格遵守を懲憚する程度以上に多く出でず、統制違反に對しては徒らに拱手傍觀して、之れを寧ろ默認するかの如く誤解せしめるものが無かつたとは決して云へない状態であつた。勢ひ、物價先高思惑は愈々一般的に熾烈化し、之れを放置するに於ては、戰時經濟の運営に由々敷破綻を惹起する恐れが愈々甚大となるに至つた。

従つて、戰時物價統制第一段の重大任務は、次の如き諸點に置かれたのである。

- (1) 何よりも先づ、澎湃たる物價先高思惑の大勢に對し、當局の斷乎たる物價抑壓の決意を闡明し思惑熱に冷水三斗を浴せて之れを屏息せしむること。
- (2) 斯かる決意の具體的表明として、從來の自主的公定價格制に代り、法令による強制的公定價格の廣汎な設定を以て物價の上限を抑へ、且つ、統制違反に對しては假借なき摘發、處罰を斷行すること。

- (3) 更に進んで、不自然に昂騰せる當時の物價を、物價委員會の定めたる大局的目標を目安として漸進的に引下げて行くこと。

以上の如き戰時物價統制第一段の使命は、今日までのところ、大體所期の目的を達して居る。それは、其後に於ける物價先高思惑熱の急激なる冷却、物價昂騰の頭打ち模様、進んで最近に於ける物價の落潮傾向等の事實によつて、現に、何人にも明かに看取され得るところだ。

併し乍ら、右は、前述の如く、戰時物價統制第一段の目的達成に過ぎないのであつて、現下に於ける物價統制の眞の使命は、實は、後節述べるところの第二段階のそれにあるのである。謂ふ所の第二段階の物價統制の主要眼目とは、例へば、次の如くである。

- (イ) 現行並に今後設定さるべき公定價格制を單に一時の強制力に由つてではなく、爾後長く經濟的に圓滑に維持し得るやう、之れに必須な根本對策の樹立を今後日程に上せねばならぬ。
- (ロ) と共に、一度戰時物價統制が軌道に乗れる曉に於ては、その物價統制の線に沿つて戰時の國民經濟活動が、與へられたる條件の範圍内に於て、フルにその能力を發揮し得るやう、公定價格設定についても、その運用方法についても、更に立入つた再吟味乃至調整を必要とする。